

# 平成21年度版 岡崎市環境白書

## 【資料編】

# 目次

<b>1 岡崎市の概要</b> .....	1
1-1 地勢	
1-2 岡崎市の位置等	
1-3 人口・世帯数の推移	
1-4 都市計画用途地域と面積	
<b>2 環境行政の概要</b> .....	2
2-1 行政のあらまし	
(1) 環境行政機構	
(2) 事務分掌.....	3
(3) 職員配置.....	6
(4) 環境行政の推移.....	8
① 環境保全	
② 環境衛生.....	16
2-2 審議会など.....	20
(1) 附属機関	
(2) 附属機関に準ずる機関	
(3) その他	
2-3 保有車両.....	21
2-4 法律等の体系.....	22
(1) 環境関連の主な法体系	
(2) 本市における環境関連の条例等の体系.....	23
2-5 予算の概要.....	24
(1) 予算額	
(2) 清掃費の推移	
(3) ごみ処理に要する経常経費の推移	
2-6 清掃事業の概要.....	25
(1) 概要	
(2) 事業内容	
① ごみ処理	
② ごみ減量とリサイクル.....	26
③ し尿及び浄化槽汚泥収集処理	
④ 公衆便所	
⑤ ごみ処理関係施設概要.....	27
⑥ ごみ処理に関する使用料及び手数料	
(3) 清掃事業の推移.....	29
① 施設の整備等	
② 清掃事業の推移	
<b>3 気象</b> .....	34

3-1	年別・月別気象概況	34
3-2	年別降水量	
3-3	降水量経年変化	
3-4	降水量経月変化	
<b>4</b>	<b>環境目標 1 水と緑豊かな自然とふれあえるまちに</b>	<b>35</b>
4-1	天然林面積	
4-2	おかざき自然体験の森	
4-3	公園緑地供用面積	
4-4	自然環境保護	36
4-5	自然公園	
	(1) 三河湾国定公園	
	(2) 本宮山県立自然公園	
4-6	愛知県茅原沢自然環境保全地域の保全計画	37
	(1) 指定理由	
	(2) 保全計画	
	(3) 所在地	
	(4) 面積	
4-7	愛知県山中八幡宮自然環境保全地域の保全計画	
	(1) 指定理由	
	(2) 保全計画	
	(3) 所在地	
	(4) 面積	
4-8	鳥獣保護	38
<b>5</b>	<b>環境目標 2 安全で健康なくらしができるまちに</b>	<b>39</b>
5-1	大気汚染	
	(1) 大気汚染常時監視調査結果	
	(2) 有害大気汚染物質調査結果	40
	(3) 環境基準の定められていない有害大気汚染物質の調査結果	
	(4) 市民ボランティア二酸化窒素濃度簡易測定調査結果	41
	(5) 大気中アスベスト（石綿）飛散状況調査結果	42
	(6) 降下ばいじん量調査	
	(7) 大気汚染物質排出量総合調査	
	(8) 大気汚染防止法に基づく届出状況	43
	(9) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況	
	(10) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況	
5-2	水質汚濁	44
	(1) 主要河川水質調査結果	
	(2) 主要河川水質調査地点図	72
	(3) 市民ボランティア河川調査結果①	73
	(4) 市民ボランティア河川調査結果②	74
	(5) 市民ボランティア河川調査地点図	75
	(6) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の種類の届出状況	76

(7) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場の届出状況	78
(8) 地下水	79
① 地下水質測定計画に係る概況調査結果	
② 汚染井戸周辺地区調査結果	80
③ 定期モニタリング（継続監視）調査結果	
(8) ゴルフ場農業調査結果	81
5-3 土壌	82
(1) 土壌調査結果	
(2) 土壌調査地点図	83
5-4 ダイオキシン類	84
(1) 大気環境調査結果	
(2) 水環境調査結果	
① 河川水質	
② 河川底質	
③ 地下水	
(3) 土壌環境調査結果	
5-5 騒音・振動	85
(1) 環境騒音（道路に面する地域以外の地域）調査結果	
(2) 特定施設・発生施設の届出状況	
(3) 特定建設作業の届出状況	86
5-6 地盤沈下	
(1) 既存井戸水位調査結果	
(2) 地下水位調査結果	87
5-7 交通公害	88
(1) 大気汚染常時監視調査結果	
(2) 自動車排ガス測定局位置図	90
(3) 国道1号沿線二酸化窒素濃度簡易測定調査結果	
(4) 国道248号沿線二酸化窒素濃度簡易測定調査結果	
(5) 国道1号騒音調査結果	91
① 環境基準	
② 要請限度	
(6) 主要幹線道路騒音調査結果	92
① 環境基準	
② 要請限度	93
(7) 国道1号・主要幹線道路振動調査結果	94
① 国道1号	
② 主要幹線道路	95
(8) 道路交通騒音・振動調査地点図	
(9) 国道1号交通量調査結果	96
① 矢作地区	
② 唐沢地区	
(10) 東名高速道路防音対策の状況（岡崎市管内）	

(11) 新幹線騒音・振動調査結果	97
5-8 公害苦情	98
(1) 苦情の用途地域及び種類別受理件数	
(2) 月別苦情受理件数	
(3) 年度別苦情処理件数	
<b>6 環境目標3 歴史や文化を育む風格あるまちに</b>	<b>99</b>
6-1 不法投棄処理件数	
6-2 放置自動車処理件数	
6-3 環境美化推進事業実績	
6-4 空き缶等のごみの散乱状況実態調査	100
<b>7 環境目標4 地球環境に配慮するまちに</b>	<b>101</b>
7-1  ごみ・資源物  収集・運搬量	
(1) 全体量（家庭系・事業系）	
(2) 内訳	102
① 可燃ごみ内訳	
② 不燃ごみ内訳	
③ 資源物（缶）内訳	
④ 資源物（びん）内訳	
⑤ 資源物（3分別）内訳	103
⑥ 有害ごみ	
⑦ 粗大ごみ	
7-2  ごみ処理量	
(1) 焼却量（搬入分）	
(2) 資源化量	
(3) 埋立量	104
内訳	
① 資源収集搬入分内訳	
② 拠点回収・集団回収内訳	
③ ペットボトル内訳	
7-3  ごみ減量・リサイクル啓発活動	105
(1) 集団回収（集団回収方式）実績及び報償金交付状況	
(2) 資源回収（ミニ拠点回収方式）実績及び報償金交付状況	
(3) 生ごみ堆肥化装置設置補助実績	
7-4  ごみ質分析及び測定データ	
(1) ごみステーション（家庭系）ごみ質分析	
① 可燃ごみ	
② 不燃ごみ	
(2) ごみ処理施設ごみ質分析	106
① 八帖クリーンセンターピット内分析結果平均	
② 中央クリーンセンターピット内分析結果平均	
(3) ごみ処理施設・最終処分場・し尿処理施設に関する測定データ	
7-5  し尿・浄化槽汚泥・清掃汚泥処理量	

<b>8 環境基準など</b> .....	107
8-1 大気汚染に係る環境基準	
8-2 有害大気汚染に係る環境基準	
8-3 水質汚濁に係る環境基準.....	108
(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）	
(2) 市内の環境基準類型の指定状況.....	109
(3) 人の健康の保護に関する環境基準.....	110
8-4 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値.....	111
(1) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（公共用水域）	
(2) 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値（河川）	
8-5 特定事業場の排水基準.....	112
(1) 有害物質	
(2) 一般項目.....	113
8-6 岡崎市生活環境保全条例に基づく規制事項.....	114
8-7 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指針（45項目）.....	115
8-8 土壌汚染に係る環境基準.....	116
8-9 ダイオキシン類に係る基準.....	117
(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準	
(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）	
(3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）.....	118
(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん・燃え殻）	
(5) ダイオキシン類に関する最終処分場の維持管理基準	
8-10 騒音に係る環境基準.....	119
8-11 騒音規制法に基づく要請限度	
8-12 振動規制法に基づく要請限度.....	120
8-13 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	
8-14 新幹線鉄道振動指針値	
8-15 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準.....	121
8-16 特定建設作業に係る規制基準.....	122
8-17 拡声器騒音の規制.....	123
(1) 拡声機騒音（航空機からのものを除く）の規制	
(2) 航空機からの拡声器騒音の規制	
8-18 深夜営業騒音の規制	
(1) 騒音の規制基準の遵守	
(2) 音響機器の使用制限.....	124
(3) 利用者の義務	
(4) 罰則など	
8-19 作業騒音・振動の規制	
8-20 悪臭の規制基準.....	125
<b>9 用語解説</b> .....	126

# 1 岡崎市の概要

## 1-1 地勢

本市は、三河高原と西三河平野との接触地にあり、三河高原の西端に位置しています。この丘陵台地は花崗岩、その他の岩石層の上にあつて、高燥にしてきわめて地形の変化に富み水源が豊かで、緑に包まれ風光明媚です。また、西三河平野を広く展望するこの台地の西を、北から南に縦断して流れる矢作川は、源を遠く長野県に発し、ゆるく清流が三河湾に注いでいます。

矢作川沿岸は矢作川による沖積地で、みごとな水田地帯となっていますが、広く平坦であるため大型工場の適地となっています。矢作川の豊富な水は、水力発電、農工業用水、あるいは飲料水として利用されています。

本宮山に源を発する乙川は、市の中心部を西に流れて矢作川に合流しますが、菅生川沿岸(乙川下流)は美しい自然の景観に恵まれ、付近一帯の丘陵と相まって観光、文化、住宅の適地として最良の環境であるといえます。

## 1-2 岡崎市の位置等

市役所所在地：岡崎市十王町二丁目9番地 緯経度：東経 137° 10' 23" 北緯 34° 57' 17"  
市域：東西 29.1 km・南北 20.2 km 面積：387.24 km<sup>2</sup> 市制：大正 5 年 7 月 1 日

## 1-3 人口・世帯数の推移

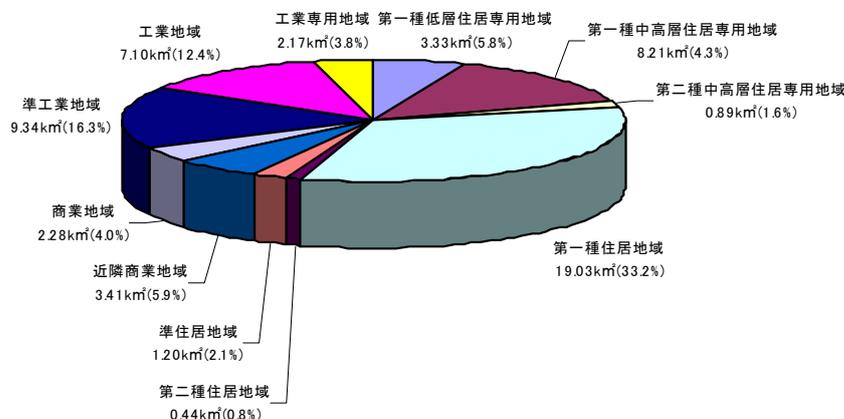
(各年度4月1日現在)

年度	人口	世帯	1世帯あたり人口	対前年人口増加率(%)
平成 17 年度	355,359	133,212	2.67	1.11
平成 18 年度	367,850	138,706	2.65	3.52
平成 19 年度	371,413	141,815	2.62	0.97
平成 20 年度	375,067	145,040	2.59	0.98
平成 21 年度	376,220	146,402	2.57	0.31

## 1-4 都市計画用途地域と面積

都市計画区域面積：226.97 km<sup>2</sup> (市街化調整区域：169.57 km<sup>2</sup> 市街化区域：57.40 km<sup>2</sup>)  
※額田地域(旧額田町)は都市計画区域外のため含んでいません。(額田地域 面積：160.27 km<sup>2</sup>)

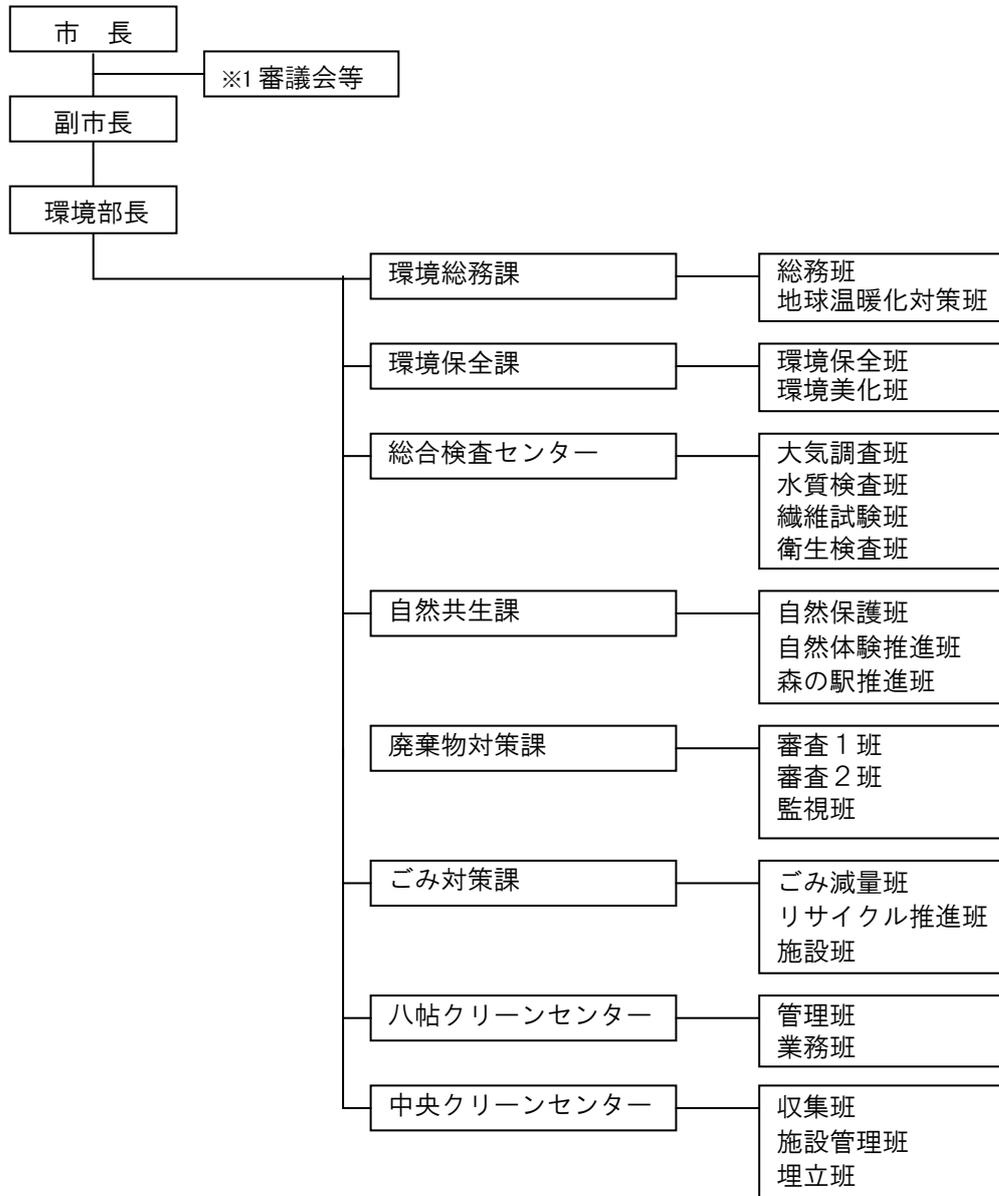
### 都市計画用途地域と面積



## 2 環境行政の概要

### 2-1 行政のあらまし

(1) 環境行政機構（平成21年4月1日現在）



※1 審議会等……附属機関、附属機関に準ずる機関（詳細は20ページ参照）

## (2) 事務分掌 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

### 【環境総務課】

#### 総務班

- ①環境部内の総合調整に関する事務
- ②環境審議会に関する事務
- ③水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に関する事務
- ④特定事業の計画に伴う事前協議に関する事務
- ⑤開発行為に係る合議に関する事務
- ⑥特定事業紛争調停委員会に関する事務
- ⑦環境保全調整会議に関する事務
- ⑧環境影響評価に関する事務

#### 地球温暖化対策班

- ①環境マネジメントシステムに関する事務
- ②環境基本計画に関する事務
- ③岡崎版事業所環境ISOに関する事務
- ④ゼロエミッション事業に関する事務
- ⑤グリーン調達方針に関する事務
- ⑥地球温暖化対策推進実行計画に関する事務
- ⑦エコシール制度に関する事務
- ⑧低公害車購入費補助金に関する事務
- ⑨住宅用太陽光発電システム設置費補助金に関する事務
- ⑩エコライフの実践に関する事務
- ⑪環境教育に関する事務
- ⑫環境シンポジウムの企画・実施

### 【環境保全課】

#### 環境保全班

- ①大気汚染、騒音、振動、悪臭による公害防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ②水質汚濁、土壌汚染による公害の防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ③ダイオキシン類による環境汚染の防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ④化学物質（P R T R等）に関する事務
- ⑤公害に関する相談及び苦情処理に関する対応
- ⑥生活排水対策を推進する事務
- ⑦健全な水環境の推進に関する総合調整
- ⑧環境保全委員に関する事務
- ⑨水循環推進協議会に関する事務

#### 環境美化班

- ①環境美化の啓発に関する事務
- ②不法投棄防止に関する事務
- ③空き地における雑草等の除去に関する事務
- ④放置自動車に関する事務
- ⑤まちづくり協議会に関する事務

### 【総合検査センター】

#### 大気調査班、水質検査班、繊維試験班、衛生検査班

- ①大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、ダイオキシン類等に関する調査
- ②工場排水、ゴルフ場農薬、産廃処理施設等の水質に関する検査
- ③地下水位・地盤沈下の測定及び観測に関する事務

- ④上水道の水質に関する検査
- ⑤繊維に関する試験、染色加工及び分析
- ⑥病原細菌、ウイルス、寄生虫等の検査
- ⑦食品中の細菌・添加物・残留農薬・抗生物質等の検査
- ⑧井戸水、プール水、浴場水等の水質検査

## 【自然共生課】

### 自然保護班

- ①自然環境保全に関する事務
- ②自然公園内における開発行為の審査及び県への申達事務
- ③鳥獣保護区、休猟区及び特定猟具使用禁止区域に関する事務
- ④温泉利用許可に関する事務
- ⑤湿地保全計画に関する事務
- ⑥池沼保全計画に関する事務
- ⑦こどもエコクラブに関する事務
- ⑧幼児の環境教育に関する事務
- ⑨動植物の保護に関する事務
- ⑩自然観察会に関する事務
- ⑪自然環境調査に関する事務
- ⑫外来生物に関する事務
- ⑬岡崎市自然環境保全条例に関する事務

### 自然体験推進班

- ①おかざき自然体験の森に関する事務
- ②自然体験型環境教育に関する事務
- ③自然体験施設の整備に関する事務
- ④自然体験指導者の育成に関する事務

### 森の駅推進班

- ①水とみどりの森の駅に関する事務
- ②水とみどりの森の駅の整備運営及び啓発活動
- ③自然環境保全に関する啓発事務
- ④千万町茅葺屋敷に関する事務

## 【廃棄物対策課】

### 審査1班

- ①浄化槽清掃業の許可、届出等に関する事務並びに指導監視
- ②浄化槽保守点検業者の登録及び変更に関する事務並びに指導監視
- ③浄化槽設置、廃止等の届出に関する事務
- ④合併処理浄化槽設置費補助金に関する事務
- ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理に関する事務並びに指導監視
- ⑥自動車リサイクルに関する許可及び登録等に関する事務並びに指導監視
- ⑦浄化槽設置整備事業推進に関する事務
- ⑧愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会の運営等に関する事務
- ⑨全国浄化槽推進市町村協議会に関する事務
- ⑩予算管理等に関する庶務事務

### 審査2班

- ①廃棄物処理施設に関する許可、届出等に関する事務並びに指導監視
- ②廃棄物処理業に関する許可、届出等に関する事務並びに指導監視
- ③産業廃棄物に関する廃棄物処理法遵守に係る相談育成等に関する事務

- ④廃棄物最終処分場の維持管理に関する事務並びに指導監視
- ⑤産業廃棄物再生利用個別指定業に関する事務
- ⑥廃棄物処理法に基づく実績報告に関する事務
- ⑦廃棄物処理施設検討会議開催に関する事務

#### 監視班

- ①産業廃棄物の適正処理に関する指導監視
- ②産業廃棄物の発生の抑制に関する調査及び啓発
- ③航空画像解析による廃棄物の不法投棄、不適正処理の指導監視
- ④廃棄物処理法遵守のための指導監視
- ⑤産業廃棄物等の再生資源活用審査制度に関する事務
- ⑥建設工事に係る資材の再資源化に関する助言、指導
- ⑦県内政令市等廃棄物行政に係る研究会の運営等に関する事務

#### 【ごみ対策課】

##### ごみ減量班

- ①ごみ処理基本計画策定事務
- ②一般廃棄物処理実施計画策定事務
- ③各種ごみ減量施策及びPRに関する事務
- ④各種統計事務
- ⑤幸田町受入に関する事務
- ⑥事業系一般廃棄物の処理手数料等に関する請求事務
- ⑦生ごみ処理機購入に対する補助金交付に関する事務
- ⑧岡崎西尾地域広域化ブロック会議に関する事務

##### リサイクル推進班

- ①資源リサイクルの推進に関する事務
- ②資源回収事業に係る回収団体及び回収業者への報償金、補助金に関する事務
- ③拠点回収に関する事務
- ④町内会のごみ減量・リサイクル活動に対する助成に関する事務
- ⑤他市町村との調和に関する事務

##### 施設班

- ①焼却施設その他中間処理施設の整備計画及び建設に関する事務
- ②新一般廃棄物中間処理施設建設審議会に関する事務

#### 【八帖クリーンセンター】

##### 管理班、業務班

- ①し尿処理施設及び公衆便所に関する事務
- ②し尿の収集及び運搬に関する事務
- ③ごみ処理施設の維持管理に関する事務

#### 【中央クリーンセンター】

##### 収集班、施設管理班、埋立班

- ①一般廃棄物の収集、及び運搬に関する事務
- ②ごみ処理施設の維持管理に関する事務
- ③北部一般廃棄物最終処分場に搬入されるごみの埋立処分に関する事務
- ④ガラス工芸受講料の納付書発送に関する事務
- ⑤粗大ごみ処理手数料に関する事務
- ⑥さわやか収集に関する事務

## (3) 職員配置

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分	部長	次長	参事	課長・所長	主幹	副主幹	主任主査	主査	主事	技師	正臨床検査技師	正薬剤師	事務員	技術員	臨床検査技師	事務業務員	小計	技能業務職員 (次表参照)	合計	嘱託職員
環境部	1	3	1														5		5	
環境総務課				1													1		1	
総務班					1		3	2	1								7		7	
地球温暖化対策班					1		1	1	1				1				5		5	1
環境保全課				(1)													(1)		(1)	
環境保全班					1		1	2	2	1			1				8		8	
環境美化班					1		1	1									3	1	4	1
総合検査センター				1													1		1	
大気調査班						1	2										3	1	4	1
水質検査班					1		1			4							6		6	
繊維試験班						1											1	1	2	1
衛生検査班						1					1	2			2		6		6	
自然共生課				(1)													(1)		(1)	
自然保護班						1			2								3		3	1
自然体験推進班						1		1	1								3		3	5
森の駅推進班						1	1		1							1	4		4	1
廃棄物対策課				1	1												2		2	
審査 1 班					1			1	1								3	1	4	
審査 2 班					1			3		1							5		5	2
監視班						1			2				1				4		4	1
ごみ対策課				(1)													(1)		(1)	
ごみ減量班						1		1	1								3		3	1
リサイクル推進班					1	1	1	1					1				5		5	
施設班					1		3	1									5		5	2
八帖クリーンセンター				1													1		1	
管理班					1		1			1							3	14	17	1
業務班						1	2	1									4	18	22	
中央クリーンセンター				1													1		1	
収集班					1	1		2									4	116	120	3
施設管理班					1	1	2	1									5	30	35	13
埋立班						1	1		1							1	4	4	8	1
計	1	3	1	5	13	13	20	18	13	7	1	2	4				105	186	291	35
				(3)													(3)		(3)	

( ) は次長が課長を兼務しているため再掲

技能業務職員配置（内訳）

区 分	作業統括主任	作業副統括主任	自動車運転手主任	自動車運転手副主任	自動車運転手	汽かん員主任	汽かん員副主任	汽かん員	業務員主任	業務員副主任	業務員	再任用業務員	合計
環境保全課										1			1
環境保全班													
環境美化班										1			1
総合検査センター										1	1		2
大気調査班										1			1
水質検査班													
繊維試験班											1		1
衛生検査班													
八帖クリーンセンター	1			1		4	8	15	1	1	1		32
管理班	1			1		2	3	4	1	1	1		14
業務班						2	5	11					18
中央クリーンセンター	1	7	6	19	30	2	5	11	6	19	37	7	150
収集班	1	5	5	17	27				5	13	36	7	116
施設管理班		1		2	1	2	5	11	1	6	1		30
埋立班		1	1		2								4
計	2	7	6	20	30	6	13	26	7	22	39	7	185

(4) 環境行政の推移

① 環境保全

年月日	区分	主要事項
大正 7年 4月 4日	国	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律公布(全部改正)
昭和31年 6月11日	国	工業用水法公布
32年 6月 1日	国	自然公園法公布
33年12月25日	国	公共用水域の水質の保全に関する法律(旧法)公布(廃止)
		工場排水等の規制に関する法律(旧法)公布(廃止)
34年10月 1日	市	岡崎市環境衛生条例(旧条例)公布施行(廃止)
37年 5月 1日	国	建築物用地下水の採取の規制に関する法律公布
6月 2日	国	ばい煙の排出の規制等に関する法律(旧法)公布(廃止)
39年 4月 1日	県	愛知県公害防止条例(旧条例)公布(廃止)
42年 8月 3日	国	公害対策基本法公布施行(廃止)
43年 6月10日	国	大気汚染防止法及び騒音規制法公布(同年12月1日施行)
11月27日	国	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準公布
		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準公布
44年 2月12日	国	硫黄酸化物に係る環境基準閣議決定(廃止)
12月15日	国	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布(廃止)
45年 2月20日	国	一酸化炭素に係る環境基準閣議決定(廃止)
4月21日	国	水質汚濁に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国	公害紛争処理法公布
11月 1日	県	愛知県公害審査会設置
12月 1日	市	商工課工業試験所内に水質係新設(市内朝日町地内)
12月 3日	県	愛知県公害対策審議会設置
12月25日	国	水質汚濁防止法公布、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律公布、廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46年 4月 1日	市	衛生課に公害係を新設(2名)
4月 2日	県	愛知県公害防止条例公布(全部改正)(同年10月1日施行)
5月25日	国	騒音に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国	悪臭防止法公布(昭和47年5月31日施行)
6月10日	国	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布
7月 1日	国	環境庁設置
47年 1月11日	国	浮遊粒子状物質に係る環境基準告示(廃止)
3月29日	県	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例公布(同年4月1日施行)
3月30日	市	岡崎市公害対策審議会条例公布(廃止)
4月 1日	市	環境交通課公害係となる(5名)
6月12日	市	岡崎市公害対策審議会設置
6月22日	国	自然環境保全法公布
48年 3月20日	県	愛知県公害被害者認定審査会設置
3月30日	県	大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例公布
		愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例公布
4月 1日	市	環境交通課公害対策係(3名)公害調査係(3名)となる
5月 8日	国	大気汚染に係る環境基準について告示(二酸化窒素・光化学オキシダント)
6月 5日	国	世界環境デー(第1回環境週間)
7月 1日	市	緑化推進都市宣言
8月15日	市	公害防止協定締結第1号(合名会社共栄鑄造所)

年月日	区分	主要事項
昭和48年10月 5日	国	公害健康被害補償法公布
49年 4月 1日	市	厚生経済部環境課として独立、公害対策係(4名)、公害調査係(3名)、自然保護係(2名) 岡崎市公害調査センター設置
6月 1日	国	大気汚染防止法一部改正(総量規制の導入)
10月 2日	市	岡崎市公害防止条例公布(平成18年10月1日全部改正)
11月 1日	市	岡崎市公害防止委員委嘱(14名)(平成18年10月1日再編)
50年 2月 3日	国	水質汚濁に係る環境基準にPCBを追加 水質汚濁防止法施行令の一部改正(PCB排出基準の設定)
3月31日	県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=鹿乗川、当該類型=C、達成期間=〇)
4月 1日	市	岡崎市公害調査センター改築移転(稲熊町4丁目12番地)
7月29日	国	新幹線騒音に係る環境基準告示
9月 4日	国	自動車騒音の大きさの許容限度公布
51年 6月10日	国	振動規制法公布(同年12月1日施行)
8月15日	市	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の実施(廃止)
9月18日	国	悪臭防止法施行令一部改正(二硫化メチル等3物質を追加)
52年 1月26日	市	岡崎市新幹線公害対策連絡協議会設立
4月 1日	市	岡崎市土地開発行為事前指導要綱の実施
4月30日	県	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の告示
53年 6月13日	国	水質汚濁防止法一部改正(総量規制の導入)
7月11日	国	二酸化窒素の環境基準の改定告示 (0.02ppm→0.04ppm~0.06ppm)
55年 2月12日	県	愛知県生活排水対策推進要綱制定
3月 7日	市	「天然石けん普及都市」宣言
5月 1日	国	幹線道路の沿道の整備に関する法律公布
56年 3月27日	県	愛知県公害防止条例一部改正(飲食店営業等に伴う騒音に係る基準の遵守等)
4月 1日	市	市民部公害交通課に改称
8月 1日	県	愛知県公害防止条例施行規則の一部改正(深夜営業騒音の規制)
57年 8月 1日	市	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の改正
58年 4月26日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(木くずを産業廃棄物に指定)
5月18日	国	浄化槽法公布
9月 7日	国	大気汚染防止法施行規則の一部改正(窒素酸化物の第5次規制)
59年 8月28日	国	環境影響評価実施要綱閣議決定
12月21日	県	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例改正
60年 3月29日	市	岡崎市都市景観環境条例公布(廃止)
5月27日	国	水質汚濁防止法施行規則の一部改正(窒素・リンの排水基準)
6月 6日	国	大気汚染防止法施行令の一部改正・同施行規則の一部を改正(ばい煙発生施設の追加 小型ボイラー)
61年 3月31日	県	愛知県環境影響評価要綱告示(同年10月1日施行)
62年 5月 1日	県	化学的酸素要求量に係る第2次総量削減計画策定
63年 4月 8日	市	岡崎市合併処理浄化槽設置費補助金交付規程
10月19日	県	合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱制定
平成 元年 3月29日	国	水質汚濁防止法施行令一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの追加)
4月 1日	市	環境衛生部環境課に改称

年月日	区分	主要事項
平成元年 6月28日	国	水質汚濁防止法施行令の一部改正(有害物質を含む汚水等の地下浸透規制導入) 大気汚染防止法一部改正(一般粉じん、特定粉じん)
9月27日	国	悪臭防止法施行令の一部改正(プロピオン酸等4物質を追加)(平成2年4月1日施行)
2年 4月 1日	市	岡崎市合併処理浄化槽設置費補助金交付規程改正
6月22日	国	水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策の推進を追加)
6月27日	国	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布
3年 3月25日	県	悪臭防止法による地域の指定等の告示
3月29日	県	化学的酸素要求量に係る第3次総量削減計画策定
4月 1日	県	愛知県産業廃棄物適性処理指導要綱施行
	市	岡崎市環境調査センターに改称
4月26日	国	再生資源の利用の促進に関する法律公布
8月23日	国	土壌汚染に係る環境基準を告示
12月10日	市	岡崎市環境影響評価調査検討委員会規程
4年 3月31日	市	合併処理浄化槽設置費補助金交付下水道部へ移管
6月 3日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布(同年12月1日施行)
6月 5日	国	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(平成5年4月1日施行)
6月26日	国	都市計画法及び建築基準法の一部改正(用途地域:8区分→12区分)
9月25日	国	ゴルフ場の建設及び運営に係る環境配慮指針作成
5年 3月 8日	国	水質汚濁に係る環境基準の一部改正について告示(トリクロロエチレン等15項目追加)
6月18日	国	悪臭防止法施行令一部改正(プロピオンアルデヒド等10物質追加)(平成6年4月1日施行)
11月19日	国	環境基本法公布施行(公害対策基本法廃止)
12月24日	国	地球環境保全に関する閣僚会議「アジェンダ21行動計画」を決定
12月27日	国	水質汚濁防止法施行令の一部改正(ジクロロメタン等13物質を有害物質に追加)
6年 2月21日	国	土壌の汚染に係る環境基準の改正(ジクロロメタン等15物質の追加)
6月23日	市	岡崎市環境審議会条例公布(岡崎市公害対策審議会条例の廃止)(廃止)
8月 1日	県	愛知県環境審議会設置
12月 2日	県	「あいちアジェンダ21」を策定
12月16日	国	環境基本計画閣議決定
12月21日	県	空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例公布、施行
7年 3月22日	県	愛知県環境基本条例公布(同年4月1日施行)
4月 1日	市	環境衛生部環境保全課に改称
8年 4月21日	国	悪臭防止法の一部改正(臭気指数規制の導入)
6月16日	国	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
2月 2日	市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月29日	県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=男川、当該類型=A、達成期間=イ)
	市	鹿乗川流域生活排水対策推進計画の策定
4月 1日	市	岡崎市空き缶等のごみの散乱の防止に関する条例公布、施行(平成18年廃止)
12月20日	国	騒音規制法施行令の一部改正(特定施設として切断機、特定建設作業としてバックホウ・トラクター・ショベル・ブルドーザーを追加)
9年 2月 4日	国	ベンゼン等3物質の大気環境基準告示

年月日	区分		主要事項
平成 9年 3月13日	国		地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示
6月13日	国		環境影響評価法公布(平成11年6月12日施行)
6月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(廃棄物の減量化・リサイクルの推進、施設の設置手続きの明確化、最終処分場における適正な維持管理の確保、不法投棄対策)
8月11日		県	愛知県環境基本計画策定
8月29日	国		大気汚染防止法施行令の改正(ダイオキシンを指定物質として追加) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正(廃棄物焼却施設から排出するダイオキシン類対策として、構造基準及び維持管理基準を強化)
10月 6日		県	あいち環境づくり推進協議会設置
12月29日	国		地球温暖化対策推進本部設置
10年 3月20日		市	美合町五本松68番地1へ市環境調査センター新築移転
6月 5日	国		特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布
6月19日	国		地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」決定
9月30日	国		騒音に係る環境基準告示(等価騒音レベルの採用と新環境基準値の設定)
10月 9日	国		地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)公布(平成11年4月8日施行)
12月18日		県	愛知県環境影響評価条例公布(平成11年6月12日施行)
11年 2月22日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の追加) 地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正
3月26日		県	騒音に係る環境基準の地域の類型告示(昭和50年告示は廃止)
		市	岡崎市環境基本計画策定
4月 1日		県	愛知県環境評価審議会設置
4月16日	国		地球温暖化対策に関する基本方針告示
7月 1日		市	エコオフィスプラン岡崎策定
7月13日	国		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布
7月16日	国		ダイオキシン類対策特別措置法公布(平成12年1月15日施行) 環境省設置法公布
12月21日	国		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準を告示
		市	岡崎市公害防止条例の一部改正
12年 3月 2日	国		騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令改正(等価騒音レベルの採用)
3月23日		市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月27日		県	あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)策定
3月31日		県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=乙川下流「岡崎市上水道取水口より下流」、該当類型=B、達成期間=イ)
5月31日	国		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布(グリーン購入法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布(建設リサイクル法) 土壌汚染に係る環境基準の改正(ふっ素、ほう素の追加)
6月 2日	国		循環型社会形成推進基本法公布 浄化槽法の一部改正(合併処理浄化槽の設置を原則的に義務付け) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(産業廃棄物管理票制度の見直し、措置命令の強化)
6月 7日	国		食品循環資源の再利用等の促進に関する法律公布(食品リサイクル法)
6月26日		市	岡崎市生活環境等影響調査条例公布
6月29日		市	同上施行規則公布
7月25日		市	ISO14001認証取得(本庁舎等)

年月日	区分	主要事項
平成12年12月22日	国	新環境基本計画策定
13年 1月 6日	国	中央省庁再編成により、環境庁が環境省となる
1月19日	県	ISO14001 認証取得(本庁舎)
3月26日	市	ISO14001 認証取得(一般廃棄物最終処分場)
4月20日	国	ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気環境基準についての一部改正(ジクロロメタン追加)
5月 7日	国	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定める
6月13日	国	水質汚濁防止法施行令、同法施行規則の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加)
6月22日	国	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布(フロン回収破壊法)
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、同法施行令、同法施行規則公布
6月27日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正(粒子状物質追加)
10月17日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にと畜場においてとさつし、又は解体した獣育等に係る固形状の不用物を追加)
11月 9日	国	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正(窒素・りん総量規制)
12月14日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部改正(岡崎市が対策地域として指定)
14年 1月17日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にコンクリートくずを追加)
3月19日	国	地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」見直し
3月25日	市	岡崎市自然体験の森条例公布(同年4月18日施行)
3月29日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加)
		岡崎市自然体験の森条例施行規則公布(同年4月18日施行)
4月11日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定める告示
5月29日	国	土壌汚染対策法公布(平成15年2月15日施行)
6月 7日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律改正、公布
7月12日	国	使用済自動車の再資源化に関する法律公布(自動車リサイクル法)
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布(平成15年4月16日施行)
7月12日	県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示
		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準告示
		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準告示
7月22日	国	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌に係る環境基準についての一部改正(環境基準に水底の底質を追加)
7月31日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正(特定施設の追加) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類発生施設として洗浄施設等追加)
9月 2日	県	愛知県環境基本計画(改訂計画)策定

年月日	区分	主要事項
平成14年10月23日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 ①特別管理一般廃棄物の基準 ②特定管理産業廃棄物の追加 ③特定管理産業廃棄物の追加に伴い埋立処分の基準を定めた ④ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設を設置の許可の対象となる産業廃棄物処理施設に追加
11月13日	国	土壌汚染対策法施行令公布 岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(産業廃棄物に係る許可申請手数料の追加)
12月19日	市	使用済自動車の再資源化に関する法律施行令、施行規則公布 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令公布
12月20日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則公布 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するため基本方針を定めた 土壌汚染対策法施行規則公布
12月26日	国	環境大臣が定める土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法、土壌溶出調査に係る測定方法並びに土壌含有量調査に係る測定方法告示 搬出する汚染土壌の処分方法並びに搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法告示
15年 3月 6日	国	大気汚染防止法施行規則の一部改正(ばい煙測定頻度の改正)
3月25日	国	県民の生活環境の保全等に関する条例公布 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布
3月28日	市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等告示 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等告示 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定告示
3月31日	市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布 岡崎市浄化槽法施行細則公布 岡崎市温泉法施行細則公布 岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則公布
6月23日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布
7月 4日	県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則公布
7月25日	国	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布(同年10月1日施行)
8月22日	県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則公布 同条例に基づき、愛知県化学物質適正管理指針・愛知県土壌汚染対策指針策定 同条例に基づき、生活排水対策に関する基本指針策定
9月12日	国	排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部改正(窒素・りんに係る排水基準の改正)
11月 5日	国	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(水生生物の保全に係る水質環境基準の追加(全亜鉛))
11月28日	国	広域的処理にかかる特例の対象とする一般廃棄物を定めた(廃スプリングマットレス・廃パソコン・廃密閉型蓄電池)
12月17日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正(特定施設2施設を追加) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類発生施設として2施設追加) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設追加)

年月日	区分	主要事項
平成16年 5月26日	国	大気汚染防止法の一部改正(揮発性有機化合物に関する施設の届出、排出基準等に関する項目の追加)
6月 2日	国	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布(平成17年4月1日施行) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布(平成17年6月1日施行)
10月18日	市	エコオフィスプラン岡崎見直し
12月 1日	国	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正 騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の2つの区分を統合し、新たに騒音・振動関係公害防止管理者となった
12月27日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正 施行令第4条第1項に基づき、施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉のうち、焼却能力が1時間当たり2,000kg未滿の施設から排出される排出ガスを測定する場合であつては、施行規則第2条第1号の規定によらないで十分な精度を有するもの(簡易測定)として環境大臣が定める方法によることができるようになった ①ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法 ②ダイオキシン類が抗原とする抗原抗体反応を利用した方法 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準について、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法及び簡易測定による方法により検定した場合における検出値によるものとなった 測定結果報告書が改められた
17年 3月25日	県	国際博覧会開幕 同年9月25日まで
5月25日	国	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律公布(平成18年4月1日施行)
5月27日	国	大気汚染防止法施行令の一部改正 揮発性有機化合物排出施設として、化学製品の製造の用に供する乾燥施設等を定めた
6月24日	国	ダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項の規定に基づき、国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を変更の告示
8月15日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令及び同施行規則の一部改正 特定施設(排水)として、次の施設を追加 ①担体付き触媒の製造の用に供する施設 ②担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 ③フロン類の破壊の用に供する施設 改正に伴い、施行規則別表第二の改正 改正に伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正
11月25日	市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等の告示の一部改正 額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等の告示の一部改正 額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示(平成15年岡崎市告示第77号は廃止) 額田郡額田町の編入に伴う規制地域の指定及び規制基準の設定

年月日	区分	主要事項
平成17年12月21日	国	大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正 特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加 特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃 作業を行う場合に、掲示板を設けることを追加 届出様式の変更 など
	市	岡崎市環境基本条例公布(平成18年1月1日施行) 環境の保全及び創造について、基本理念その他の基本的事項を定め、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため制定 以下の審議会条例を廃止し、環境基本条例のなかで統合 岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例廃止 岡崎市環境審議会条例廃止
		岡崎市水とみどり・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成18年1月1日施行) 額田郡額田町の編入に伴う経過措置として額田町自然保護区設置条例により指定された保護区を環境保全地区としてみなす
		岡崎市環境施策推進基金条例公布(平成18年1月1日施行) 環境施策の推進に係る廃棄物処理施設、その他環境の保全及び創造に関する施設の整備並びに環境活動の推進に要する事業費に充てるために設置
		岡崎市水とみどり・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成18年1月1日施行) 額田郡額田町の編入に伴う経過措置として額田町自然保護区設置条例により指定された保護区を環境保全地区としてみなす
		岡崎市千万町茅葺屋敷条例公布(平成18年1月1日施行)
12月28日	市	岡崎市水とみどり・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成18年1月1日施行) 額田郡額田町の編入に伴い、都市計画区域外の額田地区について、計画的な土地利用及び機能的な都市整備を図る観点から、景観及び環境の保全形成に多大な影響を及ぼす特定事業について実施の条件を見直す
18年 2月10日	国	石綿による健康被害の救済に関する法律公布
3月10日	国	石綿による健康被害の救済に関する法律施行令公布
3月27日	市	岡崎市生活環境保全条例公布(同年10月1日施行) 公害等の防止、地球温暖化の防止、環境の美化、その他の快適で良好な生活環境の確保に関し必要な事項を定め、生活環境の保全を推進するため制定
6月19日	市	岡崎市生活環境保全条例施行規則公布(同年10月1日施行) 条例の施行に関し必要な事項を定めた
8月11日	国	大気汚染防止法施行令及び施行規則の一部改正 特定粉じん排出等作業において、建築物以外に工作物等が対象に追加
11月10日	国	排水基準を定める省令の一部改正 亜鉛含有量「5mg/l」を「2mg/l」に改めた
19年 6月11日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正(平成20年4月1日施行) WHOが最新の知見を踏まえた毒性等価係数に見直したことに伴い、毒性等価係数を最新のものに改めた
6月15日	県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:平成20年4月1日施行)
		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:平成20年4月1日施行)
		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:平成20年4月1日施行)
9月27日	市	悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の改正の告示(平成20年4月1日施行) 物質濃度規制から臭気指数規制に規制方式を変更

年月日	区分	主要事項
平成19年12月21日	市	岡崎市水とみどり・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成20年4月1日施行)
12月28日	市	岡崎市水とみどり・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成20年4月1日施行)
20年 3月28日	市	岡崎市水を守り育む条例公布(同年4月1日施行)
		岡崎市自然環境保全条例公布(同年10月1日施行) 本市の地域特性を踏まえた自然環境の保全及び創出を推進するために制定
		岡崎市水環境創造プラン策定
20年 4月 1日	市	市内96の事業所と環境の保全に関する協定を締結(従来の協定の見直し)
21年 3月27日	市	水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定告示 矢作川(矢作ダムより下流)=生物B、巴川(全域)=生物B、乙川(乙川天神橋より上流)=生物A、乙川(乙川天神橋より下流)=生物B、鹿乗川(全域)=生物B、男川(全域)=生物B、雨山川及び乙女川下流(雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川)=生物B 達成期間は「直ちに達成」

## ② 環境衛生

年月日	区分	主要事項
昭和27年	市	汚物(し尿)取扱業1社許可
29年	国	清掃法施行
	市	汚物(し尿)取扱業1社許可
30年	市	岡崎市清掃条例施行規則公布
32年	市	汚物(し尿)取扱業1社許可
36年	市	汚物(し尿)取扱業4社許可
45年12月25日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布(昭和46年9月24日施行)
46年 9月23日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布(同年9月24日施行)
昭和47年 3月30日	市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布(同年4月1日施行)
48年 2月12日	県	第一次産業廃棄物処理計画策定
49年10月 2日	市	岡崎市公害防止条例公布(同年11月1日施行)
52年 3月14日	国	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令公布(同年3月15日施行)
	県	第二次産業廃棄物処理計画策定
57年 4月 1日	県	愛知県し尿浄化槽設置・維持管理要綱施行
		第三次産業廃棄物処理計画策定
58年 5月18日	国	浄化槽法公布(昭和60年10月1日施行)
59年 3月30日	国	浄化槽法施行規則公布(昭和60年10月1日施行)
60年 7月10日	県	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布(同年10月1日施行)
62年 4月 1日	県	第四次産業廃棄物処理計画を策定
63年 4月 8日	市	岡崎市合併処理浄化槽設置費補助金交付規程制定、施行
	県	合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱制定(同年4月1日適用)
平成 元年 9月 1日	県	愛知県産業廃棄物広域交換制度発足
2年 4月 1日	市	岡崎市合併処理浄化槽設置費補助金交付規程改正
3年 4月 1日	県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の施行
		4月26日 国
10月 5日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(減量化・再生利用の規定の追加、特別管理廃棄物の規定の追加、廃棄物処理施設に係る規制等強化等)

年月日	区分		主要事項
平成 4年 4月 1日		市	合併処理浄化槽設置費補助金交付事務 下水道部へ移管
		県	第五次産業廃棄物処理計画策定
7年 3月24日		市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に改正(同年4月1日施行)
3月31日		市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に改正(同年4月1日施行)
7年 6月16日	国		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布(同年12月14日施行)
8年10月14日		県	産業廃棄物の保管に関する指導マニュアル策定
9年 1月28日	国		ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン発表
4月 1日		県	第六次産業廃棄物処理計画策定
6月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正(施設の信頼性・安全性の向上、不法投棄対策等)
8月29日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに施行規則一部改正(ダイオキシン対策に係る規制等)
10月 1日		県	愛知県浄化槽指導要領改正
12月24日		市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例一部改正(平成10年4月1日施行)
10年 4月 1日		市	岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可開始
6月 5日	国		特定家庭用機器再商品化法公布(家電リサイクル法)
6月16日	国		一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正
6月17日		県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正(排出事業者の責務の強化)
			愛知県産業廃棄物処理施設審査会議を設置
11年12月21日		市	岡崎市公害防止条例の一部改正(平成12年4月1日施行)
12年 5月31日	国		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布(平成14年5月31日施行)
6月 2日	国		浄化槽法の一部改正(合併処理浄化槽の設置を義務付け)(平成13年4月1日施行)
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(産業廃棄物管理票制度の見直し、措置命令の強化等)
11月29日	国		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令公布
13年 3月26日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(廃棄物処理基準の強化等)
4月 1日	国		特定家庭用機器再商品化法施行(家電リサイクル法)
5月 1日	国		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行(食品リサイクル法)
5月 7日	国		廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の策定
6月22日	国		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布(同年7月15日施行)
			特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布(フロン回収破壊法)
9月19日	国		浄化槽法施行令の公布(同年10月1日施行)
10月17日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にと畜場においてと殺し、又は解体した獣育等に係る固形状の不要物を追加)
14年 1月 1日		県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正(県外産業廃棄物の届出等)
1月17日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にコンクリートくずを追加)
3月 5日	国		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則公布(同年5月31日施行)

年月日	区分	主要事項
平成14年 3月29日	国	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加)
4月 1日	県	愛知県産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱の施行
7月12日	国	使用済自動車の再資源化等に関する法律公布(自動車リサイクル法)(平成17年1月1日施行)
9月19日	県	愛知県廃棄物処理計画を策定
10月23日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(特定管理産業廃棄物の追加)
12月19日	市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布(平成15年4月1日施行) 岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(産業廃棄物に係る許可申請手数料の追加)
12月20日	国	使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令・施行規則公布(自動車リサイクル法関係)(平成17年1月1日施行)
15年 3月14日	国	循環型社会形成推進基本計画策定
3月25日	県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布(同年10月1日施行)
3月28日	県	あいち資源循環型社会形成プラン策定
3月31日	市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布(同年4月1日施行) 岡崎市浄化槽法施行細則公布(同年4月1日施行) 岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則公布(同年4月1日施行)
4月 1日	市	中核市に移行 合併処理浄化槽設置費補助金交付事務環境部へ移管 岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱制定
6月18日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(不法投棄等の未然防止等の措置及びリサイクルの促進等の措置)
6月23日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布(同年10月1日施行)
6月25日	市	岡崎市廃棄物処理施設検討会議設置運営要領施行(同年8月25日委嘱)
7月 4日	県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則公布(同年10月1日施行)
12月17日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設を追加)
16年 3月23日	市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(自動車リサイクル法に係る許可申請手数料の追加)
4月28日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出義務化 不法投棄又は不法焼却する目的で廃棄物を収集・運搬した者に対する罰則の強化
6月24日	市	岡崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則公布(同年7月1日施行)
9月29日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 特定処理施設に関する規定及び指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の保管、収集、運搬、処分等に関する基準の追加
17年 5月18日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正(欠格要件該当者の届出義務、マニフェスト制度違反者への命令措置等)(同年10月1日施行)
5月20日	国	浄化槽法の一部改正(目的の明確化、水質基準の創設、検査時期の適正化、監督の強化)(平成18年2月1日施行)
18年 2月10日	国	石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部改正(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を含む)(平成18年10月1日完全施行) 石綿を含む廃棄物の無害化処理認定制度の創設

年 月 日	区 分	主 要 事 項
18年 7月26日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(石綿を含む廃棄物の処理に関する基準の追加等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(マニフェスト交付等状況報告書提出義務の適用)
19年	市	一般廃棄物処理基本計画告示
19年	国	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律の一部改正 (食品関連事業者に対する指導監督の強化取組の円滑化及び再生利用等の手法に「熱回収」の追加)(平成 19 年 12 月 1 日施行)
19年 9月 7日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物である木くずの範囲の拡大)(平成 20 年 4 月 1 日施行)

## 2-2 審議会など（平成21年4月1日現在）

### (1) 附属機関

#### ○岡崎市環境審議会

環境基本法第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定をうけ、岡崎市環境基本条例に基づき設置しています。学識経験者、関係団体員及び公募市民のうちから市長が任命した30名に委嘱しています。

市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項、環境基本計画に関する事項、良好な景観及び環境の保全及び形成に資するまちづくりに関する事項及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項について調査審議する機関です。

#### ○岡崎市特定事業紛争調停委員会

岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例第28条の規定に基づき、特定事業の施行に関して生じた紛争の調停を行うために設置しています。

### (2) 附属機関に準ずる機関

#### ○岡崎市エコシール制度推進協議会

市長が任命した委員で組織され、消費者、事業者及び学識経験を有する者の代表者から19名に委嘱しています。

市民、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、買い物袋の持参を推進し不必要な包装物を省くことによつてごみの発生を少なくするとともに、学校、地域、団体等の環境改善に関するボランティア行動を推奨し、併せて環境にやさしい製品（グリーン製品）の普及・促進を通じて省資源・省エネルギー型ライフスタイルの実践と潤いある快適環境の保全に寄与することを目的としています。

#### ○岡崎市放置自動車廃物判定委員会

岡崎市放置自動車の処理に関する事務取扱要綱第9条に基づき、自動車についての専門知識又は学識を有する者、関係行政機関、その他市長が必要と認める者の中から8名に委嘱しています。

委員会は、放置自動車の廃物としての判定、その他市長が必要と認める事項について、調査、審査及び判定するための機関で、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、地域の美観、良好な都市環境、快適な生活環境を維持することを目的としています。

#### ○岡崎市廃棄物処理施設検討会議

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2及び第15条の2の規定に基づき、焼却施設、最終処分場を許可する場合、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聴くために開催しています。

10名以内の学識経験者で構成され、現在7名に委嘱しています。

#### ○岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設審議会

本市が設置する新一般廃棄物中間処理施設の建設に向け、学識経験者・住民等幅広い分野の関係者から意見を求め、施設の在り方を検討・審議することを目的に設置しており、12名以内の委員により組織しています。

### (3) その他

#### ○岡崎市環境保全委員

岡崎市生活環境保全条例第40条の規定に基づき、環境保全に関する専門知識又は経験を有する者15名に委嘱しています。

連絡会議を定期的に行い情報交換を行うとともに、各担当地域における生活環境の状況調査や報告、市の行う施策の協力並びにこれに関する啓発及び指導をしています。

#### ○岡崎市環境マネジメントシステム市民環境監査員

岡崎市環境マネジメントシステムの充実及び継続的改善の一層の推進を図るために、5名の公募市民を含めた12名の委員を委嘱しています。

○岡崎市廃棄物減量等推進員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8の規定に基づき、市のごみ減量・リサイクル及び分別排出等を円滑に推進することを目的として50名に委嘱しています。

<p>附属機関とは</p> <p>法律又は条例の定めるところにより、執行機関（市長、教育委員会など）の内部部局のほかに、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審議会等の合議制の機関のことをいいます。</p> <p>附属機関に準ずる機関とは</p> <p>要綱の定めるところにより、学識経験者、市民等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として設置する機関のことをいいます。</p>
--

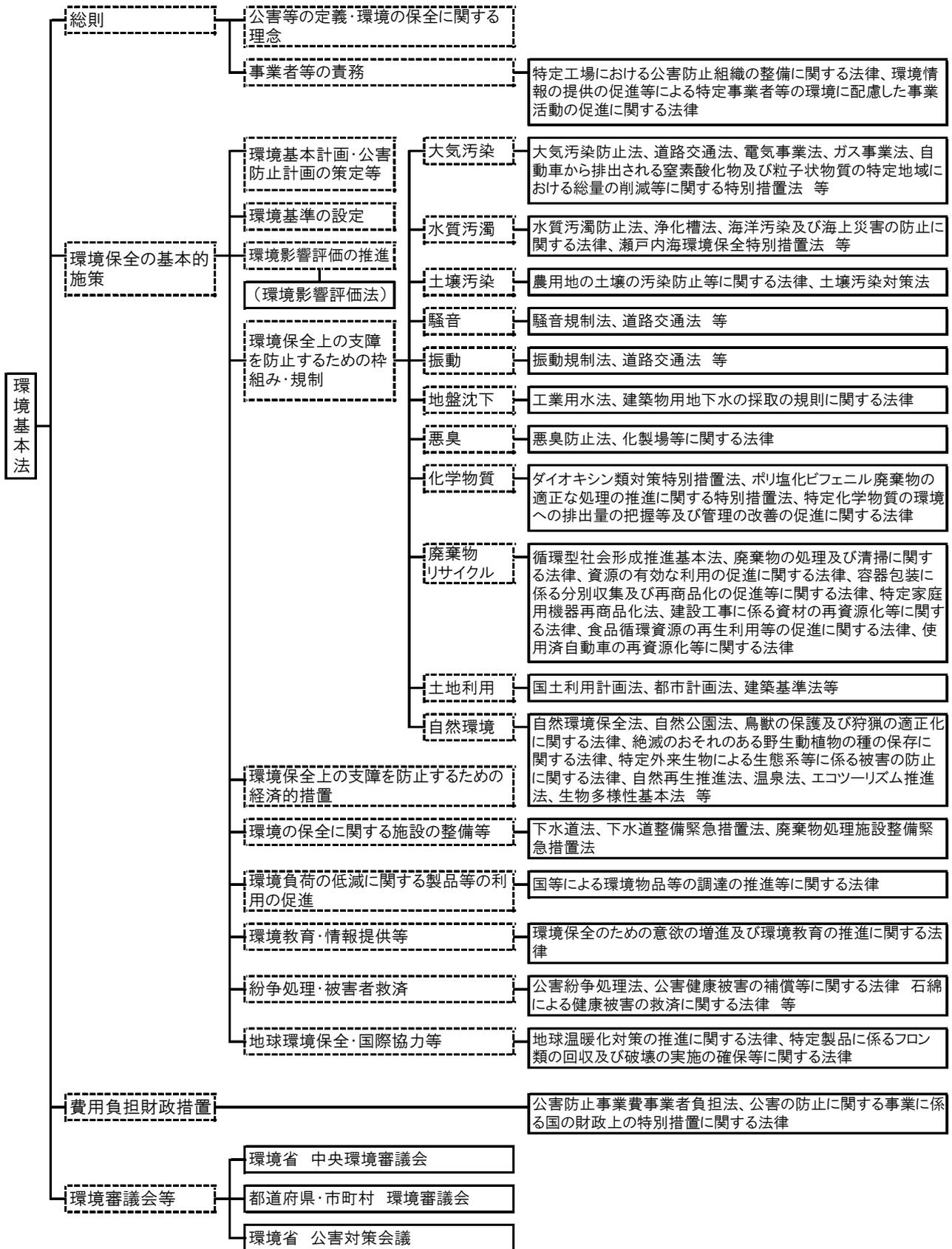
2-3 保有車両

(平成21年4月1日現在)

課	車種	台数	用途	
環境保全課	小型貨物	2	公害パトロール用	
	軽貨物	1	作業用	
総合検査センター	軽貨物	2	公害パトロール用	
自然共生課	軽貨物（ダンプ）	1	作業用	
	小型貨物	1	作業用	
		2	一般業務用	
廃棄物対策課	小型乗用	1	パトロール用	
	軽乗用	1	パトロール用	
ごみ対策課 八帖クリーンセンター 中央クリーンセンター	小型乗用	1	事務用	リサイクル活動調査・啓発用
	小型貨物	3		連絡用
	軽貨物	8		連絡・動物収集用
	軽貨物	1		連絡用
	収集車	35	ごみ収集用	可燃・不燃ごみ収集用
	収集車	10		資源ごみ収集用
	トラック	12		資源ごみ収集用
	トラック	5		粗大ごみ・さわやか収集用
	トラック	1	その他	埋立覆土運搬・消毒用
	ダンプ	2		破碎資源ごみ運搬用
	ダンプ	3		埋立覆土運搬用
	ダンプ	3		焼却灰運搬用
	ダンプ	1		解体資源ごみ運搬用
	トラック（脱着装置付）	1		資源ごみ運搬用
	トラック（脱着装置付）	1		破碎・解体資源ごみ運搬用
	空き缶プレス車	1		空き缶プレス用
	バキュームタンク車	1		埋立場散水用
	フォークリフト	5		資源物運搬用
	トラクターショベル ショベルローダー バックホー	7	埋立用	
	バキューム車	4	し尿収集用	し尿収集用
	〃	1		バキューム汚水処理
合計		115		

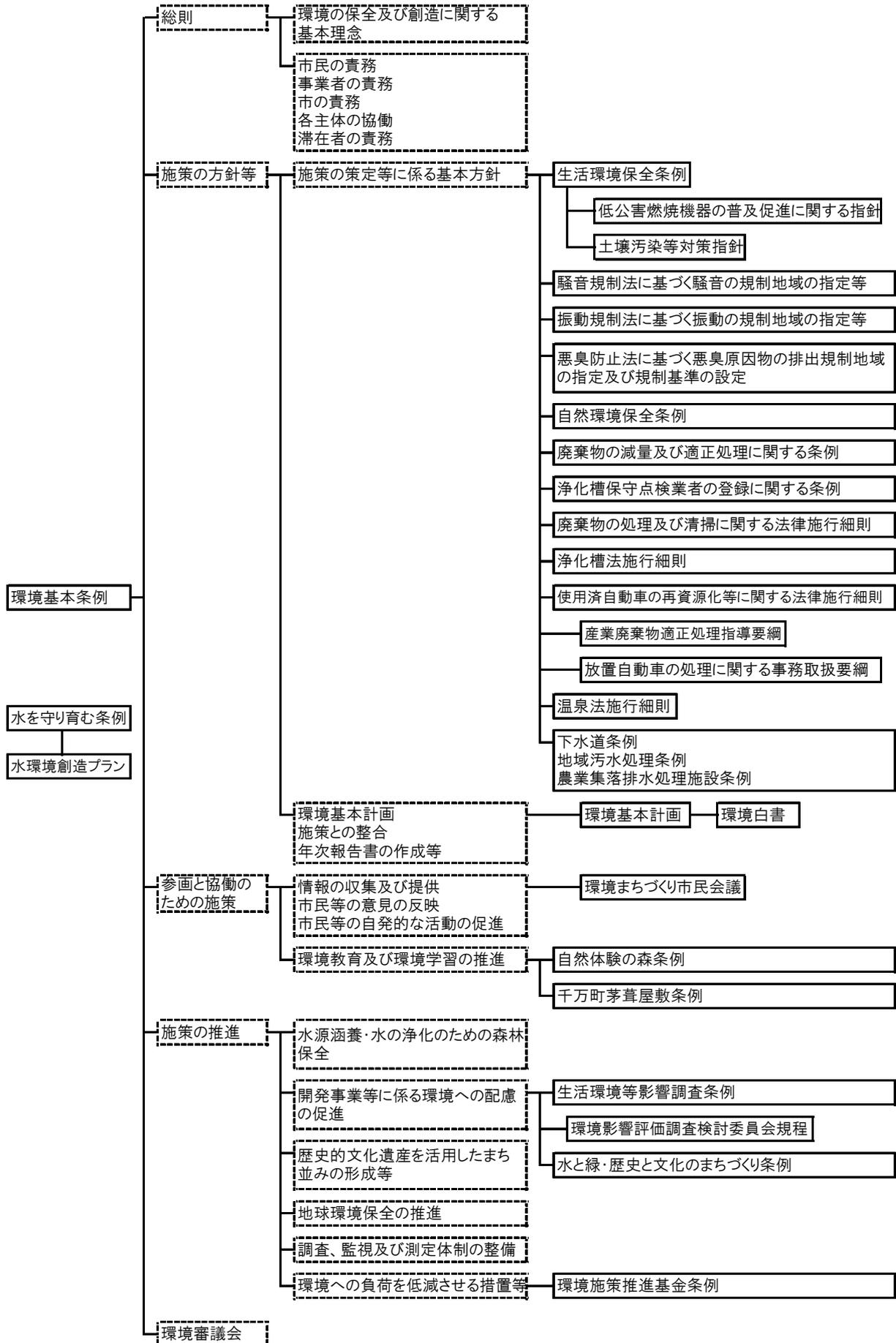
## 2-4 法律等の体系

### (1) 環境関連の主な法体系（平成20年10月末現在）



※出典：平成20年版環境白書（愛知県）

(2) 本市における環境関連の条例等の体系 (平成 21 年 4 月 1 日現在)



## 2-5 予算の概要

### (1) 予算額

( ) は一般会計に占める割合

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
総予算額	2,254 億 5,767 万円	2,233 億 9,550 万円
一般会計	1,108 億 1,000 万円	1,102 億 9,000 万円
【衛生費】	146 億 7,780 万円 (13.2%)	186 億 2,064 万円 (16.9%)
特別会計	850 億 6,238 万円	819 億 3,570 万円
企業会計	295 億 8,529 万円	311 億 6,979 万円

#### 【衛生費】内訳

( ) は衛生費に占める割合

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
<b>環境費</b>	<b>12 億 9,571 万円 (8.8%)</b>	<b>13 億 2,194 万円 (7.1%)</b>
環境総務費	4 億 7,583 万円	4 億 5,617 万円
環境推進費	4 億 1,668 万円	5 億 1,835 万円
総合検査センター費	4 億 0,320 万円	3 億 4,742 万円
<b>清掃費</b>	<b>73 億 5,369 万円 (50.1%)</b>	<b>111 億 0,037 万円 (59.6%)</b>
清掃総務費	17 億 5,349 万円	17 億 7,431 万円
塵芥処理費	23 億 4,400 万円	22 億 1,533 万円
し尿処理費	2 億 1,727 万円	2 億 0,800 万円
新一般廃棄物中間 処理施設建設費	30 億 3,893 万円	69 億 0,273 万円
<b>その他</b>	<b>60 億 2,840 万円 (41.1%)</b>	<b>61 億 9,833 万円 (33.3%)</b>

### (2) 清掃費の推移

年 度	清掃費	うち経常経費	うち投資的経費
平成 17 年度	55 億 7,646 万円	44 億 3,552 万円	11 億 4,094 万円
平成 18 年度	49 億 6,357 万円	46 億 7,426 万円	2 億 8,931 万円
平成 19 年度	59 億 7,601 万円	43 億 5,196 万円	16 億 2,405 万円
平成 20 年度	73 億 5,396 万円	43 億 1,476 万円	30 億 3,893 万円
平成 21 年度	111 億 0,037 万円	41 億 9,764 万円	69 億 0,273 万円

### (3) ごみ処理に要する経常経費の推移

年度	人口 1 人当たりの経費	一世帯当たりの経費
平成 17 年度	11,192 円	29,855 円
平成 18 年度	11,368 円	30,148 円
平成 19 年度	10,649 円	27,890 円
平成 20 年度	10,513 円	27,187 円
平成 21 年度	10,233 円	26,297 円

※ごみ処理に要する経常経費の予算額より積算

## 2-6 清掃事業の概要

### (1) 概要

本市では、中央クリーンセンターでごみの収集、処理（焼却・破碎・資源選別・埋立）、八帖クリーンセンターでごみ処理（焼却）・し尿の収集、処理の各事業を行っています。

一般的にはあまり目立たない存在ではありますが、清潔で衛生的な環境のもとで快適な生活を営むうえには、この清掃事業は最も重要な施策の一つです。

「ごみ」については、ごみ減量・リサイクル推進を図るため各種施策を展開しています。

### (2) 事業内容

#### ① ごみ処理

全市において、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（空き缶・空きびん、3分別）、有害ごみ（発火性危険ごみ、鏡・水銀体温計）の分別収集、粗大ごみの有料戸別収集を行っています。また、ペットボトル、新聞・雑誌等、有害ごみ（蛍光灯・乾電池）については、回収協力店や市民センター等で拠点回収を行っています。

平成13年4月1日から粗大ごみの有料戸別収集、平成14年1月14日から容器包装リサイクル法に基づき、リサイクルを目的とした3分別（紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集を実施し、ごみの減量を推進しています。

平成15年4月からは、新たに高齢者・体が不自由な方がごみ出しが容易にできるように、自宅まで戸別収集するさわやか収集、相次ぐ不燃ごみの火災・爆発事故を防止するため発火性危険ごみ（スプレー缶、ガスボンベ、ライター等）の分別収集を開始しました。

可燃ごみは週2回、3分別は週1回、不燃ごみ、缶・びん、有害ごみ（発火性危険ごみ・鏡・水銀体温計）は隔週1回の定期収集を実施し、生活水準の向上により、増加傾向にあるごみの排出量を抑制するため、各種減量施策を推し進めていきます。

#### ア 可燃ごみ

八帖クリーンセンター・中央クリーンセンターの処理施設で焼却処理を行っています。施設の処理能力は、八帖クリーンセンターで1日当たり250ト、中央クリーンセンターで1日当たり240ト、各種の公害防止等に万全を期して行っています。

八帖クリーンセンター・中央クリーンセンターの処理施設では、余熱を利用して蒸気タービンによる発電及び冷温水の利用を行っています。

#### イ 不燃ごみ

中央クリーンセンターのリサイクルプラザへ搬入して、破碎処理しています。破碎後は、資源物・可燃物・残さに選別して、資源物は再生資源業者に売却し、可燃物は焼却施設へ搬入し、残さと焼却施設から発生する焼却灰などは一般廃棄物最終処分場へ搬入して埋立処理しています。北部一般廃棄物最終処分場は各種の公害防止等に万全を期して行っています。

#### ウ 資源物（缶・びん）

収集し、缶は機械によって選別処理を行い、びんは手選別処理を行い、それぞれ再生資源業者に売却しています。

#### エ 資源物（紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装）

収集し、容器包装リサイクル法で定められた方法で、選別・圧縮・梱包した後、再生資源業者に引き渡しています。また、ペットボトルの大半は、市の施設で選別の後、フレーク化され、再生資源業者に売却しています。

#### オ 拠点回収

市民の皆様が資源物を出しやすくするため、協力店舗でペットボトル（56店舗：平成21年4月1日現在）と新聞・雑誌（9店舗：平成21年4月1日現在）を回収しています。また、市役所、市民センター等（12か所：平成21年4月1日現在）では、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、ペットボトル、蛍光灯、乾電池を回収しています。

#### カ 集団回収

市民の皆様積極的にごみ減量していただくために、子ども会や町内会など（372団体：平成21年3月31日現在）による集団回収で、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、アルミ缶を回収していただ

いています。

また、ミニ拠点回収でも同様に回収しています。

## ② ごみ減量とリサイクル

集団回収を実施する子ども会等の団体に報償金を交付しています。また、家庭の生ごみ処理機購入に対して補助金制度を設けています。

この他、中央クリーンセンターのリサイクルプラザで、家具、自転車などの再生品の展示販売、廃ガラスを利用するガラス工芸講座などを行い、毎月第4日曜日を「リサイクルの日」として、施設を一般開放して、ごみ減量・リサイクル推進の啓発活動の拠点としています。

## ③ し尿及び浄化槽汚泥収集処理

し尿は、許可業者が定められた区域を収集し、浄化槽汚泥は、許可業者が市全域を収集しています。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、八帖クリーンセンターの標準脱窒素処理施設及び高度処理施設で処理し、水質の保全に努めています。

## ④ 公衆便所

市内 14 箇所に設置されている公衆便所の清掃管理を業者に委託して、清潔の保持に努めています。

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)	建設年月
明大寺 (ガード下)	明大寺町字沢田 3 番地 1	コンクリート造	14.00	平成 8 年 3 月
上明大寺	上明大寺町 2 丁目 14 番地 1	鉄骨造	7.20	昭和 57 年 2 月
康生東	康生通東 1 丁目 10 番地先	コンクリートブロック造	6.60	昭和 37 年 10 月
能見	能見町 145 番地	コンクリートブロック造	4.53	昭和 43 年 1 月
伊賀	伊賀町字南郷中 5 番地 1	コンクリートブロック造	4.95	昭和 43 年 10 月
井田	井田町字池田 9 番地	コンクリートブロック造	4.90	昭和 44 年 12 月
大門駅	大樹寺 2 丁目 21 番地	プレハブ式	22.00	昭和 63 年 2 月
六名駅	六名新町 11 番地	プレハブ式	22.00	昭和 63 年 2 月
西岡崎駅南側	昭和町字北浦 20 番地	プレハブ式	16.00	昭和 63 年 3 月
西岡崎駅北側	昭和町字北浦 47 番地	プレハブ式	16.00	昭和 63 年 3 月
岡崎駅自由通路西口	羽根町字南乾地 53 番地 1	コンクリート造	32.90	平成 2 年 10 月
岡崎駅自由通路東口	羽根町字東荒子 126 番地	プレハブ式	22.20	平成 2 年 10 月
東岡崎駅南	明大寺町字寺東 2 番地 4	コンクリート造	38.48	平成 11 年 3 月
中岡崎駅	八帖町字往環通 142 番地 2	プレキャストコンクリート造	36.40	平成 18 年 4 月

⑤ ごみ処理関係施設概要

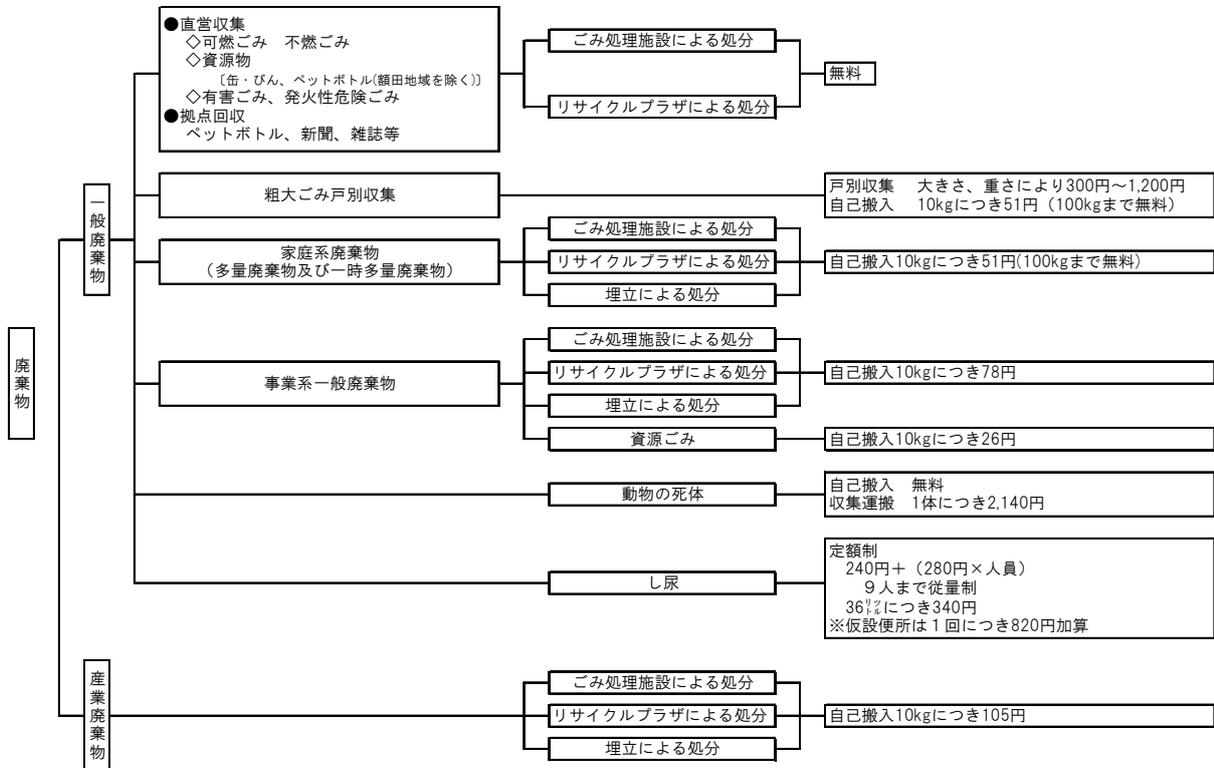
(平成20年4月1日現在)

施設名		敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	着工	竣工	処理方法	能力	
八帖クリーンセンター	ごみ焼却施設	24,045.08	1号炉	5,745.25	H5.6.23	H8.2.26	全連続 燃焼式	100ト/日
			2号炉	1,591.40	S46.12.25	S48.5.28	全連続 燃焼式	150ト/日
	計量棟 灯油ポンプ室		26.73	H5.6.23	H8.2.26	—	—	
	倉庫		68.00	—	—	—	—	
	し尿処理施設		7,519.08	S63.10.1	H4.3.25	※1	320kℓ/日	
中央クリーンセンター	ごみ焼却施設	78,252.00	12,719.15	S61.4.22	H1.3.31	全連続 燃焼式	120ト/日×2炉	
	リサイクルプラザ		4,361.53	H5.6.23	H7.9.14	破碎選別 選別圧縮	粗大不燃 70ト/日 缶 15ト/日	
	一般廃棄物 最終処分場	235,678.68	824.77 (事務所等)	平成18年埋立終了		—	—	
	北部一般廃棄物 最終処分場	197,963.00	2,242.00 (事業所等)	H13.10.1	H16.3.31	準好気性 埋立方式	399,100m <sup>3</sup>	
	一般廃棄物最終 処分場(額田)	2,900.00	469.00	平成18年埋立終了		—	—	
	旧一般廃棄物最終 処分場(額田)	900.00	—	平成16年埋立終了		—	—	
稲熊町拠点回収所		6,569.71	495.00	H19.11.6	H19.12.25	—	—	

※1 標準脱窒素処理方式砂ろ過活性炭処理凝集沈殿法オゾン処理法

⑥ ごみ処理に関する使用料及び手数料

ア 使用料及び手数料一覧 (平成21年4月1日現在)



イ ごみ処理手数料の経緯

年度	臨時多量廃棄物の収集、運搬及び処分		多量事業用廃棄物臨時多量廃棄物の処分		動物の死体の焼却処分		事業系廃棄物の処分	
	ごみ処理施設により処分する場合	埋立により処分する場合	ごみ処理施設により処分する場合	埋立により処分する場合	収集、運搬をして処分する場合	処分する場合(自己搬入)	ごみ処理施設により処分する場合	埋立により処分する場合
昭和47年	1tにつき 3,500円	1tにつき 2,500円	1tにつき 2,000円	1tにつき 500円	1体につき 300円	1体につき 100円	1tにつき 2,500円	1tにつき 1,000円
昭和49年	100kgにつき 350円	1tにつき 2,500円	100kgにつき 200円	1tにつき 500円	1体につき 300円	1体につき 100円	100kgにつき 400円	1tにつき 1,000円
昭和51年	100kgにつき 560円	1tにつき 4,200円	100kgにつき 320円	1tにつき 1,000円	1体につき 1,300円	1体につき 300円	100kgにつき 400円	100kgにつき 2,000円
昭和53年	100kgにつき 560円	100kgにつき 420円	100kgにつき 320円	100kgにつき 100円	1体につき 1,300円	1体につき 300円	100kgにつき 400円	100kgにつき 200円
昭和57年	100kgにつき 800円	100kgにつき 600円	100kgにつき 400円	100kgにつき 150円	1体につき 2,000円	無料	100kgにつき 500円	100kgにつき 250円
平成元年	100kgにつき 820円	100kgにつき 620円	100kgにつき 410円	100kgにつき 150円	1体につき 2,060円	無料	100kgにつき 520円	100kgにつき 260円
平成5年 5月1日	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	1体につき 2,100円	無料	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円

年度	一般廃棄物						動物の死体		事業系廃棄物		
	一時多量廃棄物の収集、運搬及び処分			多量廃棄物 一時多量廃棄物の処分			収集、運搬をして処分する場合	処分する場合(自己搬入)	ごみ焼却施設により処分する場合	リサイクルプラザにより処分する場合	埋立により処分する場合
	ごみ焼却施設により処分をする場合	リサイクルプラザにより処分をする場合	埋立により処分をする場合	ごみ焼却施設により処分をする場合	リサイクルプラザにより処分をする場合	埋立により処分をする場合					
平成7年 4月1日	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	1体につき 2,100円	無料	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円
平成9年 4月1日	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	1体につき 2,140円	無料	100kgにつき 610円	100kgにつき 610円	100kgにつき 610円

年度	一般廃棄物						動物の死体		産業廃棄物			
	家庭系の多量廃棄物及び一時多量廃棄物			事業系一般廃棄物			資源ごみ	収集、運搬をして処分する場合	処分する場合(自己搬入)	ごみ焼却施設により処分する場合	リサイクルプラザにより処分する場合	埋立により処分する場合
	ごみ焼却施設により処分する場合	リサイクルプラザにより処分する場合	埋立により処分する場合	ごみ焼却施設により処分する場合	リサイクルプラザにより処分する場合	埋立により処分する場合						
平成10年 4月1日	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kgにつき 780円	100kgにつき 780円	100kgにつき 780円	100kgにつき 260円	1体につき 2,140円	無料	100kgにつき 1,050円	100kgにつき 1,050円	100kgにつき 1,050円
平成16年 1月1日	10kgにつき 51円	10kgにつき 51円	10kgにつき 51円	10kgにつき 78円	10kgにつき 78円	10kgにつき 78円	10kgにつき 26円	1体につき 2,140円	無料	10kgにつき 105円	10kgにつき 105円	10kgにつき 105円

ウ し尿くみ取り手数料の経緯

経緯年月日	規定量	料 金
昭和37年2月1日	27ℓにつき	35円
昭和47年4月1日	36ℓにつき	100円
昭和49年7月1日	36ℓにつき	150円
昭和50年1月1日	定額制	100円+(140円×人数)
	従量制	36ℓにつき150円
昭和52年5月1日	定額制	130円+(170円×人数)
	従量制	36ℓにつき180円
昭和55年5月1日	定額制	160円+(200円×人数)
	従量制	36ℓにつき210円
昭和60年4月1日	定額制	200円+(240円×人数)
	従量制	36ℓにつき250円
平成 元年7月1日	定額制	210円+(250円×人数)
	従量制	36ℓにつき260円
平成 5年5月1日	定額制	240円+(270円×人数)
	従量制	36ℓにつき330円
平成 6年5月1日	定額制	240円+(270円×人数)
	従量制	36ℓにつき330円 ※仮設便所の場合は、1便槽1か所につき800円加算する
平成 9年4月1日	定額制	240円+(280円×人数)
	従量制	36ℓにつき340円 ※仮設便所の場合は、1便槽1か所につき820円加算する

### (3) 清掃事業の推移

#### ① 施設の整備等（平成 20 年度）

月	件 名
5	2号炉前期補修工事（八帖・焼却）
6	焼却場前期補修工事（中央・焼却） 前処理及び生物処理設備修繕工事（八帖・し尿）
7	1号炉前期補修工事（八帖・焼却）
10	1号炉後期補修工事（八帖・焼却）
11	各種ポンプ修繕工事（八帖・し尿） 汚泥処理設備修繕工事（八帖・し尿）
12	2号炉後期補修工事（八帖・焼却） 焼却場定期補修工事（中央・焼却）
1	リサイクルプラザ破砕設備修繕工事（リサイクルプラザ） 高度処理及び脱臭設備修繕工事（八帖・し尿）
3	1号炉後期補修工事その2（八帖・焼却）

#### ② 清掃事業の推移

年 度	内 容
昭和 27	汚物(し尿)汲取処理業2社契約
28	道路散水業務開始(散水車2台)
29	清掃法施行(汚物(し尿)汲取処理業2社 契約から許可) 稲熊ごみ焼却場建設(自然通風式)
30	岡崎市清掃条例施行規則公布
32	汚物(し尿)取扱業1社許可
34	特別清掃区域を拡大し5清掃区に分け週1回の定期収集実施 道路清掃班を設置
36	汚物(し尿)取扱業4社許可 市公共施設し尿くみとり直営実施
38	下水処理場完成(16,000m <sup>3</sup> /日)
39	ごみ焼却場完成(150t/日) コンクリートごみ箱を廃止し、ポリ容器普及
40	機構改革により衛生課から独立衛生センターとなり2係設置 し尿処理場完成(消化方式 100kl/日)
41	衛生センター竣工式(管理棟・ごみ焼却場・し尿処理場)
42	市内中心部のごみ夜間収集開始
43	ごみ収集にステーション方式実施 可燃物週2回、不燃物週1回の定期収集実施
44	散水業務道路清掃を土木課に移管 田口不燃物埋立場埋立開始 衛生センター3係となる
45	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 田口不燃物埋立場埋立終了 西阿知和不燃物埋立場埋立開始

年 度	内 容
昭和 46	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布 衛生センター4係となる
47	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布 衛生センター6係となる 西阿知和不燃物埋立場埋立終了 米河内不燃物埋立場埋立開始
48	第2ごみ焼却場完成(150t/日) ごみ計量開始(焼却場) 額田・幸田広域ごみ処理開始
49	粗大ごみ収集実施 第2し尿処理場完成(酸化方式 150kℓ/日) 第1し尿処理場改造 第1ごみ焼却場へ電気集塵器取付
50	衛生センター7係となる 第2ごみ焼却場へ電気集塵器取付
51	衛生センター2課7係となる
52	全国都市清掃会議北陸東海地区総会岡崎市で開催 ごみ減量及び資源再利用推進補助事業開始 公衆便所清掃業務委託
53	ごみ計量業務委託(焼却場) 米河内不燃物埋立場埋立終了 才栗不燃物埋立場埋立開始(計量機付・流し石) ごみ焼却場排水処理施設完成 ごみ減量及び資源再利用補助金交付開始
54	才栗不燃物埋立場へコンパクト導入 し尿処理場汚泥焼却設備増強 し尿処理悪臭防止工事施工 下水処理場改造工事完成(日本下水道事業団へ委託・昭和53~54年継続 28,000m <sup>3</sup> /日)
55	粗大ごみ収集を民間に委託(組合) 粗大ごみ再利用品無料配布展示会開催 ごみ焼却場処理施設、排ガス処理施設設置工事 し尿処理場悪臭防止工事施工
56	名称が清掃センターとなる 岡崎市清掃協会設立 粗大ごみ収集を岡崎市清掃協会に委託 祝日にごみ収集実施 ごみ焼却場悪臭防止工事施工 し尿処理施設排水処理施設工事完成(昭和55~56年継続) し尿処理施設排水処理施設業務委託 温水余熱利用養魚槽設置工事完成

年 度	内 容
昭和 57	清掃センター2課6係となる
	し尿処理施設、貯留槽増設及び本曝気槽改造工事施工
	ごみ夜間収集業務一部地域の廃止
	ごみ焼却炉余熱利用ガラス工芸施設工事完成
	粗大ごみ再利用品無料配布展示会開催
58	新設不燃物埋立場建設(昭和58～59年継続)開始
	ごみ焼却炉余熱利用ガラス工芸開始
59	下水処理場汚水調整池最終沈殿池完成
	岡崎市一般廃棄物最終処分場完成(才栗町字霧ヶ洞) 有害ごみ収集開始
60	汚水調整池用地等下水道維持課から移管
	新焼却場「岡崎市中央クリーンセンター」(昭和60～63年継続)建設開始 岡崎市一般廃棄物最終処分場埋立開始
61	清掃センター2課7係となる
	才栗不燃物埋立場埋立終了
62	し尿処理施設実施設計
63	全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会岡崎市で開催
	し尿処理施設建設事業開始(昭和63～平成3年)
	中央クリーンセンター完成(240t/日)
平成 元	衛生課2係・八帖クリーンセンター3係 中央クリーンセンター3係に機構改革
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
	し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書締結
2	一般廃棄物最終処分場2期工事(埋立)
	前処理施設設置工事完成(中央ク)
	公衆便所建替工事完成(康生南公衆便所)
3	し尿処理施設完成(320kl/日)
	浸出水前処理施設設置(埋立)
	ごみモデル地区設定(3地区)
	空き缶プレスカー導入(1台)
4	生ごみ堆肥化装置購入補助制度
	一部機構改革(指導係設置)
	ごみモデル地区設定(3地区 計6地区)
	資源ごみ集積場設置 岡崎市空瓶リサイクル協力店制度制定(平成5年4月1日施行)
5	八帖クリーンセンターごみ焼却施設建設開始(平成5～7年継続)
	リサイクル施設建設開始(平成5～7継続)
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例制定(平成6年4月1日施行)
	空き缶プレスカー増車(1台計2台)
	全国都市清掃会議北陸東海地区協議会廃棄物処理実務研修会岡崎で開催
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
6	岡崎市廃棄物減量等推進審議会設置(委員16名)
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理基本計画に関する事項の諮問・答申
	ごみモデル地区(2地区計8地区)
	一般廃棄物最終処分場3期工事(埋立)

年 度	内 容
平成 7	衛生課を生活環境課に課名変更 (課3係・八帖クリーンセンター3係・中央クリーンセンター3係)に機構改革
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例・規則に改正(平成7年4月1日施行)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行
	岡崎市清掃協会を岡崎市リサイクル協会に名称変更
	岡崎市廃棄物減量推進員設置(41名に委嘱)
	岡崎市ごみ減量推進員設置
	リサイクル施設完成(粗大・不燃ごみ破砕施設等 105t/日)
	一般廃棄物処理基本計画告示
	空き缶・空きビン分別収集開始(10月9日～)
八帖クリーンセンターごみ焼却施設完成(100t/日)	
8	一部機構改革(八帖クリーンセンター2係)
	ごみ減量・リサイクル活動奨励金制度
	岡崎市分別収集計画策定
9	一部機構改革(中央クリーンセンターに安全教育係設置)
10	機構改革(班体制)
	岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可開始
	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例・規則の改正(平成10年4月1日施行)
	ペットボトル拠点回収開始(10月13日～)
11	資源回収促進補助事業
	電動式生ごみ堆肥化装置補助開始 新聞、雑誌拠点回収開始(8月1日～)
12	ごみ袋透明化開始(4月1日～)
13	粗大ごみ戸別収集開始(4月1日～)
	家電リサイクル法施行(4月1日～)
	生活環境課をごみ対策課に課名変更(4月1日～)
	ごみ新分別モデル地区(8学区19町内)(7月1日～)
	新分別・指定袋制開始(1月14日～)
	北部一般廃棄物最終処分場建設開始(平成13年～)
14	八帖ごみ処理施設(2号炉)ダイオキシン対策工事施工
	八帖ごみ処理施設(2号炉)ダイオキシン対策工事完了
15	一部機構改革(中央クリーンセンターにリサイクル推進班設置)
	さわやか収集開始(4月実施)
	発火性危険ごみ収集開始(4月試行7月実施)
	3分別(紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装)を毎週収集に変更(7月7日～)
	資源回収事業ミニ拠点回収方式開始(9月～)
	事業系ごみの古紙類の搬入規制開始(10月～)
資源有効利用促進法に基づき家庭系パソコンの回収・リサイクルが始まる	
16	一部機構改革(埋立2班設置)
	北部一般廃棄物最終処分場完成(5月～)
	家庭系パソコン搬入規制開始(4月完全実施)
	びん手選別開始(4月～)

年 度	内 容
平成 17	夜間収集の廃止(5学区25町内 1,737 世帯)
	一部機構改革(ごみ対策課総務班を環境総務課総務班へ統合)
	ペットボトル粉碎処理開始(10月～)
	額田町合併による収集開始(1月)
	合併に伴い額田町一般廃棄物最終処分場の継続使用開始(1月)
	北部一般廃棄物最終処分場埋立開始(1月)
	新一般廃棄物中間処理施設建設造成工事着手(1月)
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会を岡崎市環境審議会に統合(平成 17～19 年度継続)
	岡崎市一般廃棄物最終処分場(才栗)の埋立終了(3月)
岡崎市リサイクル協会の解散(3月末日)	
18	一部機構改革(リサイクル推進班を中央クリーンセンターからごみ対策課へ)
	一般廃棄物最終処分場(額田)の埋立終了(12月)
	環境拠点整備工事(1月～3月)
	一般廃棄物処理基本計画(案)に対する市民からの意見を募集(2月～3月)
19	新一般廃棄物中間処理施設建設工事請負契約を締結(6月)
	指定ごみ袋形状変更(10月)
	稲熊町拠点回収所完成(2月)
	一般廃棄物処理基本計画告示
20	機構改革(八帖クリーンセンターと中央クリーンセンターを部に属する公所へ)
	し尿直営収集の廃止(4月)
	指定可燃ごみ袋の規格追加(12月)
	空き缶プレスカーの廃止(12月)
	認証レジ袋制度の廃止(2月)
レジ袋を有料化(無料配布の中止)(3月～)	

### 3 気象

#### 3-1 年別・月別気象概況 (岡崎市消防本部)

	気温 (°C)			平均湿度 (%)	最多風向	平均風速 (m)	最大風速		天気日数 (14時現在)				
	平均	最高	最低				風速 (m)	風向	快晴	晴	曇	雨	雪
平成16年	17.6	35.8	-1.5	74	北北西	2.5	43.6	南南東	19	196	110	51	0
平成17年	16.8	35.6	-0.8	72	南東	2.3	28.1	南	10	205	124	25	1
平成18年	17.0	36.8	-1.6	74	北西	2.3	23.9	南南東	7	186	135	37	0
平成19年	16.7	38.1	-0.7	67	南	1.4	27.0	南南東	6	219	110	30	0
平成20年	16.1	37.6	-3.8	65	南	1.4	24.4	南南西	2	228	98	36	2
1月	4.8	13.9	-3.8	61	北北西	1.1	18.7	北北西	0	17	11	3	0
2月	3.9	14.7	-2.7	60	北西	1.4	17.8	北西	1	18	5	3	2
3月	10.1	20.7	-0.6	57	北西	1.6	16.3	北北西	1	20	7	3	0
4月	15.0	27.5	3.7	61	北北西	1.7	18.6	東南東	0	19	7	4	0
5月	19.3	29.9	10.6	64	南	1.7	17.6	南東	0	18	10	3	0
6月	22.1	31.2	14.9	73	南	1.4	15.3	南南東	0	10	12	8	0
7月	27.6	37.2	19.6	67	南	1.6	20.1	北	0	21	6	4	0
8月	27.8	37.6	20.5	67	南	1.6	14.7	北西	0	23	7	1	0
9月	24.1	34.0	12.7	70	南	1.1	11.7	北北東	0	20	8	2	0
10月	18.7	27.8	7.7	69	南	1.0	15.0	南	0	20	9	2	0
11月	11.9	23.5	0.3	66	北北西	1.0	13.8	西北西	0	17	12	1	0
12月	7.6	18.9	-0.4	66	北西	1.0	24.4	南南西	0	25	4	2	0

(資料：岡崎市消防本部)

#### 3-2 年別降水量 (岡崎市消防本部)

(単位：mm)

平成	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間降水量	月平均
16年	20.5	29.5	61.5	61.0	205.0	121.5	69.0	32.0	133.5	467.5	73.0	84.5	1,358.5	113.2
17年	11.5	56.5	54.5	44.5	51.0	93.0	127.0	91.5	70.0	156.0	14.5	8.0	778.0	64.8
18年	33.0	94.5	60.0	98.5	186.5	153.5	222.5	15.5	164.0	74.0	66.5	102.0	1,270.5	105.9
19年	33.0	52.5	69.5	39.5	110.0	160.5	336.0	71.5	212.5	86.0	15.5	90.0	1,276.5	106.4
20年	36.0	49.0	111.0	205.5	246.5	218.5	37.5	432.0	149.0	55.0	60.0	37.0	1,637.0	136.4

(資料：岡崎市消防本部)

#### 3-3 降水量経年変化

(単位：mm)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
国土交通省岡崎観測所	1,585.0	856.0	1,450.0	1,235.0	1,518.0
国土交通省宮崎観測所	2,254.0	1,153.0	1,915.0	1,516.0	1,785.0
岡崎市消防本部	1,358.5	778.0	1,270.5	1,276.5	1,637.0

(資料：岡崎市消防本部・国交省豊橋河川事務所)

#### 3-4 降水量経月変化 (平成20年度)

(単位：mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国土交通省岡崎観測所	34.0	37.0	98.0	202.0	222.0	222.0	49.0	374.0	144.0	54.0	48.0	34.0
国土交通省宮崎観測所	50.0	45.0	160.0	265.0	249.0	264.0	50.0	325.0	171.0	101.0	59.0	46.0
岡崎市消防本部	36.0	49.0	111.0	205.5	246.5	218.5	37.5	432.0	149.0	55.0	60.0	37.0

(資料：岡崎市消防本部・国交省豊橋河川事務所)

## 4 環境目標1 水と緑豊かな自然とふれあえるまちに

### 4-1 天然林面積

(単位：ヘクタール)

年 度	森林面積	天然林面積		
		針葉樹（マツ類）	広葉樹	計
平成15年度	9,616	1,397	3,546	4,943
平成16年度	9,581	1,391	3,543	4,934
平成17年度	23,346 (9,580)	2,492 (1,390)	6,602 (3,541)	9,094 (4,931)
平成18年度	23,325 (9,555)	2,483 (1,383)	6,589 (3,532)	9,072 (4,915)
平成19年度	23,318 (9,550)	2,483 (1,389)	6,589 (3,540)	9,072 (4,929)

( ) は、旧岡崎市分の面積

資料：「西三河の森林と林業」(愛知県西三河農林水産事務所発行)

※ヘクタール未満を四捨五入しているため、内計と計は一致しないことがあります。

### 4-2 おかざき自然体験の森

年度	総入場者数 (人)	自然体験型環境教育プログラム			参加人数 (人)
		実施回数	市民活動団体	岡 崎 市	
平成16年度	19,808	304	247	57	3,583
平成17年度	19,845	316	211	105	3,553
平成18年度	19,283	254	200	54	3,278
平成19年度	17,496	231	169	62	2,542
平成20年度	18,995	216	156	60	2,258

平成14年10月1日 正式開設：自然体験型環境教育プログラム提供  
公開面積 約41.0ヘクタール(全体区域面積 約103.7ヘクタール)

### 4-3 公園緑地供用面積

年度 (平成)	区分	総数	街区 公園	近隣 公園	地区 公園	総合 公園	運動 公園	特殊 公園	広域 公園	緑地	緑道	市域に 対する 割合(%)	市民 一人当り 公園面積(m <sup>2</sup> )
16	箇所数	204	143	18	2	2	—	5	1	27	6	—	—
	面積(㎡)	368.54	39.23	29.72	7.90	41.20	—	47.70	103.95	95.46	3.38	1.62	10.37
17	箇所数	210	148	18	2	2	—	5	1	27	7	—	—
	面積(㎡)	369.71	40.02	29.83	7.90	41.20	—	47.70	104.50	95.05	3.51	0.95	10.32
18	箇所数	210	148	18	2	2	—	5	1	27	7	—	—
	面積(㎡)	369.71	40.02	29.83	7.90	41.20	—	47.70	104.50	95.05	3.51	0.95	10.21
19	箇所数	214	152	18	2	2	—	5	1	27	7	—	—
	面積(㎡)	370.94	40.75	29.83	7.90	41.70	—	47.70	104.50	95.05	3.51	0.95	10.14
20	箇所数	217	155	18	2	2	—	5	1	27	7	—	—
	面積(㎡)	371.68	41.53	29.83	7.90	41.70	—	47.70	104.50	95.08	3.44	0.96	10.12

特殊公園：風致公園・歴史公園・墓園など

#### 4-4 自然環境保護

指定区分		法令等	該当区分
自然公園地域	国立公園 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>特別保護地区</li> <li>利用調整地区</li> </ul> </li> <li>海中公園地区</li> <li>普通地域</li> </ul>	自然公園法	三河湾国立公園 第3種特別地域 287ヘクタール 鉢地町、山綱町、桑谷町
	国定公園 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>特別保護地区</li> <li>利用調整地区</li> </ul> </li> <li>海中公園地区</li> <li>普通地域</li> </ul>		
自然環境保全地域	愛知県立自然公園 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>利用調整地区</li> </ul> </li> <li>普通地域</li> </ul>	愛知県立自然公園条例	本宮山県立自然公園 第3種特別地域 1,450ヘクタール 普通地域 207ヘクタール 切山町、千万町町、石原町、東河原町、雨山町、大代町
	原生自然環境保全地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>立入制限地区</li> </ul>	自然環境保全法	該当なし
	自然環境保全地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>野生動植物保護地区</li> </ul> </li> <li>海中公園地区</li> <li>普通地域</li> </ul>		
愛知県自然環境保全地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>野生動植物保護地区</li> </ul> </li> <li>普通地域</li> </ul>	自然環境保全及び緑化の推進に関する条例	茅原沢自然環境保全地域 14.36ヘクタール 山中八幡宮自然環境保全地域 5.5ヘクタール	

#### 4-5 自然公園

##### (1) 三河湾国定公園

指定年月日：昭和33年4月10日

区 域：岡崎市・蒲郡市・豊橋市・田原市・美浜町・南知多町・一色町・吉良町・幡豆町・幸田町の各一部

主要利用地区：遠望峰山・宮路山・岩屋寺・内海海岸・南知多ビーチランド・鵜の池・羽豆岬、吉良温泉、猿ヶ島・三ヶ根山・蒲郡海岸・竹島・西浦温泉・形原温泉・三谷温泉・大恩寺・蔵王山・伊良湖岬・日出の石門・伊良湖国民休暇村・伊川津・吉湖の貝塚等

概 要：本公園は、愛知県の南部に位置し、知多半島と渥美半島に囲まれた三河湾を中心に、南知多、蒲郡、渥美半島及び湾内に浮かぶ島々を包含する海岸景観の休養地域です。湾内を中部地方から九州の西端に及ぶ中央構造線を境に内帯と外帯に区分された地質学的要素に恵まれています。気候は海洋性を帯び、年間平均気温は15～16度で比較的变化が少なく全般に温和です。

##### (2) 本宮山県立自然公園

指定年月日：昭和44年3月14日

区 域：岡崎市・豊川市・新城市の各一部

主要利用地区：閻苅溪谷・本宮山・観音山・巴山・雁峰山

概 要：本公園は、本宮山の山地景観と、本宮山山麓の乙川の水源となっている閻苅国有林の溪谷景観、及び寒狭川の渓流景観からなっています。殊に本宮山は山姿も秀麗であり、山稜部は展望にすぐれています。またシダ類を始めとする植物の宝庫でもあります。

## 4-6 愛知県茅原沢自然環境保全地域の保全計画（昭和59年3月28日指定）

### (1) 指定理由

本地域は、男川と乙川の合流点付近に位置し、標高40mの川岸から110mの尾根の間にはアラカシを主とする常緑広葉樹林及びコナラ等の落葉広葉樹林が成立しています。

これらの林内には、県内稀産の種であるヒメシャラ、オオズミ、ムヨウラン、アケボノシュスラン、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなど数多くの種が生育し、県内でも貴重な森林となっています。

また、本地域には、県内稀産の陸貝であるツムガタモドキギセルが生育し、本地域がその分布の南限となっていることは、学術的にも貴重な価値をもっているほか、このような低地の森林にヒメシャラが稚樹を含めて多数生育することは他に例をみません。

さらに、この地域の川岸の植生は、乙川のゲンジボタルの生育環境を保全する意味からも重要な役割を果たしています。

このため、この地域を自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第20条第1項第4号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

### (2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

#### ○植生

茅原沢神明宮の社殿の周辺地域及び乙川に沿って川岸の部分及び北部の沢沿いに成立するアラカシ、サカキを優占種とする常緑広葉樹林の林床にムヨウラン、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウ等の腐生植物をもっています。

#### ○野生動物

貝類のツムガタモドキギセルは、県内では、茶臼山、伊熊神社にみられるが、本地域は、その分布の南限となっています。

### (3) 所在地

岡崎市茅原沢町及び秦梨町

### (4) 面積

普通地区（全域）：14.36ヘクタール

## 4-7 愛知県山中八幡宮自然環境保全地域の保全計画（平成16年2月27日指定）

### (1) 指定理由

山中八幡宮は、岡崎市の南東部の舞木町に位置し、山中八幡宮の社叢（以降、「本社叢」という。）としてツブラジイを優占種とする常緑広葉樹林が覆う、標高106m程の小さな丘です。常緑広葉樹林の社叢としては、県内では規模が大きく、その構成種の中にはミミズバイが成育し、林床には愛知県の準絶滅危惧種であるルリミノキ、オオフユイチゴの群落が生育していることが本社叢の特徴の一つです。また、参道入口前にあるクスノキの巨木は、岡崎市の天然記念物に指定されています。

昆虫では、愛知県の準絶滅危惧種であるオオゴキブリが生息しており、また「ヒメハルゼミの生息地」として本社叢は市の天然記念物に指定されています。

したがって、これらの自然環境を保全するため、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第20条第1項第4号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

### (2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

#### ○植生

本社叢の植生は、丘の東側斜面は常緑広葉樹である主としてツブラジイの天然生林で、西側斜面はヒノキ植林地となっています。この常緑広葉樹林の本社叢は、郷土景観を代表する植物群落といえ、愛知県西三河南半に残された天然生林の中でも大きなものです。また、注目される種として、県下では生育数が少ないルリミノキ、オオフユイチゴといった分布の北限に近い植物が生育し、またその他にベニシダ、トウゴクシダなどのシ

ダ類、ミミズバイ、クロバイ、及びコクランなど暖地性の種が多く生育しています。

○野生動物

昆虫では、暖地系の種で自然林などに生息し、県内では少なくなったとされるオオゴキブリが生息しており、また暖地系の種であるヒメハルゼミが生息し、本社叢は「ヒメハルゼミの生息地」として市の天然記念物に指定されています。その他、ヒメハンミョウ、ハグロカワトンボなどがみられます。また、鳥類ではフクロウ、アカハラなどもみられます。

(3) 所在地

岡崎市舞木町

(4) 面積

5.50 ヘクタール（特別地区：1.55 ヘクタール 普通地区：3.95 ヘクタール）

4-8 鳥獣保護

区分	名称	面積（ヘクタール）	設定期限（平成）
鳥獣保護区	闇刈鳥獣保護区	430	15.11.1～25.10.31
	岡崎鳥獣保護区	6,450	20.11.1～30.10.31
	宮崎小学校鳥獣保護区	5	19.11.1～29.10.31
	岡崎東部鳥獣保護区	1,110	15.11.1～25.10.31
	大平田鳥獣保護区	218	15.11.1～25.10.31
	額田中学校鳥獣保護区	50	16.11.1～26.10.31
	生平小学校鳥獣保護区	59	20.11.1～30.10.31
特定猟具 使用禁止区域	額田峰特定猟具使用禁止区域	200	18.11.1～28.10.31
	岡崎小針特定猟具使用禁止区域	477	19.11.1～29.10.31
	須渕特定猟具使用禁止区域	114	19.11.1～29.10.31
	大重特定猟具使用禁止区域	210	17.11.1～27.10.31
	岡崎幸田特定猟具使用禁止区域	163	16.11.1～26.10.31
	岡崎特定猟具使用禁止区域	790	15.11.1～25.10.31
	岡崎岩津特定猟具使用禁止区域	920	16.11.1～26.10.31
	北山特定猟具使用禁止区域	264	18.11.1～28.10.31
	藤川特定猟具使用禁止区域	620	18.11.1～28.10.31
	額田平瀬特定猟具使用禁止区域	5	19.11.1～29.10.31
	六ッ美南部特定猟具使用禁止区域	45	13.11.1～23.10.31
	岡崎東部特定猟具使用禁止区域	679	19.11.1～29.10.31
	常磐特定猟具使用禁止区域	360	12.11.1～22.10.31
	岡崎福岡特定猟具使用禁止区域	9	14.11.1～24.10.31
宮崎地区特定猟具使用禁止区域	56	19.11.1～29.10.31	

## 5 環境目標2 安全で健康なくらしができるまでに

### 5-1 大気汚染

#### (1) 大気汚染常時監視調査結果

- 一般環境測定局：岡崎市羽根大気測定局(羽根町)

二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )											
測定年度	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	注1	注2
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成18年度	362	8,592	0.002	0	0	0	0	0.021	0.005	○	○
平成19年度	363	8,565	0.001	0	0	0	0	0.025	0.004	○	○
平成20年度	363	8,570	0.001	0	0	0	0	0.021	0.003	○	○

注1：日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無(有×、無○)

注2：環境基準の長期的評価による達成状況(達成○、非達成×)

二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )										
測定年度	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	注1
				(日)	(%)	(日)	(%)			
平成18年度	359	8,587	0.022	0	0	3	0.8	0.078	0.036	○
平成19年度	358	8,566	0.020	0	0	3	0.8	0.069	0.037	○
平成20年度	361	8,639	0.019	0	0	0	0.0	0.067	0.033	○

注1：環境基準の達成状況(達成○、非達成×)

浮遊粒子状物質 (SPM)											
測定年度	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	注1	注2
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成18年度	363	8,722	0.032	11	0.1	3	0.8	0.343	0.084	○	○
平成19年度	363	8,716	0.027	19	0.2	5	1.4	0.277	0.084	×	×
平成20年度	361	8,645	0.025	1	0	0	0	0.240	0.066	○	○

注1：日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続したことの有無(有×、無○)

注2：環境基準の長期的評価による達成状況(達成○、非達成×)

光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )									
測定年度	昼間測定日数(日)	昼間測定時間(時間)	昼間の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値の最高値(ppm)	注1
				(時間)	(%)	(日)	(%)		
平成18年度	363	5,426	0.024	308	5.7	68	18.7	0.118	×
平成19年度	362	5,415	0.027	413	7.6	86	23.8	0.109	×
平成20年度	310	4,629	0.022	315	6.8	53	17.1	0.102	×

注1：環境基準の達成状況(達成○、非達成×)

(2) 有害大気汚染物質調査結果

( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

物質名	環境基準 (年平均値)	大平町(岡崎市大平大気測定局)								
		18年度			19年度			20年度		
		検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定	検体数	最大値	判定
ベンゼン	3	12	1.9	○	12	1.5	○	12	1.6	○
トリクロロエチレン	200	12	0.32	○	12	0.21	○	12	0.19	○
テトラクロロエチレン	200	12	0.13	○	12	0.074	○	12	0.081	○
ジクロロメタン	150	12	4.0	○	12	2.8	○	12	3.0	○
物質名	環境基準 (年平均値)	美合町(岡崎市総合検査センター)								
		18年度			19年度			20年度		
		検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定	検体数	最大値	判定
ベンゼン	3	12	1.3	○	12	1.5	○	12	1.3	○
トリクロロエチレン	200	12	0.39	○	12	0.34	○	12	0.22	○
テトラクロロエチレン	200	12	0.13	○	12	0.078	○	12	0.082	○
ジクロロメタン	150	12	4.5	○	12	3.4	○	12	3.2	○

注 調査地点ごとの平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2として算出した。

(3) 環境基準の定められていない有害大気汚染物質の調査結果

物質名	単位	指針値 (年平均値)	大平町(岡崎市大平大気測定局)					
			18年度		19年度		20年度	
			検体数	平均値	検体数	平均値	検体数	平均値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2	12	0.056	12	0.027	12	0.043
塩化ビニルモノマー		10	12	0.0052	12	0.013	12	0.010
クロロホルム		18	12	0.12	12	0.10	12	0.10
1,2-ジクロロエタン		1.6	12	0.060	12	0.092	12	0.094
1,3-ブタジエン		2.5	12	0.40	12	0.28	12	0.30
酸化エチレン		-	12	0.32	12	0.13	12	0.12
アセトアルデヒド		-	12	2.9	12	2.5	12	1.6
ホルムアルデヒド		-	12	4.3	12	2.6	12	3.1
ベンゾ(a)ピレン	$\text{ng}/\text{m}^3$	-	12	0.20	12	0.28	12	0.21
水銀及びその化合物		40	12	2.3	12	1.9	12	2.2
クロム及びその化合物		-	12	13	12	6.4	12	8.8
ヒ素及びその化合物		-	12	2.2	12	1.1	12	1.2
ニッケル化合物		25	12	6.3	12	4.0	12	4.0
マンガン及びその化合物		-	12	67	12	38	12	36
ベリリウム及びその化合物		-	12	0.050	12	0.025	12	0.059
ベンゾ(a)ピレン		-	12	0.20	12	0.28	12	0.21
物質名	単位	指針値 (年平均値)	美合町(岡崎市総合検査センター)					
			18年度		19年度		20年度	
			検体数	平均値	検体数	平均値	検体数	平均値
アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2	12	0.046	12	0.028	12	0.040
塩化ビニルモノマー		10	12	0.0059	12	0.014	12	0.012
クロロホルム		18	12	0.17	12	0.14	12	0.12
1,2-ジクロロエタン		1.6	12	0.056	12	0.097	12	0.093
1,3-ブタジエン		2.5	12	0.17	12	0.13	12	0.12
酸化エチレン		-	12	0.33	12	0.12	12	0.10
アセトアルデヒド		-	12	3.0	12	2.5	12	1.5
ホルムアルデヒド		-	12	3.4	12	2.0	12	2.5
ベンゾ(a)ピレン	$\text{ng}/\text{m}^3$	-	12	0.16	12	0.39	12	0.21
水銀及びその化合物		40	12	2.5	12	2.1	12	2.0
クロム及びその化合物		-	12	9.9	12	5.1	12	5.4
ヒ素及びその化合物		-	12	2.3	12	0.91	12	0.78
ニッケル化合物		25	12	6.0	12	3.6	12	3.8
マンガン及びその化合物		-	12	66	12	37	12	28
ベリリウム及びその化合物		-	12	0.050	12	0.017	12	0.025

注 調査地点ごとの平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2として算出した。

## (4) 市民ボランティア二酸化窒素濃度簡易測定調査結果 (平成20年度)

(単位:ppm)

番号	測定場所	簡易法6月	簡易法9月	簡易法12月	簡易法3月	平均
1	祐金町(道路側)	0.035	0.034	0.030	0.023	0.031
2	祐金町(道路反対側)	0.030	0.027	0.025	0.021	0.026
3	康生町	0.020	0.020	0.025	0.018	0.021
4	本宿町下三本松	0.014	-	0.020	0.019	0.018
5	明大寺町耳取(1階)	0.019	0.017	0.030	0.014	0.020
6	明大寺町耳取(3階)	0.019	0.019	0.031	0.013	0.021
7	明大寺本町	0.025	0.030	0.026	0.023	0.026
8	柱町東荒子	0.019	0.020	0.026	0.017	0.021
9	真伝町魂場(西)	0.025	0.023	0.030	0.018	0.024
10	真伝町魂場(北)	0.024	0.022	0.027	0.019	0.023
11	東大友町塚本	0.021	0.018	0.025	0.017	0.020
12	上地5丁目(玄関)	0.015	0.015	-	-	0.015
13	上地5丁目(道路入口)	0.016	0.018	-	-	0.017
14	伊賀町東郷中(道路側)	0.034	0.032	0.027	0.022	0.029
15	伊賀町東郷中(庭側)	0.028	0.024	0.022	0.016	0.023
16	真伝町亀山	0.016	-	0.024	0.021	0.020
17	細川町窪地	0.012	0.009	0.015	0.013	0.012
18	伝馬通4丁目	0.022	0.020	0.023	-	0.022
19	井田町東魂場	0.018	0.018	0.023	0.015	0.019
20	庄司田1丁目	0.019	0.022	0.029	0.017	0.022
21	康生通西四丁目	0.026	0.024	0.027	0.019	0.024
22	丸山町奥ノ畑	0.024	0.017	0.028	0.019	0.022
23	松本町2丁目	0.021	0.021	0.024	0.018	0.021
24	宇頭町東山	0.024	0.029	0.032	0.022	0.027
25	緑丘3丁目	0.015	0.018	0.021	0.015	0.017
26	緑丘1丁目	0.014	0.018	0.020	0.015	0.017
27	羽根西2丁目	0.021	0.023	0.033	0.022	0.025
28	筒針町元流	0.017	0.017	0.025	0.014	0.018
29	古部町谷下入	0.004	0.004	0.008	0.004	0.005
30	岩津町車塚(2階)	0.021	0.029	0.029	-	0.026
31	羽根町大池	0.017	0.019	0.028	0.016	0.020
32	小呂町マヤシリ	0.025	0.023	0.027	0.021	0.024
33	池金町字下北山	0.005	0.009	0.010	0.006	0.008
34	丸山町上ノ野	0.026	0.016	0.023	0.017	0.021
35	城南町3丁目	0.018	0.017	0.023	0.015	0.018
36	井田町4丁目	0.018	0.018	0.022	0.017	0.019
37	美台2丁目	0.023	0.021	0.027	0.021	0.023
38	美合町地蔵野	0.013	0.016	0.019	0.013	0.015
39	暮戸町元社口	0.018	0.020	0.025	0.017	0.020
40	若松東2丁目	0.015	0.019	0.022	0.012	0.017
41	庄司田3丁目	0.022	0.022	0.018	0.016	0.020
42	上和田町荒野(5階)	0.022	0.024	0.020	0.006	0.018
43	井内町上堤	0.016	0.017	0.025	0.014	0.018
44	上地2丁目	0.015	0.018	0.023	0.014	0.018
45	櫻山町新居野	0.007	0.006	0.010	0.004	0.007
46	筒針町元流	0.017	0.019	0.025	0.013	0.019
47	藤川町荒古	0.022	0.019	0.021	0.014	0.019
48	藤川町荒古	0.021	0.028	0.024	0.018	0.023
49	明大寺町出口	0.012	0.015	0.026	0.013	0.017
50	羽根町鱧池	0.021	0.021	0.024	0.023	0.022
51	藤川台1丁目	0.017	0.016	0.019	0.014	0.017
52	上地町1丁目	0.014	0.016	0.021	0.015	0.017
53	舳越町川端	0.019	0.019	0.023	0.016	0.019
54	大平町西上野	0.025	0.028	0.027	0.016	0.024
55	橋目町タケノウチ	0.017	0.021	0.022	0.016	0.019
56	石原町字相野	0.004	0.003	0.005	0.002	0.004
57	大西町南ヶ原	0.021	0.021	0.023	0.014	0.020
58	本宿町東木材	0.019	0.026	0.023	0.018	0.022
59	本宿町字上トコサフ	0.012	0.014	0.018	0.011	0.014
60	上地町荒井			0.023	0.013	0.018
61	八帖北町			0.021	0.014	0.018
	平均値	0.019	0.020	0.023	0.016	0.019
	大気測定局(簡易法)	簡易法6月	簡易法9月	簡易法12月	簡易法3月	平均
62	岡崎市朝日大気測定局(朝日町)	0.042	0.043	0.036	0.030	0.038
63	岡崎市矢作大気測定局(矢作町)	0.031	0.027	0.028	0.021	0.027
64	岡崎市大平大気測定局(大平町)	0.059	0.057	0.044	0.033	0.048
65	市民病院(高隆寺町)	0.012	0.010	0.018	0.014	0.014
66	額田支所(櫻山町)	0.005	0.004	0.008	0.004	0.005
67	形埜出張所(桜形町)	0.004	0.003	0.005	0.003	0.004

※ 二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」となっています。

(5) 大気中アスベスト（石綿）飛散状況調査結果

(f/ℓ)

採取場所	地域分類	H17 緊急調査 ※1	H18調査 ※2			H19 幾何平均値 ※3
			H7	H17	H18	
北部地域福祉センター(岩津町)	高速道路沿線地域	0.36	0.34	0.53	0.39	<0.06
岡崎市大平大気測定局(大平町)	幹線道路沿線地域					<0.06
額田支所形埜出張所(桜形町)	内陸山間地域	—	0.24	0.20	0.36	<0.06
岡崎市羽根大気測定局(羽根町)	住居地域	0.23	0.11	0.30	0.22	<0.06
岡崎市保健センター(康生通南)	商工業地域	0.23	0.18	0.23	0.27	0.06
南部地域福祉センター(下青野町)	農業地域	0.31	0.47	0.13	0.40	0.06

注 定量下限値は0.06です。

※1：H17緊急調査とは、平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査の幾何平均値です。

※2：H18調査とは、平成7年度及び平成17年度と同一調査地域における環境省調査の幾何平均値です。

※3：幾何平均値の算出にあたり、定量下限値未満は定量下限値として計算しています。ただし、すべての測定結果が定量下限値未満の場合は、幾何平均値は定量下限値未満としています。

(6) 降下ばいじん量調査

(t/k㎡・月)

調査地点	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
美合町 (岡崎市総合検査センター)	2.20	2.30	2.05	2.17	2.34

(7) 大気汚染物質排出量総合調査

(トン)

	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん
平成18年度全体調査結果 ※1	857	1103	124
平成18年度調査結果(上位50社)	851	1085	123
平成19年度調査結果(上位50社)	507	841	90
平成20年度調査結果(上位44社の合計 6社は廃業のため)	349	600	51

※1 平成18年度の環境省が行った調査結果(3年ごとに実施)

※2 上位50社とは、平成18年度に環境省が行った調査結果のうち排出量が多い事業場50社

(8) 大気汚染防止法に基づく届出状況 (平成21年3月31日現在)

ばい煙発生施設 (電気事業法施設含む)		
届出工場実数 174 工場		
項番号	施設名	施設数
1	ボイラー	286
5	溶解炉	12
6	金属加熱炉	15
9	焼成炉	2
11	乾燥炉	30
13	廃棄物焼却炉	17
29	ガスタービン	17
30	ディーゼル機関	65
31	ガス機関	15
合 計		459

注 項番号とは、施行令別表第1の項番号をいう。

一般粉じん発生施設 (鉱山保安法施設含む)		
届出工場実数 22 工場		
項番号	施設名	施設数
2	堆積場	5
3	コンベア	67
4	破砕機・摩砕機	7
5	ふるい	5
合 計		84

注 項番号とは、施行令別表第2の項番号をいう。

揮発性有機化合物排出施設 (電気事業法施設含む)		
届出工場実数 5 工場		
項番号	施設名	施設数
2	塗装施設	6
3	塗装の用に供する乾燥施設	2
5	接着の用に供する乾燥施設	11
合 計		19

注 項番号とは、施行令別表第1の2の項番号をいう。

特定粉じん排出等作業実施届出状況		
項番号	作業の種類	届出数
1	解体作業	11
2	建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を除去する作業	2
3	特定建築材料の事前除去が著しく困難な作業	0
4	改善・補修作業	44
合 計		57

注1 項番号とは、施行規則別表第7の項番号をいう。

注2 平成20年度の届出状況

(9) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況 (平成21年3月31日現在)

ばい煙発生施設		
届出工場実数 76 工場		
項番号	施設名	施設数
1	ボイラー	121
5	溶解炉	3
6	加熱炉	1
10	焼成炉	1
11	反応炉及び直火炉	2
12	乾燥炉	5
14	廃棄物焼却炉	3
15	附着油処理施設	1
35	ロ 接着剤製造用施設	34
	ト 化学工業品等製造用施設	3
37	塗装用乾燥施設	6
40	シェルモールド中子造型施設	37
44	ジクロロメタン脱脂・洗浄施設	4
51	滅菌施設	2
合 計		223

粉じん発生施設		
届出工場実数 75 工場		
項番号	施設名	施設数
2	堆積場	9
3	コンベア	238
4	破砕機・粉砕機・摩砕機・研磨機	209
5	ふるい	19
7	チップパー・碎木機	2
8	吹付塗装機	17
合 計		494

注 項番号とは、条例施行規則別表第2の項番号をいう。

炭化水素系物質発生施設		
届出工場実数 7 工場		
項番号	施設名	施設数
2	ガソリン貯蔵施設	7
合 計		7

注1 項番号とは、条例施行規則別表第9の2の項番号をいう。

注2 炭化水素系物質とは、気体状又は、微粒子状の炭化水素系の物質(ばい煙を除く)をいう。

(10) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況 (平成21年3月31日現在)

特定施設						
届出工場実数 24 工場						
号番号	施設名	施設数	号番号	施設名	施設数	
1	焼結鉍製造用焼結炉	0	5	廃棄物焼却炉	4 t/H以上	7
2	製鋼用電気炉	0			2 t/H以上~4 t/H未満	0
3	亜鉛回収用施設	0			2 t/H未満	26
4	アルミニウム合金製造用施設	2	合 計			35

注 号番号とは、施行令別表第1の号番号をいう。

## 5-2 水質汚濁

### (1) 主要河川水質調査結果 (平成20年度)

河川番号 河川・地点名 項目	単位	1 乙川・神明橋(A類型)				2 乙川・須淵橋(A類型)				3 乙川・梁野橋(A類型)				4 乙川・大平橋(A類型)			
		最大値	最小値	平均値	M/N												
気温	℃	23.7	7.0	17.8	-/4	32.6	9.2	20.4	-/4	34.8	7.2	20.4	-/4	33.7	7.3	20.1	-/4
水温	℃	17.4	3.6	12.4	-/4	24.4	5.0	15.3	-/4	25.7	4.3	15.6	-/4	27.9	5.4	16.8	-/4
生活環境項目																	
PH		7.2	6.9	7.1	0/4	7.3	6.9	7.2	0/4	7.5	7.1	7.3	0/4	7.2	7.0	7.1	0/4
BOD	mg/l	0.7	<0.5	0.6	0/4	0.7	<0.5	0.6	0/4	0.5	<0.5	0.5	0/4	0.8	<0.5	0.6	0/4
BOD 75%値	mg/l	0.5				0.6				<0.5				0.6			
SS	mg/l	1	<1	1	0/4	4	<1	2	0/4	7	<1	3	0/4	1	<1	1	0/4
DO	mg/l	12	9.9	11	0/4	12	9.5	11	0/4	12	8.7	10	0/4	12	8.0	9.8	0/4
大腸菌群数	MPN/100ml	16,000	110	5,500	1/3	54,000	490	20,000	2/3	17,000	1,700	12,000	3/3	54,000	490	22,000	2/3
全亜鉛	mg/l	0.002	0.002	0.002	0/1	0.001	0.001	0.001	0/1	0.002	0.002	0.002	0/1	0.003	0.003	0.003	0/1
健康項目																	
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	0/1												
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg/l	ND	ND	ND	0/1												
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	ND	ND	ND	0/1												
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.71	0.54	0.64	0/4	0.63	0.34	0.49	0/4	0.58	0.32	0.46	0/4	1.0	0.47	0.77	0/4
ふっ素	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4
ぼう素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
要監視項目																	
クロロホルム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン (MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシシン銅 (有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロロタロニル (TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



河川番号		5				6				7				8			
河川・地点名		乙川・岡崎市上水道取入口(A類型)				乙川・御用橋(B類型)				乙川・吹矢橋(B類型)				乙川・占部用水取入口(B類型)			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N
気温	℃	32.0	5.6	18.9	-/12	33.4	6.5	19.7	-/4	36.2	7.4	20.7	-/4	30.8	10.0	21.2	-/12
水温	℃	28.6	6.0	15.7	-/12	26.9	7.2	17.1	-/4	27.9	7.1	17.6	-/4	30.4	8.3	17.7	-/12
生活環境項目																	
PH		7.3	6.9	7.1	0/12	7.2	7.1	7.2	0/4	7.2	7.0	7.1	0/4	7.9	7.0	7.3	0/12
BOD	mg/l	1.2	<0.5	0.8	0/12	1.1	0.5	0.8	0/4	1.2	0.5	0.8	0/4	2.2	<0.5	1.3	0/12
BOD 75%値	mg/l		1.0				0.8				0.8				1.7		
SS	mg/l	3	<1	2	0/12	4	1	2	0/4	3	<1	2	0/4	15	<1	3	0/12
DO	mg/l	11	7.1	9.4	1/12	10	8.1	9.3	0/4	10	7.9	9.1	0/4	11	7.4	9.0	0/12
大腸菌群数	MPN/100ml	28,000	1,300	8,800	8/8	160,000	1,700	61,000	2/3	160,000	4,600	57,000	2/3	54,000	2,800	15,000	7/8
全亜鉛	mg/l	0.005	0.003	0.004	0/4	0.005	0.005	0.005	0/1	0.007	0.007	0.007	0/1	0.017	0.006	0.010	0/4
健康項目																	
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	0/4	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/4
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/4
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
アルキル水銀	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/4
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
テウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	1.4	0.47	0.93	0/12	1.4	0.78	1.0	0/4	1.6	0.75	1.1	0/4	2.0	0.87	1.2	0/12
ふっ素	mg/l	0.09	<0.08	0.08	0/12	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	0.09	<0.08	0.08	0/12
ほう素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	0.02	<0.02	0.02	0/4
要監視項目																	
クロロホルム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/4
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/4
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/4
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
フェニトロチオン (MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
オキシ銅 (有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
クロタロニル (TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4
EPN	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4



河川番号		9				10				11				12			
河川・地点名		大法川・大滝橋				大高味川・水戸野橋				雨山川及び乙女川・ツノジ橋(A類型)				雨山川及び乙女川・万足上橋(A類型)			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N
気温	℃	21.7	4.2	15.9	-/4	29.2	5.3	19.6	-/4	27.7	4.0	15.7	-/12	29.2	4.3	16.3	-/12
水温	℃	17.6	3.3	12.0	-/4	19.6	3.7	12.6	-/4	24.0	3.9	13.7	-/12	25.7	4.1	14.0	-/12
生活環境項目																	
PH		7.4	7.2	7.3	-/4	7.4	7.0	7.2	-/4	7.4	7.0	7.2	0/12	7.5	7.0	7.3	0/12
BOD	mg/l	0.6	<0.5	0.5	-/4	0.7	0.5	0.6	-/4	0.9	<0.5	0.5	0/12	0.7	<0.5	0.5	0/12
BOD 75%値	mg/l	0.5				0.7				<0.5				0.5			
SS	mg/l	1	<1	1	-/4	2	<1	1	-/4	1	<1	1	0/12	1	<1	1	0/12
DO	mg/l	12	10	11	-/4	12	9.8	10	-/4	11	8.4	9.6	0/12	11	8.4	9.7	0/12
大腸菌群数	MPN/100ml	2,200	78	1,100	-/3	9,200	1,700	4,800	-/3	54,000	330	8,700	6/8	16,000	110	3,200	4/8
全亜鉛	mg/l	0.001	0.001	0.001	-/1	0.002	0.002	0.002	-/1	0.002	<0.001	0.002	0/4	0.002	0.001	0.002	0/4
健康項目																	
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/4	ND	ND	ND	0/4
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/4
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
アルキル水銀	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/4
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.23	0.13	0.17	0/4	0.48	0.28	0.35	0/4	0.73	0.31	0.54	0/12	0.80	0.47	0.64	0/12
ふっ素	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	0.09	<0.08	0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/12	<0.08	<0.08	<0.08	0/12
ほう素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/4
要監視項目																	
クロロホルム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/4
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/4
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/4
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
フェニトロチオン(MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
オキシシン銅(有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
クロタロニル(TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4
EPN	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4



河川番号 河川・地点名 項目	単位	13 前川・柴原橋				14 青木川・川向橋				15 古部川・出会橋				16 男川・南部簡易水道浄水場取入口(A類型)			
		最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N
気温	℃	27.0	8.5	18.8	-/6	25.8	6.5	20.0	-/4	26.4	8.2	20.7	-/4	29.2	5.1	16.6	-/12
水温	℃	21.7	4.9	13.3	-/6	22.0	4.9	14.9	-/4	19.9	3.6	13.4	-/4	25.4	4.5	13.9	-/12
生活環境項目																	
PH		7.5	6.8	7.1	-/6	7.3	6.9	7.1	-/4	7.3	6.9	7.1	-/4	7.3	7.0	7.1	0/12
BOD	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	-/4	0.6	<0.5	0.5	-/4	0.8	<0.5	0.6	-/4	0.7	<0.5	0.5	0/12
BOD 75%値	mg/l	<0.5				<0.5				0.6				0.5			
SS	mg/l	3	<1	2	-/4	5	<1	2	-/4	3	<1	2	-/4	1	<1	1	0/12
DO	mg/l	12	7.7	9.8	-/4	12	8.3	10	-/4	12	8.5	10	-/4	13	8.2	10	0/12
大腸菌群数	MPN/100ml	11,000	230	4,000	-/3	22,000	930	8,700	-/3	92,000	4,900	34,000	-/3	5,400	490	2,200	6/8
全亜鉛	mg/l	0.005	0.001	0.003	-/3	<0.001	<0.001	<0.001	-/1	0.002	0.002	0.002	-/1	0.002	<0.001	0.001	0/4
健康項目																	
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/4
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/4
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
アルキル水銀	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/4
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.83	0.63	0.72	0/4	0.91	0.69	0.77	0/4	1.0	0.93	0.97	0/4	1.0	0.51	0.78	0/12
ふっ素	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/12
ほう素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/4
要監視項目																	
クロロホルム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/4
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/4
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/4
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
フェニトロチオン (MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
オキシ銅 (有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
クロロタロニル (TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4
EPN	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4



河川番号		17				18				19				20			
河川・地点名		男川・櫻山大橋(A類型)				男川・学校橋(A類型)				立川・立川橋				鉢地川・棚田橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N
気温	℃	28.4	12.5	22.8	-/4	30.2	3.6	15.5	-/12	25.0	4.3	19.1	-/4	31.5	9.2	23.5	-/5
水温	℃	19.8	5.4	14.9	-/4	27.1	5.2	14.0	-/12	20.1	4.8	14.0	-/4	24.4	7.2	18.0	-/5
生活環境項目																	
PH		7.2	6.7	7.0	0/4	7.4	7.0	7.2	0/12	6.9	6.6	6.8	-/4	7.3	7.1	7.2	-/4
BOD	mg/l	0.6	<0.5	0.5	0/4	1.0	<0.5	0.6	0/12	0.7	<0.5	0.6	-/4	3.1	1.4	2.1	-/4
BOD 75%値	mg/l	0.5				0.7				<0.5				2.4			
SS	mg/l	1	<1	1	0/4	2	<1	1	0/12	2	<1	1	-/4	14	<1	4	-/4
DO	mg/l	12	8.6	9.9	0/4	12	8.0	9.8	0/12	12	9.1	10	-/4	11	8.4	9.4	-/5
大腸菌群数	MPN/100ml	54,000	490	26,000	2/3	35,000	1,300	10,000	8/8	11,000	330	4,900	-/3	35,000	5,400	18,000	-/3
全亜鉛	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	0.003	0.001	0.002	0/4	0.001	0.001	0.001	-/1	0.004	0.004	0.004	-/1
健康項目																	
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/4	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.89	0.75	0.84	0/4	1.1	0.56	0.83	0/12	0.46	0.09	0.34	0/4	2.3	1.2	1.7	0/4
ふっ素	mg/l	0.17	<0.08	0.10	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/12	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	0.08	<0.08	0.08	0/4
ほう素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	0.02	0.02	0.02	0/1
要監視項目																	
クロロホルム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン(MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシ銅(有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロタロニル(TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



河川番号 河川・地点名 項目	単位	21 鉢地川・落合橋				22 竜泉寺川・河原橋				23 竜泉寺川・黒橋				24 山綱川・舞木橋			
		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	27.3	5.6	19.7	-/4	35.4	11.4	22.2	-/4	33.7	9.7	19.7	-/5	34.5	13.3	22.7	-/4
水温	℃	22.5	5.3	16.0	-/4	26.7	10.5	17.7	-/4	26.5	10.3	16.0	-/5	27.1	10.4	17.4	-/4
生活環境項目																	
PH		7.5	7.3	7.4	-/4	6.8	6.6	6.7	-/4	7.0	6.7	6.9	-/5	7.1	6.9	7.0	-/4
BOD	mg/l	3.1	0.8	1.5	-/4	0.6	<0.5	0.6	-/4	2.3	0.6	1.4	-/5	1.2	0.6	0.8	-/4
BOD 75%値	mg/l		1.2				0.6				2.2				0.6		
SS	mg/l	2	<1	1	-/4	1	<1	1	-/4	5	<1	2	-/5	2	<1	1	-/4
DO	mg/l	12	9.2	10	-/4	10	7.9	9.2	-/4	10	6.6	9.1	-/5	10	8.0	9.5	-/4
大腸菌群数	MPN/100ml	9,200	5,400	6,700	-/3	54,000	2,200	20,000	-/3	160,000	17,000	71,000	-/3	160,000	7,000	74,000	-/3
全亜鉛	mg/l	0.014	0.014	0.014	-/1	0.012	0.012	0.012	-/1	0.005	0.005	0.005	-/1	0.002	0.002	0.002	-/1
健康項目																	
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	2.2	0.98	1.5	0/4	1.1	0.45	0.85	0/4	2.5	1.0	1.7	0/4	2.3	0.89	1.6	0/4
ふっ素	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	0.08	<0.08	0.08	0/4	0.08	<0.08	0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4
ほう素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
要監視項目																	
クロロホルム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン (MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシシン銅 (有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロロタロニル (TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



河川番号	25				26				27				28				
河川・地点名	山綱川・蜷橋				山綱川・美合町乙川合流点				六斗目川・六合橋				六斗目川・大平町乙川合流点				
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	35.5	10.3	21.7	-/4	35.3	10.5	21.3	-/4	35.2	16.0	22.5	-/4	32.5	12.5	20.4	-/4
水温	℃	27.7	9.8	18.0	-/4	27.2	10.4	18.0	-/4	26.9	10.8	17.7	-/4	32.3	12.0	21.3	-/4
生活環境項目																	
PH		7.2	7.0	7.1	-/4	7.1	6.9	7.0	-/4	6.6	6.5	6.5	-/4	7.7	7.3	7.5	-/4
BOD	mg / l	2.2	0.6	1.2	-/4	1.5	0.5	0.9	-/4	1.9	0.7	1.4	-/4	5.6	1.9	3.7	-/4
BOD 75%値	mg / l	1.0				0.8				1.8				3.9			
SS	mg / l	2	1	2	-/4	1	<1	1	-/4	11	<1	4	-/4	6	1	3	-/4
DO	mg / l	9.9	7.3	8.8	-/4	10	7.9	9.1	-/4	11	8.5	9.6	-/4	10	7.3	8.3	-/4
大腸菌群数	MPN / 100ml	170,000	4,900	89,000	-/3	54,000	11,000	25,000	-/3	16,000	790	8,700	-/3	54,000	2,800	24,000	-/3
全亜鉛	mg / l	0.004	0.004	0.004	-/1	0.004	0.004	0.004	-/1	0.013	0.013	0.013	-/1	0.020	0.020	0.020	-/1
健康項目																	
カドミウム	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l	2.0	0.62	1.5	0/4	2.3	0.77	1.6	0/4	4.4	3.0	3.8	0/4	1.9	0.92	1.6	0/4
ふっ素	mg / l	0.09	<0.08	0.08	0/4	0.09	<0.08	0.08	0/4	0.13	<0.08	0.10	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4
ほう素	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
要監視項目																	
クロロホルム	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン (MEP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシ銅 (有機銅)	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロタロニル (TPN)	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



河川番号	29				30				31				32				
河川・地点名	更沙川・栄町乙川合流点				伊賀川・相熊橋				伊賀川・竹千代橋				早川・八帖町乙川合流点				
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	35.2	12.0	21.6	-/4	31.7	8.5	19.8	-/4	30.0	5.2	17.5	-/4	32.0	6.0	18.9	-/4
水温	℃	28.2	10.0	17.7	-/4	27.6	5.5	15.9	-/4	29.5	5.2	16.2	-/4	30.8	10.0	19.9	-/4
生活環境項目																	
PH		7.7	7.4	7.6	-/4	7.3	7.2	7.3	-/4	8.2	7.4	7.6	-/4	7.6	7.1	7.4	-/5
BOD	mg/l	3.5	2.1	2.6	-/4	4.8	1.8	3.3	-/4	2.8	1.3	2.0	-/4	2.7	1.9	2.3	-/5
BOD 75%値	mg/l	2.7				3.5				2.1				2.5			
SS	mg/l	3	1	2	-/4	5	2	3	-/4	4	1	2	-/4	3	1	2	-/5
DO	mg/l	10	7.8	9.4	-/4	10	6.2	8.3	-/4	11	8.8	9.9	-/3	8.5	5.5	6.9	-/3
大腸菌群数	MPN/100ml	35,000	9,200	26,000	-/3	92,000	16,000	52,000	-/3	35,000	9,200	25,000	-/3	160,000	16,000	85,000	-/3
全亜鉛	mg/l	0.007	0.007	0.007	-/1	0.003	0.003	0.003	-/1	0.008	0.008	0.008	-/1	0.070	0.070	0.070	-/1
健康項目																	
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	2.1	1.2	1.8	0/4	1.2	0.83	0.96	0/4	2.3	1.2	1.5	0/4	1.3	0.94	1.1	0/4
ふっ素	mg/l	0.09	<0.08	0.08	0/4	0.10	<0.08	0.09	0/4	0.10	<0.08	0.09	0/4	0.12	<0.08	0.09	0/4
ほう素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	0.13	0.13	0.13	0/1	0.08	0.08	0.08	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
要監視項目																	
クロロホルム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン (MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシシン銅 (有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロロタロニル (TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



河川番号 河川・地点名 項目	単位	33				34				35				36			
		矢作川・葵大橋(B類型)				矢作川・天神橋(B類型)				矢作川・日名橋(B類型)				矢作川・美矢井橋(B類型)			
		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	35.2	9.8	23.9	-/4	34.5	7.4	24.8	-/4	34.4	6.6	22.4	-/4	33.6	3.0	20.3	-/4
水温	℃	27.1	6.0	18.0	-/4	27.4	5.7	18.1	-/4	28.1	4.8	18.1	-/4	27.2	3.6	17.1	-/4
生活環境項目																	
PH		7.6	6.9	7.3	0/4	7.6	7.0	7.4	0/4	7.5	7.2	7.4	0/4	7.4	7.1	7.3	0/4
BOD	mg/l	1.0	<0.5	0.8	0/4	1.1	<0.5	0.8	0/4	2.1	<0.5	1.0	0/4	1.2	<0.5	0.8	0/4
BOD 75%値	mg/l	1.0				1.0				0.8				0.8			
SS	mg/l	3	<1	2	0/4	3	<1	2	0/4	4	<1	2	0/4	7	1	3	0/4
DO	mg/l	13	9.3	10	0/4	13	9.0	10	0/4	12	9.1	10	0/4	12	8.4	9.8	0/4
大腸菌群数	MPN/100ml	49,000	1,700	22,000	2/3	22,000	1,700	9,700	2/3	79,000	3,300	29,000	2/3	16,000	7,000	12,000	3/3
全亜鉛	mg/l	0.005	0.005	0.005	0/1	0.003	0.003	0.003	0/1	0.003	0.003	0.003	0/1	0.004	0.004	0.004	0/1
健康項目																	
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.64	0.27	0.45	0/4	0.61	0.28	0.43	0/4	0.67	0.31	0.47	0/4	0.71	0.35	0.52	0/4
ふっ素	mg/l	0.12	<0.08	0.09	0/4	0.09	<0.08	0.08	0/4	0.09	<0.08	0.08	0/4	0.09	<0.08	0.08	0/4
ほう素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
要監視項目																	
クロロホルム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン(MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシシン銅(有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロロタロニル(TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



河川番号		37				38				39				40			
河川・地点名		霞川・坂下橋				巴川・細川頭首工(A類型)				郡界川・長沢橋				郡界川・郡界橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N
気温	℃	29.5	15.0	23.0	-/4	34.5	6.1	19.7	-/12	29.4	15.1	22.4	-/4	29.0	18.0	23.9	-/4
水温	℃	26.0	8.1	16.6	-/4	26.5	4.8	14.8	-/12	20.0	8.4	14.1	-/4	21.0	7.9	14.3	-/4
生活環境項目																	
PH		7.6	7.2	7.4	-/4	7.7	6.8	7.1	0/12	7.7	7.2	7.4	-/4	7.4	7.2	7.3	-/4
BOD	mg/l	0.6	<0.5	0.5	-/4	1.1	<0.5	0.7	0/12	0.9	<0.5	0.6	-/4	0.7	<0.5	0.6	-/4
BOD 75%値	mg/l		0.5				0.9				0.5				0.6		
SS	mg/l	11	<1	4	-/4	15	<1	3	0/12	6	<1	2	-/4	14	1	6	-/4
DO	mg/l	11	9.1	10	-/4	11	8.2	9.6	0/12	11	9.5	10	-/4	11	9.2	10	-/4
大腸菌群数	MPN/100ml	4,000	330	2,000	-/3	5,700	490	3,300	6/8	17,000	2,400	7,300	-/3	16,000	5,400	11,000	-/3
全亜鉛	mg/l	0.003	0.003	0.003	-/1	0.002	<0.001	0.002	0/4	0.004	0.004	0.004	-/1	0.007	0.007	0.007	-/1
健康項目																	
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/4	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.76	0.42	0.57	0/4	0.42	0.21	0.34	0/12	0.60	0.41	0.48	0/4	0.62	0.45	0.50	0/4
ふっ素	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	0.10	<0.08	0.08	0/12	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4
ほう素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
要監視項目																	
クロロホルム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/4	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン (MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシシン銅 (有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロロタロニル (TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/4	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



河川番号	41				42				43				44				
河川・地点名	北斗川・北斗橋				於御所川・西蔵前町矢作川合流点				小丸川・見返橋				大井野川・米河内町青木川合流点				
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	28.3	12.0	20.4	-/4	26.0	15.5	21.0	-/4	24.5	7.8	16.3	-/4	26.8	7.0	17.9	-/4
水温	℃	22.2	10.1	16.3	-/4	24.3	13.4	18.6	-/4	20.4	5.4	12.7	-/4	21.2	6.1	13.6	-/4
生活環境項目																	
PH		7.2	7.1	7.2	-/4	7.9	7.7	7.8	-/4	7.6	7.2	7.4	-/4	7.7	7.3	7.5	-/4
BOD	mg / l	2.3	<0.5	1.7	-/4	3.5	1.5	2.3	-/4	<0.5	<0.5	<0.5	-/4	0.6	0.5	0.6	-/4
BOD 75%値	mg / l	2.1				2.2				<0.5				0.6			
SS	mg / l	5	1	3	-/4	4	1	2	-/4	5	<1	3	-/4	3	<1	2	-/4
DO	mg / l	8.9	6.5	7.7	-/4	9.2	7.5	8.2	-/4	12	9.5	11	-/4	11	9.0	10	-/4
大腸菌群数	MPN / 100ml	540,000	16,000	220,000	-/3	130,000	54,000	92,000	-/3	17,000	230	7,500	-/3	46,000	2,300	19,000	-/3
全亜鉛	mg / l	0.024	0.015	0.018	-/4	0.040	0.023	0.033	-/4	<0.001	<0.001	<0.001	-/1	<0.001	<0.001	<0.001	-/1
健康項目																	
カドミウム	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l	2.9	2.2	2.6	0/4	3.3	1.7	2.6	0/4	0.86	0.52	0.69	0/4	0.60	0.20	0.42	0/4
ふっ素	mg / l	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4
ほう素	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	0.02	0.02	0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
要監視項目																	
クロロホルム	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン (MEP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシシン銅 (有機銅)	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロタロニル (TPN)	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



河川番号	45				46				47				48				
河川・地点名	真福寺川・御蔵橋				青木川・日影橋				青木川・記念橋				青木川・舘橋				
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N
気温	℃	34.3	8.5	20.9	-/4	27.0	7.5	17.4	-/4	27.4	11.6	19.3	-/4	26.3	7.0	16.2	-/4
水温	℃	27.3	6.9	16.1	-/4	19.9	5.2	12.4	-/4	20.5	5.1	12.8	-/4	21.4	5.2	13.1	-/4
生活環境項目																	
PH		7.5	7.3	7.4	-/4	7.6	7.0	7.3	-/4	7.6	7.1	7.4	-/4	7.5	7.1	7.3	-/4
BOD	mg/l	1.3	0.6	0.9	-/4	0.7	<0.5	0.6	-/4	0.7	<0.5	0.6	-/4	0.8	<0.5	0.6	-/4
BOD 75%値	mg/l	1.1				<0.5				0.7				0.7			
SS	mg/l	16	1	6	-/4	3	<1	2	-/4	3	<1	2	-/4	5	<1	3	-/4
DO	mg/l	10	8.9	9.6	-/4	12	9.3	11	-/4	12	9.4	11	-/4	13	9.4	11	-/4
大腸菌群数	MPN/100ml	24,000	5,400	15,000	-/3	5,400	490	2,700	-/3	16,000	2,200	11,000	-/3	28,000	7,900	17,000	-/3
全亜鉛	mg/l	0.007	0.007	0.007	-/1	0.002	0.002	0.002	-/1	0.001	0.001	0.001	-/1	0.003	0.003	0.003	-/1
健康項目																	
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	1.4	0.55	1.0	0/4	0.57	0.30	0.47	0/4	0.67	0.32	0.49	0/4	0.82	0.42	0.59	0/4
ふっ素	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.09	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	<0.08	<0.08	<0.08	0/4
ほう素	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
要監視項目																	
クロロホルム	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン (MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシ銅 (有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロタロニル (TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



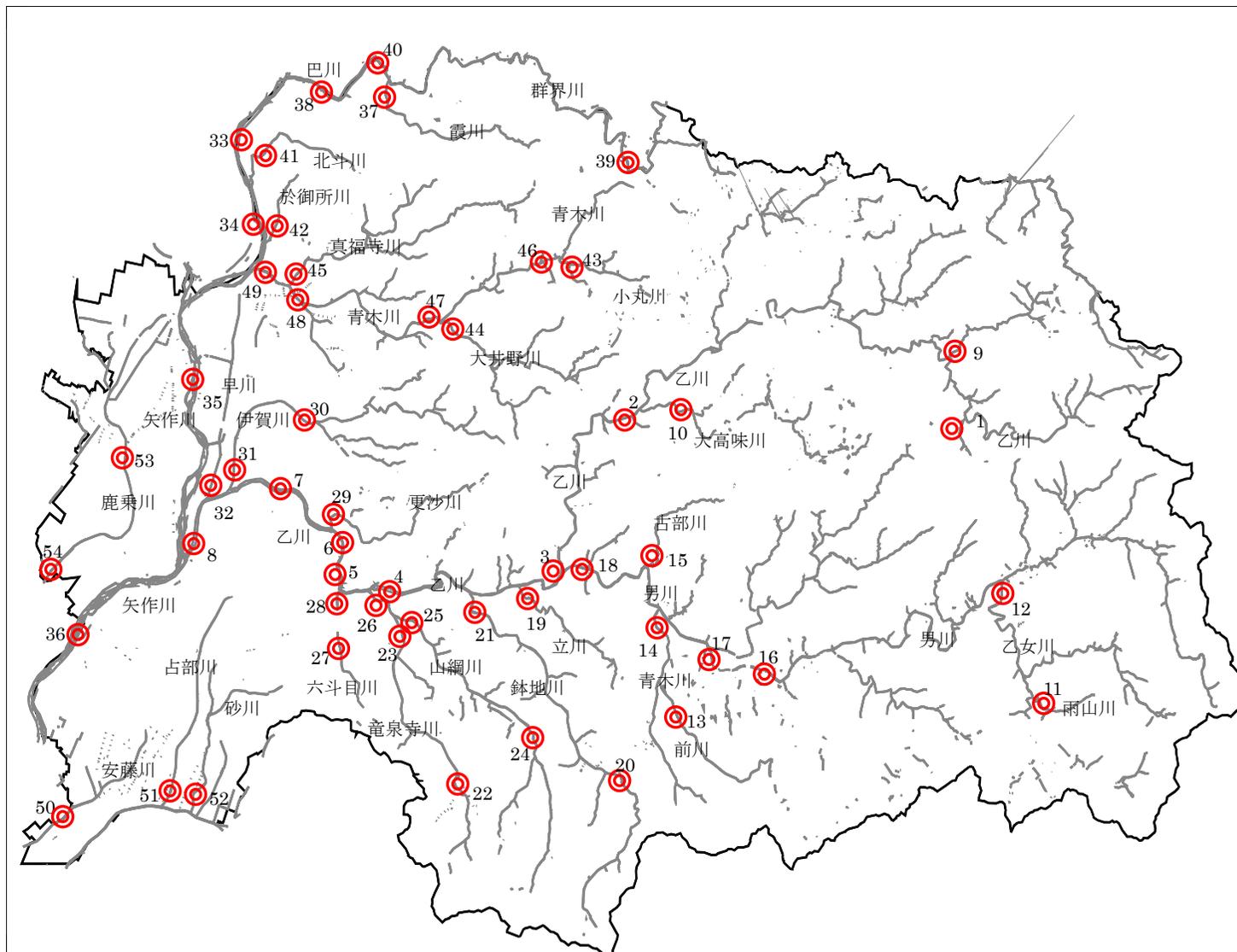
河川番号	49				50				51				52				
河川・地点名	青木川・新青木橋				安藤川・次郎兵衛橋				占部川・定国橋				砂川・下西野橋				
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	36.1	6.9	20.0	-/4	32.5	8.3	18.9	-/4	31.5	9.0	19.1	-/4	28.7	7.5	18.1	-/4
水温	℃	28.3	4.9	15.7	-/4	24.3	6.3	15.3	-/4	23.8	8.1	15.4	-/4	24.4	8.2	16.0	-/4
生活環境項目																	
PH		7.5	7.3	7.4	-/4	7.1	6.9	7.0	-/4	7.2	7.0	7.1	-/4	7.1	6.9	7.0	-/4
BOD	mg / l	1.1	<0.5	0.9	-/4	4.8	1.1	3.0	-/4	3.0	0.7	1.5	-/4	2.9	1.4	2.0	-/4
BOD 75%値	mg / l	1.0				3.6				1.7				1.9			
SS	mg / l	9	1	4	-/4	6	2	4	-/4	2	<1	2	-/4	15	2	6	-/4
DO	mg / l	12	7.9	9.8	-/4	7.7	7.3	7.5	-/4	10	7.5	8.2	-/4	9.8	6.7	7.6	-/4
大腸菌群数	MPN / 100ml	92,000	3,500	37,000	-/3	54,000	2,200	22,000	-/3	170,000	16,000	93,000	-/3	54,000	16,000	31,000	-/3
全亜鉛	mg / l	0.003	0.003	0.003	-/1	0.024	0.012	0.018	-/3	0.008	0.008	0.008	-/1	0.032	0.015	0.025	-/3
健康項目																	
カドミウム	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ポリ塩化ビフェニル	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l	1.0	0.51	0.80	0/4	1.8	0.91	1.2	0/4	0.63	0.27	0.45	0/4	1.0	0.50	0.82	0/4
ふっ素	mg / l	<0.08	<0.08	<0.08	0/4	0.19	<0.08	0.11	0/4	0.14	<0.08	0.10	0/4	0.17	<0.08	0.10	0/4
ほう素	mg / l	0.02	0.02	0.02	0/1	0.02	0.02	0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
要監視項目																	
クロロホルム	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン (MEP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシシン銅 (有機銅)	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロロタロニル (TPN)	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



河川番号		53				54			
河川・地点名		鹿乗川・御用田橋(C類型)				鹿乗川・東鹿乗川橋(C類型)			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	33.8	6.7	21.9	-/13	36.5	6.0	20.9	-/13
水温	℃	27.5	7.3	18.6	-/13	28.3	9.8	19.9	-/13
生活環境項目									
PH		7.1	6.8	7.0	0/12	7.2	6.9	7.1	0/12
BOD	mg / l	6.1	2.0	3.5	2/12	5.5	0.7	2.8	1/12
BOD 75%値	mg / l	4.5				3.0			
SS	mg / l	34	2	9	0/12	20	2	6	0/12
DO	mg / l	8.9	5.6	7.2	0/12	7.4	5.5	6.4	0/12
大腸菌群数	MPN / 100ml	920,000	5,400	160,000	-/11	540,000	16,000	170,000	-/11
全亜鉛	mg / l	0.064	0.017	0.038	-/4	0.041	0.013	0.025	-/4
健康項目									
カドミウム	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
全シアン	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
鉛	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
砒素	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
アルキル水銀	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ホリ塩化ビフェニル	mg / l	ND	ND	ND	0/1	ND	ND	ND	0/1
ジクロロメタン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
テトラクロロエチレン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg / l	4.2	0.64	2.1	0/12	1.9	0.50	1.2	0/12
ふっ素	mg / l	0.19	<0.08	0.11	0/12	0.14	<0.08	0.09	0/12
ほう素	mg / l	0.02	0.02	0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
要監視項目									
クロロホルム	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 2-ジクロロプロパン	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1
p-ジクロロベンゼン	mg / l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
イソキサチオン	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
ダイアジノン	mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
フェニトロチオン (MEP)	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
イソプロチオラン	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
オキシ銅 (有機銅)	mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
クロロタロニル (TPN)	mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
プロピザミド	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1
EPN	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1



(2) 主要河川水質調査地点図

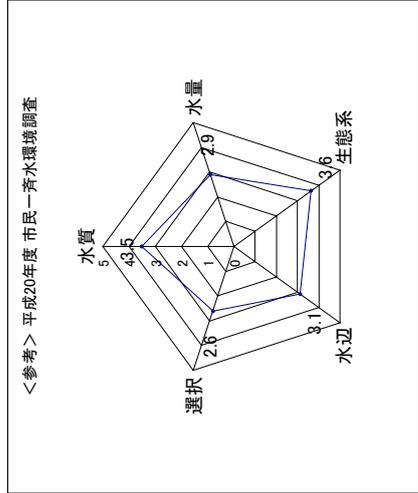
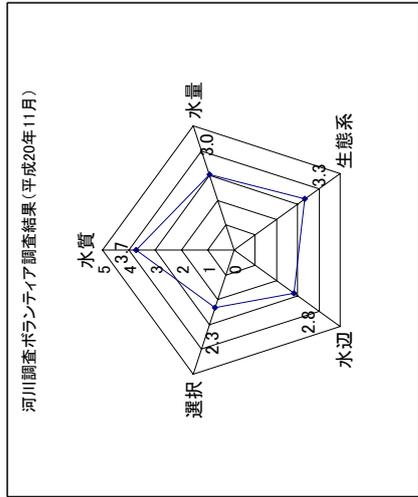


平成 20 年度より、①乙川 丸嶋橋 → 乙川 神明橋（木下町）に調査地点を変更、六斗目川中間点は調査地点を廃止しました。

(3) 市民ボランティア河川調査結果① (平成20年11月)

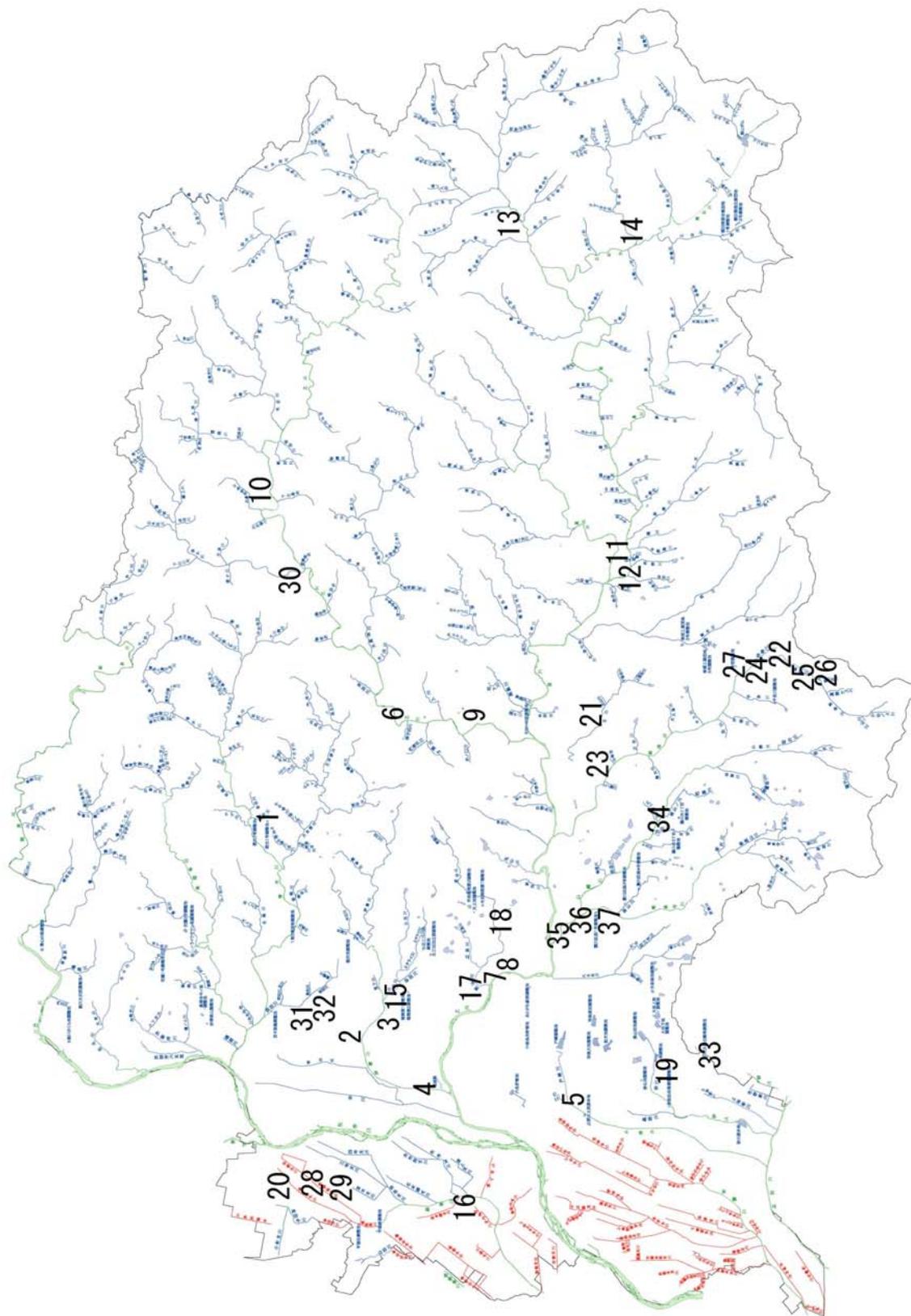
河川名	地点名	水質										水量					生態系					水辺					選択項目				
		水の汚れ(COD)	水の色	濁り	におい	泡、油膜	水底の腐敗	平均値	水梁(橋穴)	水の澄り(濁定)	流速(流速)	流速(形態)	湧水	平均値	水質等級	魚	水際の地生	水際の地生の生きもの	外來種	平均値	透明度	ごみ	水辺の歩み	水際の自然度	水辺の自然度	①散歩レジャー	②温泉学習	③環境調査活動	平均値	項目番号	点数
河木川	1 柳元橋	2	3	4	4	4	3	3	4	4	4	4	4	2	4	4	3	3	3	4	2	3	4	3	2	3	3	3	19	2	
伊賀川	2 石神橋	2	3	4	4	4	3	4	3	3	5	4	4	3	3	3	4	4	4	3	3	3	2	1	2	2	3	3	21	2	
伊賀川	3 稲穂橋	2	5	5	4	5	1	4	3	3	3	2	2	1	2	3	1	5	2	5	2	1	1	3	3	1	3	2			
伊賀川	4 三津橋	2	4	4	3	5	2	3	1	2	3	3	3	1	1	4	3	5	3	3	3	3	4	5	4	1	3	3	6	1	
伊賀川	5 三津橋	2	4	4	3	2	3	2	3	3	2	3	3	2	3	3	3	5	3	3	3	3	1	2	5	3	3	3	22	1	
占部川	5 稲穂橋	2	5	5	4	5	4	4	2	4	2	3	3	1	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3	2	2	3	13	1	
乙川	6 岩戸橋	3	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	3	3	19	3	
乙川	7 乙川大橋	2	3	3	4	4	4	4	2	4	4	3	3	3	1	3	3	4	3	3	1	3	3	3	3	2	2	3	19	1	
乙川	8 御舟橋	5	4	3	4	5	3	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	5	4	4	3	4	3	3	3	2	3	3			
乙川	9 栗梨大橋	5	5	5	4	5	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
男川	11 額田大橋	5	5	5	4	5	4	5	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	21	4	
男川	12 額田大橋	5	5	5	5	5	5	5	3	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	5	
男川	13 額田小学校	2	5	5	4	5	4	5	4	3	3	4	4	3	5	5	5	5	4	5	4	3	4	3	5	1	1	3	4	1	2
乙女川	14 大原小学校	5	5	5	4	5	4	5	4	4	3	4	4	4	5	5	5	4	5	5	3	4	3	5	5	2	3	3	4	26	3
小岳川	15 伊川谷橋	2	3	4	3	5	3	3	2	4	3	3	3	3	2	3	3	4	3	3	3	2	2	1	2	2	1	2			
鹿瀬川	16 下田橋	2	5	4	4	3	4	3	4	3	3	3	3	4	3	3	3	4	4	3	4	3	2	3	2	2	3	3	13	4	
更紗川	17 竹橋上流	2	4	5	3	5	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	4	3	2	2	2	3	3	19	2	
砂川	19 坂井橋	1	4	4	2	3	3	3	2	3	3	3	3	2	3	4	3	3	3	3	5	2	2	3	2	1	1	2	22	1	
鹿瀬川	20 北山橋	2	3	3	4	4	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	2	3	4	3	2	3	2	3	3	16	3	
立川	21 北山橋	4	5	5	5	5	5	5	4	4	4	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	1	4	
鉢池川	22 瀬酒橋	5	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	3	8	3	
鉢池川	23 下田橋	4	4	5	4	4	4	4	4	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	1	3
鉢池川	24 下田橋	3	5	5	4	5	4	4	2	5	3	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	2	1	2	2	1	3
鉢池川	25 高山下橋	4	4	3	4	5	3	4	3	2	2	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	3
鉢池川	27 三本松橋	5	3	2	2	4	1	3	3	3	3	3	3	3	2	4	3	3	5	3	3	3	4	4	4	2	1	3	4	1	4
東海東川	28 長井小学校上流	3	4	3	4	3	4	3	1	1	3	2	2	1	3	2	2	5	3	2	2	5	3	2	1	1	1	2			
東海東川	29 蓮花寺橋	2	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	0	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
東海東川	30 蓮花寺橋	2	4	3	2	3	2	3	1	1	2	3	2	2	1	3	2	2	2	2	3	2	2	1	1	1	1	1	2	12	1
前田川	31 真坂西橋	3	5	5	4	4	4	4	2	3	2	3	3	2	1	4	2	5	3	4	4	3	3	3	3	1	3	3	13	1	
前田川	32 真坂橋	2	3	2	3	4	2	3	2	3	3	3	3	2	2	4	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	1	2	3
柳川	33 柳橋	1	5	5	4	4	3	4	2	3	4	3	3	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	3	16	3
山崎川	34 家下橋	2	5	5	4	5	3	4	2	2	1	3	2	1	4	4	1	5	3	3	3	3	3	3	3	2	1	2	3	1	2
山崎川	35 乙川合流点	2	5	5	4	3	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	2
竜泉寺川	36 黒橋	2	4	5	4	4	1	3	3	5	3	3	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	6	1
竜泉寺川	37 三河橋	2	5	5	4	5	3	4	1	1	1	1	1	1	3	4	4	5	3	4	4	2	2	1	3	2	1	1	2	13	3
平均値(35件)		2.8	4.2	4.2	3.7	4.3	3.1	3.7	2.8	3.0	3.3	4.2	3.0	3.1	2.7	3.5	3.5	3.1	4.2	3.3	3.8	3.1	3.0	2.9	3.0	3.0	2.4	1.8	2.4	2.8	2.3

※調査方法は「あいちの水循環再生指標」による。





(5) 市民ボランティア河川調査地点図



## (6) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の種類の届出状況 (平成20年3月31日現在)

号番号	特定施設	特定 事業場数	号番号	特定施設	特定 事業場数
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設		26	無機顔料製造業の用に供する施設	
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	10	27	25・26に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	2	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	
3	水産食料品製造業の用に供する施設		29	コールタール製品製造業の用に供する施設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設		30	発酵工業(5、10、13に掲げる事業を除く)の用に供する施設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、ソース又は食酢等の製造業の用に供する施設	3	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設		32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	
7	砂糖製造業の用に供する施設		33	合成樹脂製造業の用に供する施設	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でん槽	1	34	合成ゴム製造業の用に供する施設	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機		35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設	
10	飲料製造業の用に供する施設	3	36	合成洗剤製造業の用に供する施設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設		37	31～36・51に掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する施設	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1	38	石けん製造業の用に供する施設	
13	イースト製造業の用に供する施設		39	硬化油製造業の用に供する施設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設		40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設		41	香料製造業の用に供する施設	
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	6	42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9	43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設	
18の2	冷凍調理食品の製造業の用に供する施設		45	木材化学工業製造業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設	
18の3	たばこ製造業の用に供する施設		46	28～45に掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	6	47	医薬品製造業の用に供する施設	
20	洗毛業の用に供する施設		48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	
21	化学繊維製造業の用に供する施設	4	49	農薬製造業の用に供する混合施設	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー		50	有害物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設	
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設		51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業の用に供する直接加硫施設	
22	木材薬品処理業の用に供する施設		51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業等の用に供するラテックス成形型洗浄施設	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1	52	皮革製造業の用に供する施設	
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1
24	化学肥料製造業の用に供する施設		54	セメント製品製造業の用に供する施設	5
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設		55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	13

号番号	特定施設	特定 事業場数	号番号	特定施設	特定 事業場数
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設		67	洗たく業の用に供する洗浄施設	53
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設		68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	22
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設	1	68の2	病院で病床数が300以上のものに設置される施設	3
59	砕石業の用に供する施設		69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1	69の2	中央卸売市場に設置される施設	
61	鉄鋼業の用に供する施設		69の3	地方卸売市場に設置される施設（水産物に係るものに限り総面積が1,000m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）	
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	2	70	廃油処理施設	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設	16	70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）	1
63の2	空びん卸売業の用に供する自動式洗びん施設		71	自動式車両洗浄施設	111
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設		71の2	科学技術に関する研究等を行う事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設	11
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設		71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち浄水施設	3	71の4	産業廃棄物処理施設のうち国、地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	21	71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	2
66	電気めっき施設	5	71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸留施設	
66の2	旅館業の用に供する施設	49	72	し尿処理施設（500人槽以下のものを除く。）	39
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設（総床面積が500m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）	5	73	下水道終末処理施設	1
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）	5	74	特定事業場から排出される水の処理施設（72・73に掲げるものを除く。）	1
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積が420m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）	14	—	指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）	69
66の6	そば店等の飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積が630m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）				
66の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500m <sup>2</sup> 未満の事業場に係るものを除く。）			合 計	506

注 号番号とは、施行令別表第1の号番号をいう。

(7) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場の届出状況（平成20年3月31日現在）

号番号	特定施設	特定事業場数	号番号	特定施設	特定事業場数
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設		12	アルミニウム又は合金製造用の溶解炉又は乾燥炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄装置、湿式洗浄装置	
2	カーバイド法アセチレン製造用の廃ガス洗浄施設		13	亜鉛回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機で集められたものからの亜鉛の回収に限る）用の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設				
4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設		14	担体付き触媒（使用済みのものに限る）からの金属回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る）によるものに限る）用のろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）用焼成炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設				
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設		15	廃棄物焼却炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの	7
7	カプロラクタム製造施設（塩化ニトロシルを使用するものに限る）用の硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設		16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
	8		クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の水洗施設、廃ガス洗浄施設	17	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設		18	第1号から第17号及び第19号に掲げる施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	1
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過施設、廃ガス洗浄施設		19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同処理施設	1
11	ジオキサジンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設		合 計		9

注 号番号とは、施行規則別表第2の号番号をいう。

(8) 地下水

① 地下水質測定計画に係る概況調査結果(平成20年度)

調査地点	桑谷町字平地	南大須町字井戸沢	大幡町字方便野	大西町字南ヶ原	大高味町字寺ノ下	小美町字久後畑	ハツ木町字郷北ノ切	森越町字宮前	滝町字山籠	合歡木町字渡嶋	環境基準
	メソユ	メソユ	メソユ	メソユ	メソユ	メソユ	メソユ	メソユ	メソユ	定点	
測定項目	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	ポリ塩化ビフェニル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3.3	1.0	2.9	16	0.4	2.4	8.6	3.1	2.9	<0.02	10
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.20	0.8
ほう素	<0.02	0.04	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	0.03	1
pH	5.8	6.1	5.6	6.1	6.1	6.3	5.9	6.2	6.4	6.8	—
電気伝導率(ms/m)	20	5.2	11	26	7.9	12	16	19	33	27	—

注1 pH及び電気伝導率以外の単位はmg/l。

注2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

注3 NDは定量下限値未満を示す。

② 汚染井戸周辺地区調査結果

(mg/L)

調査地点	項目	調査井戸数	超過井戸数	検出濃度範囲	環境基準
大西町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	1	4.7~12	10
西中町	六価クロム	16	1	<0.01~0.06	0.05
	トリクロロエチレン		3	<0.002~0.060	0.03
	テトラクロロエチレン		1	<0.0005~0.016	0.01
戸崎元町	ベンゼン	9	0	<0.001	0.01

③ 定期モニタリング（継続監視）調査結果

(mg/L)

調査地点	項目	調査井戸数	超過井戸数	検出濃度範囲	環境基準
若松町 (平成19年度)	鉛	2	1	<0.005~0.012	0.01
宮石町 (平成13年度)	四塩化炭素	-	-	-	0.002
大平町 (昭和60年度)	テトラクロロエチレン	3	1	<0.0005~0.035	0.01
	1,1,1-トリクロロエタン	3	0	<0.0005	1
福岡町 ①・②(平成7年度) ③(平成16年度)	① シス-1,2-ジクロロエチレン	2	0	<0.004~0.009	0.04
	② トリクロロエチレン	2	0	<0.002~0.008	0.03
	③ 1,1-ジクロロエチレン	2	0	<0.004~0.004	0.02
井田町 (平成12年度)	トリクロロエチレン	3	0	<0.002~0.018	0.03
	四塩化炭素	1	0	<0.0002	0.002
島坂町 (平成13年度)	シス-1,2-ジクロロエチレン	5	0	<0.004	0.04
市場町 (平成10年度)	トリクロロエチレン	13	0	<0.002	0.03
羽根町 (平成14年度)		1	0	<0.002	
細川町 (平成11年度)	テトラクロロエチレン	8	3	<0.0005~0.19	0.01
康生通西 (平成15年度)		1	1	0.013	
鴨田本町 (平成15年度)		1	0	0.010	
細川町 (平成11年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	4	3.9~21	10
丸山町 (平成12年度)		2	0	7.1~8.0	
井田町 (平成13年度)		1	0	5.1	
奥殿町 (平成13年度)		2	2	11~12	
西阿知和町 (平成13年度)		2	0	8.8~10	
仁木町 (平成13年度)		1	0	6.4	
柱曙3丁目 (平成13年度)		1	0	9.4	
福岡町 (平成13年度)		2	2	14~15	
宮石町 (平成13年度)		4	1	4.7~11	
上地町 (平成14年度)		3	1	6.4~12	
竜泉寺町 (平成14年度)		4	2	6.7~14	
板田町 (平成15年度)		1	1	24	
美合町 (平成15年度)		2	1	9.1~11	
坂左右町 (平成16年度)		2	1	5.2~15	
定国町 (平成17年度)		1	0	0.42	
中之郷町 (平成19年度)		1	1	13	

※( )内は調査初年度を示しています。

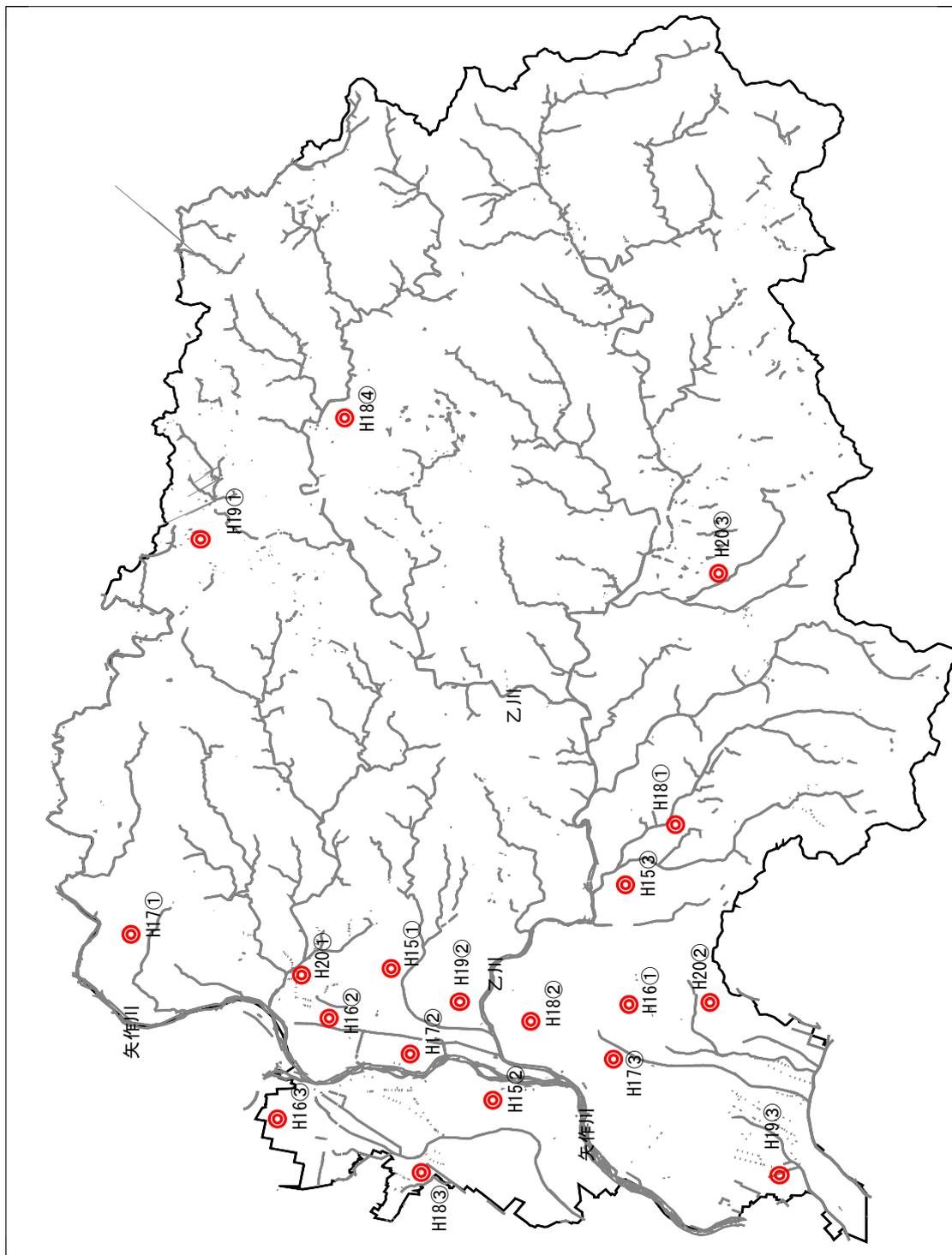
(8) ゴルフ場農薬調査結果 (平成20年度)

農薬名	指針値	岡崎カントリー倶楽部				額田ゴルフクラブ				岡崎高原カントリークラブ				サン・ベルガラピカントリークラブ				サ・トラテイン・エン・ホルブクラブ				
		最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	最大値	最小値	平均値	M/N	
殺																						
アセフェート	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インキサチオン	0.08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インモンホス	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エトキシプロピクス	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロルピリホス	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジン	0.09	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
チオカルブ	0.8	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
トリプロホルン(DEP)	0.3	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ピリダフェンチオン	0.02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェニトチオン(MEP)	0.03	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
アジメトロリン	5	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
インプロキサチオン	0.4	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
イプロジオン	3	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
イミダクジン酢酸塩	0.06	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
エトリアフルエクロメソール	0.04	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホキシム(有機銅)	0.4	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
キャブタン	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
クロロニル(TPN)	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
クロネブ	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
チウラム(チラム)	0.06	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トルクロキサメチル	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
フルトラニル	2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
プロピコナゾール	0.5	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ベンジクロン	0.4	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
フェチアル	2.3	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ポリカーバメート	0.3	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
メタキシ	0.5	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
メゾニル	1	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
アジララム	2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ジチオビル	0.08	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ジチヨロン	3	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
シマジン(CAT)	0.03	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
テルブカルブ(MBPMC)	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
トリクロピル	0.06	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ナプロバネド	0.3	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ハロスルフロジメチル	0.3	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ピリチカルブ	0.2	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
アミナホス	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
フラザルプロン	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
プロピコナゾール	0.08	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ベンスリド(SAP)	1	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ベンチフェナリ	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ペンフルリン(ベスロジ)	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
メゾニル(MSEP)	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
メチルダイトロン	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一般項目	PH	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	COD	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気伝導率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ms/m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※ TM: 目録値超過数 N: 測定回数



(2) 土壤調査地点図



## 5-4 ダイオキシン類

### (1) 大気環境調査結果

(pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点		調査結果		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
羽根西新町	南部市民センター分館	0.032	—	—
山綱町	東部市民センター	—	0.026	—
下青野町	六ツ美市民センター	—	—	0.044
大平町	岡崎市大平大気測定局	0.033	0.041	0.028
美合町	総合検査センター	0.033	0.030	0.025

環境基準 年間平均値 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

### (2) 水環境調査結果

#### ① 河川水質

(pg-TEQ/l)

調査地点		調査結果		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
乙川	岡崎市上水道取入口	0.18	0.22	0.24
	占部用水取入口	0.12	0.29	0.22
男川	学校橋	0.083	0.12	0.16
巴川	細川頭首工	0.22	0.24	0.64

環境基準 年間平均値 1 pg-TEQ/l以下

#### ② 河川底質

(pg-TEQ/g)

調査地点		調査結果		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
乙川	岡崎市上水道取入口	1.1	0.40	2.9
	占部用水取入口	0.88	0.89	0.48
男川	学校橋	0.50	0.57	1.6
巴川	細川頭首工	1.0	0.25	0.24

環境基準 150 pg-TEQ/g以下

#### ③ 地下水

(pg-TEQ/l)

平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
調査地点	調査結果	調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
桑谷町	0.083	外山町	0.068	滝町	0.063
牧平町	0.043	元能見町	0.20	南大須町	0.062

環境基準 年間平均値 1 pg-TEQ/l以下

### (3) 土壌環境調査結果

(pg-TEQ/g)

平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
調査地点	調査結果	調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
藤川町 (峠公園)	0.013	外山町 (外山農村公園)	0.29	河原町 (藪下公園)	0.095
南明大寺町 (沖折戸公園)	4.8	籠田町 (籠田公園)	0.055	上地 2 丁目 (前田公園)	0.0041
宇頭南町 (的場公園)	2.2	福桶町 (福桶公園)	0.069	大幡町 (大幡農村公園)	0.079

環境基準 1,000 pg-TEQ/g以下

## 5-5 騒音・振動

### (1) 環境騒音（道路に面する地域以外の地域）調査結果

(dB)

調査地点	用途地域	類型	環境基準		平成 19 年度				平成 20 年度			
					調査結果		環境基準適合状況		調査結果		環境基準適合状況	
			昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
細川町字扇田	第1種低層住居専用地域	A	55	45	48	42	○	○	49	41	○	○
百々町字池ノ入	第1種住居地域	B	55	45	50	46	○	×	51	44	○	○
本宿町字上トコサフ	第1種中高層住居専用地域	A	55	45	47	40	○	○				
本宿町字梨子木	第1種低層住居専用地域	A	55	45					47	44	○	○
橋目町字屋敷	工業地域	C	60	50	45	42	○	○	47	42	○	○
西大友町字桃々木	第1種住居地域	B	55	45	52	42	○	○	50	42	○	○
井田町1丁目	準工業地域	C	60	50	55	45	○	○	56	46	○	○
日名本町	準工業地域	C	60	50	47	42	○	○	50	41	○	○
滝町字丸根	第1種低層住居専用地域	A	55	45	46	38	○	○	45	36	○	○
中町9丁目	第1種中高層住居専用地域	A	55	45	43	39	○	○	43	42	○	○
明大寺町字中道	準工業地域	C	60	50	45	40	○	○	45	42	○	○
江口3丁目	準工業地域	C	60	50	51	45	○	○	52	45	○	○
下和田町字高畑	第1種住居地域	B	55	45	44	37	○	○	45	40	○	○
中島町字町後	第1種中高層住居専用地域	A	55	45	52	46	○	×	54	45	○	○
六名本町	第1種住居地域	B	55	45	47	39	○	○	50	40	○	○
竜美台2丁目	第1種中高層住居専用地域	A	55	45	56	46	×	×	56	46	×	×
上地4丁目	第1種中高層住居専用地域	A	55	45	50	37	○	○	44	42	○	○
牧平町字荒井野 ※	都市計画区域外の地域	—	—	—	46	43	参考値		43	40	参考値	

※は、都市計画区域外の地域であるため、環境基準が適用されない。

### (2) 特定施設・発生施設の届出状況（平成21年3月31日現在）

対象法令	騒音規制法		振動規制法		県民の生活環境の保全等に関する条例			
					騒音		振動	
施設名	特定施設数	特定工場数	特定施設数	特定工場数	発生施設数	発生工場数	発生施設数	発生工場数
1. 金属加工機械	1,350	140	1,397	137	844	74	580	30
2. 空気圧縮機、送風機及び冷凍機（条例のみ）	3,367	365	913	235	3,998	811	6,861	988
3. 土石用又は鉱物用の破碎機等	35	10	53	12	31	5	28	6
4. 織機	2,196	75	1,874	61	36	1	36	1
5. 建設用資材製造機械（コンクリートブロックマシン）	20	14	15	5	2	2	2	2
6. 穀物製粉機	0	0	—	—	0	0	0	0
7. 木材加工機械	304	110	4	8	23	5	2	0
8. 抄紙機	0	0	—	—	0	0	—	—
9. 印刷機械	182	47	57	26	11	0	0	0
10. 合成樹脂用射出成型機	935	72	844	65	85	4	98	3
11. 鋳型造成機	37	1	86	9	0	0	8	1
12. ゴム練用等ロール機	—	—	2	1	—	—	0	0
13. ディーゼルエンジン・ガソリンエンジン	—	—	—	—	86	36	125	36
14. 走行クレーン	—	—	—	—	124	7	—	—
15. 洗びん機	—	—	—	—	1	1	—	—
16. 真空ポンプ	—	—	—	—	3	0	—	—
合計	8,426	834	5,245	559	5,244	946	7,740	1,067

※① 表中の「—」は、届出対象外の施設

② 特定工場数は、主要な施設名欄に1か所記載してある。

(3) 特定建設作業の届出状況（平成 20 年度）

対象法令 作業の種類	騒音関係		振動関係	
	騒音規制法	県民の生活 環境の保全等に 関する条例	振動規制法	県民の生活 環境の保全等に 関する条例
1. くい打機・くい抜機、くい打くい抜機使用	52	4	68	5
2. びょう打機使用	0	1	—	—
3. さく岩機、ブレイカ使用	518	53	271	42
4. 空気圧縮機使用	108	46	—	—
5. コンクリートプラント、アスファルトプラント	4	0	—	—
6. バックホー（80kw 以上）	360	—	—	—
7. トラクターショベル（70kw 以上）	9	—	—	—
8. ブルドーザー（40kw 以上）	73	—	—	—
9. 動力、火薬、鉄球による解体	—	44	—	—
10. コンクリートミキサー、コンクリートミキサー車使用	—	597	—	—
11. コンクリートカッター使用	—	609	—	—
12. ブルドーザー等使用	—	1,356	—	—
13. ロードローラー等使用	—	911	—	—
14. 鋼球による破壊作業	—	—	3	0
15. 舗装版破砕機使用	—	—	21	1
合 計	1,124	3,621	363	48

※(注)表中の「—」は届出対象外の作業

5-6 地盤沈下

(1) 既存井戸水位調査結果（平成 19 年度）

平成 19 年度	三菱自動車工業株式会社		ユニチカ株式会社	
	静 (m)	動 (m)	静 (m)	動 (m)
4 月	17.30	27.00	4.17	欠測
5 月	17.10	26.60	5.03	12.54
6 月	17.30	27.00	5.05	12.72
7 月	17.60	26.90	4.15	欠測
8 月	16.60	13.40	3.62	13.40
9 月	17.10	26.70	4.29	11.80
10 月	16.60	26.30	4.42	12.60
11 月	17.30	26.70	3.99	欠測
12 月	17.00	26.40	4.25	欠測
1 月	17.30	26.80	4.23	欠測
2 月	16.90	26.50	4.22	欠測
3 月	17.00	26.40	4.34	13.26

## (2) 地下水位調査結果 (平成 19 年度)

(m)

平成 19 年度	岡崎第 1 地盤沈下観測所				岡崎第 2 地盤沈下観測所			
	上青野町				矢作町			
	47m井		65m井		38m井		60m井	
4月	5.18	5.22	7.88	7.83	5.09	4.91	7.03	6.87
	5.26		7.77		4.73		6.70	
5月	5.25	5.28	7.80	7.67	5.22	4.95	7.08	6.81
	5.31		7.53		4.67		6.54	
6月	5.15	5.10	7.55	7.42	5.04	4.85	6.88	6.72
	5.05		7.28		4.65		6.56	
7月	5.05	5.04	7.66	7.71	4.70	4.84	6.52	6.65
	5.03		7.76		4.97		6.78	
8月	4.82	4.88	7.71	7.78	4.79	4.84	6.64	6.67
	4.93		7.84		4.88		6.69	
9月	5.02	5.01	7.71	7.79	4.70	4.60	6.64	6.51
	4.99		7.86		4.50		6.37	
10月	5.03	5.07	7.78	7.73	4.82	5.00	6.62	6.92
	5.11		7.67		5.17		7.22	
11月	5.06	5.10	7.68	7.69	5.16	5.12	6.98	6.95
	5.13		7.69		5.07		6.91	
12月	5.22	5.24	7.65	7.66	5.09	5.08	6.92	6.96
	5.26		7.67		5.06		7.00	
1月	5.01	5.03	7.48	7.41	4.98	5.01	6.87	6.88
	5.05		7.34		5.04		6.89	
2月	5.12	5.11	7.48	7.52	5.19	5.21	7.03	7.03
	5.09		7.55		5.23		7.03	
3月	5.13	5.17	7.62	7.61	5.21	5.00	7.04	6.81
	5.21		7.60		4.78		6.58	

## 5-7 交通公害

### (1) 大気汚染常時監視調査結果

○自動車排ガス測定局：岡崎市朝日大気測定局(朝日町)・岡崎市矢作大気測定局(矢作町)・岡崎市大平大気測定局(大平町)・岡崎市鴨田大気測定局(鴨田町)

二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )												
測定年度	測定局	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	注1	注2
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成18年度	朝日町	363	8,727	0.002	0	0	0	0	0.031	0.005	○	○
	矢作町	360	8,518	0.001	0	0	0	0	0.017	0.003	○	○
	大平町	362	8,640	0.001	0	0	0	0	0.010	0.003	○	○
平成19年度	朝日町	353	8,610	0.002	0	0	0	0	0.023	0.004	○	○
	矢作町	366	8,632	0.001	0	0	0	0	0.016	0.003	○	○
	大平町	362	8,540	0.001	0	0	0	0	0.018	0.003	○	○
平成20年度	大平町	334	7,873	0.001	0	0	0	0	0.015	0.002	○	○

注1：日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無(有×、無○)

注2：環境基準の長期的評価による達成状況(達成○、非達成×)

二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )												
測定年度	測定局	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	注1	
					(日)	(%)	(日)	(%)				
平成18年度	朝日町	361	8,685	0.041	9	2.5	211	58.4	0.100	0.061	×	
	矢作町	360	8,598	0.033	2	0.6	97	26.9	0.104	0.054	○	
	大平町	358	8,551	0.048	64	17.9	188	52.5	0.150	0.078	×	
	鴨田町	362	8,684	0.023	0	0	7	1.9	0.076	0.039	○	
平成19年度	朝日町	354	8,495	0.042	16	4.5	197	55.6	0.123	0.063	×	
	矢作町	361	8,623	0.028	1	0.3	40	11.1	0.099	0.049	○	
	大平町	356	8,539	0.039	27	7.6	126	35.4	0.148	0.074	×	
	鴨田町	365	8,709	0.019	0	0	2	0.5	0.092	0.035	○	
平成20年度	朝日町	361	8,666	0.042	15	4.2	213	59.0	0.105	0.064	×	
	矢作町	360	8,627	0.027	0	0	26	7.2	0.099	0.050	○	
	大平町	331	7,888	0.039	18	5.4	143	43.2	0.132	0.066	×	
	鴨田町	360	8,662	0.020	0	0	1	0.3	0.064	0.036	○	

注1：環境基準の達成状況(達成○、非達成×)

一酸化炭素 (CO)												
測定年度	測定局	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値(ppm)	日平均値の2%除外値(ppm)	注1	注2
					(回)	(%)	(日)	(%)				
平成18年度	朝日町	360	8,666	0.6	0	0	0	0	5.5	0.9	○	○
	矢作町	357	8,564	0.5	0	0	0	0	2.9	1.3	○	○
	大平町	364	8,695	0.6	0	0	0	0	4.5	1.1	○	○
平成19年度	朝日町	353	8,523	0.5	0	0	0	0	2.0	0.9	○	○
	矢作町	341	8,144	0.4	0	0	0	0	2.6	0.9	○	○
	大平町	359	8,584	0.6	0	0	0	0	3.9	1.0	○	○
平成20年度	朝日町	338	8,109	0.5	0	0	0	0	1.8	0.8	○	○
	大平町	333	7,957	0.6	0	0	0	0	4.8	1.0	○	○

注1：日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無(有×、無○)

注2：環境基準の達成状況(達成○、非達成×)

浮遊粒子状物質 (SPM)												
測定年度	測定局	有効測定日数(日)	測定時間(時間)	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値(mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値(mg/m <sup>3</sup> )	注1	注2
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
平成18年度	朝日町	362	8,711	0.033	7	0.1	1	0.3	0.292	0.066	○	○
	矢作町	341	8,277	0.042	12	0.1	1	0.3	0.343	0.084	○	○
	大平町	359	8,644	0.051	3	0.0	5	1.4	0.220	0.097	×	×
	鴨田町	361	8,692	0.024	9	0.1	1	0.3	0.369	0.064	○	○
平成19年度	朝日町	359	8,639	0.034	28	0.3	4	1.1	0.431	0.083	×	×
	矢作町	354	8,568	0.036	8	0.1	2	0.6	0.280	0.073	○	○
	大平町	357	8,589	0.043	18	0.2	5	1.4	0.269	0.085	×	×
	鴨田町	365	8,756	0.021	8	0.1	1	0.3	0.389	0.069	○	○
平成20年度	朝日町	352	8,463	0.025	0	0.0	0	0.0	0.124	0.054	○	○
	矢作町	339	8,138	0.032	0	0.0	0	0.0	0.155	0.061	○	○
	大平町	334	8,006	0.050	5	0.1	8	2.4	0.290	0.105	×	×
	鴨田町	363	8,711	0.020	1	0.0	0	0.0	0.242	0.062	○	○

注1：日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続したことの有無(有×、無○)

注2：環境基準の長期的評価による達成状況(達成○、非達成×)

光化学オキシダント (Ox)										
測定年度	測定局	昼間測定日数(日)	昼間測定時間(時間)	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値の最高値(ppm)	注1
					(時間)	(%)	(日)	(%)		
平成18年度	矢作町	364	5,422	0.033	86	1.6	32	8.8	0.112	×
	大平町	364	5,436	0.018	0	0	0	0	0.059	○
	鴨田町	365	5,455	0.044	420	7.7	84	23.0	0.100	×
平成19年度	矢作町	364	5,442	0.015	20	0.4	10	2.7	0.080	×
	大平町	314	4,695	0.012	3	0.1	2	0.6	0.067	×
	鴨田町	364	5,438	0.020	134	2.5	37	10.2	0.093	×
平成20年度	矢作町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大平町	91	1,363	0.028	4	0.3	1	1.1	0.071	×
	鴨田町	364	5,443	0.033	159	2.9	34	9.3	0.103	×

注1：環境基準の達成状況(達成○、非達成×)

非メタン炭化水素											
測定年度(平成)	測定局	測定時間(時間)	年平均値(ppmC)	6~9時における年平均値(ppmC)	6~9時測定日数(日)	6~9時3時間平均値(ppmC)		※6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数と割合		※6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数と割合	
						最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)
18年度	大平町	7,280	0.28	0.31	313	1.31	0.08	257	82.1	142	45.4
19年度		7,989	0.42	0.45	350	1.97	0.14	339	96.9	262	74.9
20年度		7,296	0.23	0.25	318	0.75	0.05	205	64.5	62	19.5

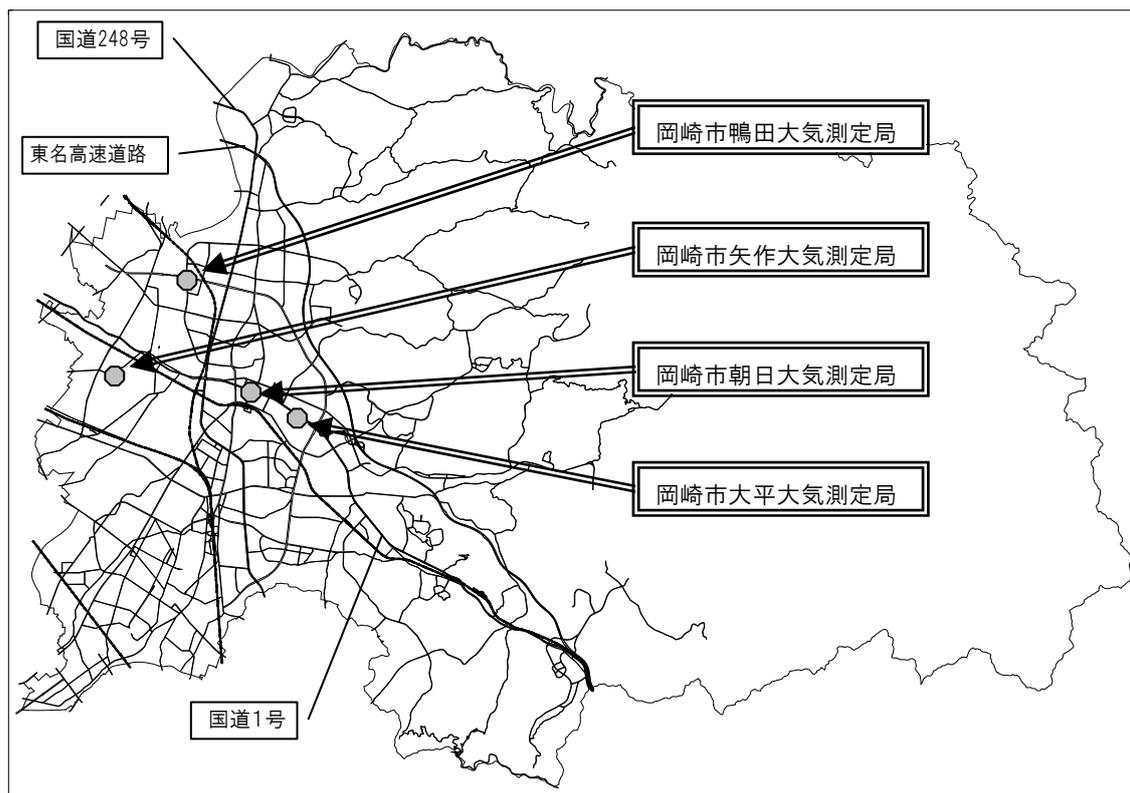
※昭和51年8月13日付け中央公害対策審議会答申「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」では、「光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。」としている。

メタン							
測定年度(平成)	測定局	測定時間(時間)	年平均値(ppmC)	6~9時における年平均値(ppmC)	6~9時測定日数(日)	6~9時3時間平均値(ppmC)	
						最高値	最低値
18年度	大平町	7,280	1.87	1.88	313	2.06	1.65
19年度		7,989	1.85	1.87	350	2.07	1.71
20年度		7,296	1.88	1.90	318	2.05	1.76

全炭化水素							
測定年度(平成)	測定局	測定時間(時間)	年平均値(ppmC)	6~9時における年平均値(ppmC)	6~9時測定日数(日)	6~9時3時間平均値(ppmC)	
						最高値	最低値
18年度	大平町	7,280	2.15	2.19	313	3.28	1.86
19年度		7,989	2.27	2.32	350	3.91	2.00
20年度		7,296	2.11	2.15	318	2.72	1.90

(2) 自動車排ガス測定局位置図



(3) 国道1号沿線二酸化窒素濃度簡易測定調査結果 (平成20年度)

番号	調査地点 (町名)	NO <sub>2</sub> (ppm)				平均値
		6月	9月	12月	3月	
1	個人宅 (東大友町)	0.049	0.038	0.036	0.032	0.039
2	岡崎市矢作大気測定局 (矢作町)	0.031	0.027	0.028	0.021	0.027
3	個人宅 (田町)	0.033	0.029	0.025	0.019	0.027
4	岡崎市朝日大気測定局 (朝日町)	0.042	0.043	0.036	0.030	0.038
5	岡崎市大平大気測定局 (大平町)	0.059	0.057	0.044	0.033	0.048
6	岡崎市東消防署本署 (岡町)	0.026	0.022	0.026	0.018	0.023
7	三河高校下バス停留所 (藤川町)	0.035	0.034	0.030	0.019	0.030
8	山中小学校 (山綱町)	0.033	0.034	0.030	0.022	0.030
9	個人宅 (本宿町)	0.025	0.028	0.027	0.027	0.027
9地点平均値		0.037	0.035	0.031	0.025	0.032

(4) 国道248号沿線二酸化窒素濃度簡易測定調査結果 (平成20年度)

番号	調査地点 (町名)	NO <sub>2</sub> (ppm)				平均値
		6月	9月	12月	3月	
1	岩津市民センター (岩津町)	0.027	0.028	0.028	0.022	0.026
2	城北保育園 (八帖北町)	0.027	0.029	0.028	0.021	0.026
3	イオン岡崎ショッピングセンター (戸崎町)	0.025	0.025	0.027	0.022	0.025
4	南公園 (若松町)	0.020	0.023	0.024	0.016	0.021
4地点平均値		0.025	0.026	0.027	0.020	0.025

(5) 国道1号騒音調査結果

① 環境基準 (平成20年度)

番号	測定地点の住所	騒音レベル (LAeq) (dB)		評価区間			道路に面する地域における面的評価						
		昼間	夜間	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	区間 延長 (km)	環境基準達成戸数 (戸)			区間内 全戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)		
							昼夜	昼間	夜間		昼夜	昼間	夜間
1	本宿町字後畑	66	66	本宿町 字東薬師堂	舞木町 字天神越	2.9	352	406	352	407	86.5	100	86.5
2	岡町字東神馬崎南側	67	68	舞木町 字天神越	美合町 字五反田	5.3	623	669	623	710	87.7	94	87.7
3	大平町字北市木	75	75	美合町 字五反田	大平町 字二ノ沢	2.2	70	135	70	209	33.5	64.6	33.5
4	菅生町	68	67	大平町 字二ノ沢	島町	1.8	311	454	314	525	59.2	86	59.8
5	康生町	65	65	島町	矢作町 字市場	1.2	272	282	275	292	93.2	97	94.2
6	矢作町字馬乗	67	67	矢作町 字市場	暮戸町 字霞野	2.4	582	759	582	866	67.2	87.6	67.2
7	宇頭北町	73	72	暮戸町 字霞野	宇頭町	1.2	139	150	139	195	71.3	76.9	71.3
計						17.0	2,349	2,855	2,355	3,204	73.3	89.1	73.5

注 「環境基準達成戸数」及び「環境基準達成率」における「昼夜」の欄は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等に係る戸数及び率を示す。

② 要請限度

番号	測定地点の住所	実施年度	騒音レベル(LAeq) (dB)	
			昼間	夜間
1	本宿町後畑	H18	66	67
		H19	65	66
		H20	66	66
2	岡町東神馬崎南側	H18	70	70
		H19	69	69
		H20	67	68
3	大平町北市木	H18	78	77
		H19	77	76
		H20	75	75
4	菅生町	H18	68	68
		H19	68	68
		H20	68	67
5	康生町	H18	66	66
		H19	66	67
		H20	65	65
6	矢作町馬乗	H18	76	76
		H19	72	72
		H20	67	67
7	宇頭北町	H18	73	73
		H19	75	74
		H20	73	72

注 騒音レベルの網掛け部分は、要請限度を超過していることを示す。  
(幹線道路を担う道路に近接する空間における要請限度(昼間75dB・夜間70dB)との比較)

(6) 主要幹線道路騒音調査結果

① 環境基準 (平成20年度)

番号	測定地点の住所	路線名	騒音レベル (LAeq) (dB)		評価区間			道路に面する地域における面的評価						
			昼間	夜間	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	区間 延長 (km)	環境基準達成戸数(戸)			区間内 全戸数 (戸)	環境基準達成率(%)		
								昼夜	昼間	夜間		昼夜	昼間	夜間
8	上地4丁目	国道248号	71	67	上地4丁目	上地4丁目	0.3	70	75	70	86	81.4	87.2	81.4
9	柱曙3丁目		70	65	上地4丁目	戸崎町字池下	2.6	865	865	865	865	100.0	100.0	100.0
10	戸崎町字原山		70	65	戸崎町字池下	中岡崎町	2.0	369	369	369	373	98.9	98.9	98.9
11	上六名1丁目		72	68	八帖北町	葵町	3.0	780	804	780	961	81.2	83.7	81.2
12	井田南町		71	67	葵町	大樹寺1丁目	0.9	67	69	67	71	94.4	97.2	94.4
13	岩津町字壇ノ上		68	65	大樹寺1丁目	岩津町字於御所	3.3	330	330	330	330	100.0	100.0	100.0
14	仁木町字年重		68	65	岩津町字於御所	細川町字中河原	2.2	114	114	114	114	100.0	100.0	100.0
計							14.3	2,595	2,626	2,595	2,800	92.7	93.8	92.7
16	美合町字五本松	県道岡崎刈谷線	71	71	美合町五反田	大西町南ヶ原	1.4	164	227	164	254	64.6	89.4	64.6
17	明大寺町字大塚		69	69	大西町南ヶ原	戸崎町池下	1.2	91	134	92	169	53.8	79.3	54.4
18	上和田町字南屋敷		72	71	戸崎町池下	昭和町	5.2	522	701	522	767	68.1	91.4	68.1
計							7.8	777	1,062	778	1,190	65.3	89.2	65.4
19	大樹寺2丁目	県道岡崎環状線	71	67	北野町東河原	鴨田町所屋敷	2.4	361	361	364	393	91.9	91.9	92.6
20	小呂町		72	70	伊賀新町	大平町石丸	4.7	821	1,139	821	1,350	60.8	84.4	60.8
21	上地4丁目		72	66	大平町石丸	上地4丁目	4.6	788	789	945	1,096	71.9	72.0	86.2
計							11.7	1,970	2,289	2,130	2,839	69.4	80.6	75.0
22	伊賀町字愛宕下	県道岡崎足助線	71	71	康生通南	鴨田町	2.8	1,309	1,309	1,310	1,333	98.2	98.2	98.3
23	東蔵前町字火打山		69	69	鴨田町	岩津町	3.7	850	850	884	1,188	71.5	71.5	74.4
24	細川町字長原		72	71	岩津町	桑原町	4.4	490	490	490	491	99.8	99.8	99.8
計							10.9	2,649	2,649	2,684	3,012	87.9	87.9	89.1
25	筒針町字元流	県道岡崎西尾線	69	63	矢作町	島坂町	4.2	1,001	1,009	1,002	1,013	98.8	99.6	98.9
計							4.2	1,001	1,009	1,002	1,013	98.8	99.6	98.9
26	真伝町字荒戸	県道南大須岡田線	64	58	鴨田町	真伝町	1.3	448	448	448	456	98.2	98.2	98.2
計							1.3	448	448	448	456	98.2	98.2	98.2
27	久右エ門町1丁目	県道東大見岡崎線	70	64	明大寺本町	稲熊町	2.7	654	656	830	843	77.6	77.8	98.5
28	真伝町字吉祥		68	60	稲熊町	真伝町	1.7	327	328	328	331	98.8	99.1	99.1
計							4.4	981	984	1,158	1,174	83.6	83.8	98.6
29	土井町字駒之舞	県道桜井岡崎線	68	65	下青野町字奥屋敷	天白町字東池	2.9	492	494	492	495	99.4	99.8	99.4
30	天白町字河原		69	66	天白町字東池	明大寺本町2丁目	2.7	1,005	1,087	1,005	1,088	92.4	99.9	92.4
計							5.6	1,497	1,581	1,497	1,583	94.6	99.9	94.6

注 「環境基準達成戸数」及び「環境基準達成率」における「昼夜」の欄は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等に係る戸数及び率を示す。

国道248号、県道桜井岡崎線は平成19年度調査。その他の路線は平成20年度調査。

② 要請限度

番号	路線名	測定地点の住所	年度 (平成)	騒音レベル (LAeq) (dB)	
				昼間	夜間
8	国道 248 号	上地 4 丁目	19 年度	71	67
9		柱曙 3 丁目	19 年度	70	65
10		戸崎町字原山	19 年度	70	65
11		上六名 1 丁目	19 年度	72	68
12		井田南町	19 年度	71	67
14		仁木町字年重	19 年度	68	65
15	国道 473 号	上衣服町字宝辺野	19 年度	69	63
			20 年度	69	64
16	県道岡崎刈谷線	美合町字五本松	18 年度	70	71
			20 年度	71	71
17		明大寺町字大塚	18 年度	70	72
			20 年度	69	69
18		上和田町字南屋敷	18 年度	74	73
			20 年度	72	71
19	県道岡崎環状線	大樹寺 2 丁目	18 年度	71	67
			20 年度	71	67
20		小呂町	18 年度	72	70
			20 年度	72	70
21		上地 4 丁目	18 年度	71	65
			20 年度	72	66
22	県道岡崎足助線	伊賀町字愛宕下	20 年度	69	64
23		東蔵前町字火打山	20 年度	70	66
24		細川町字長原	20 年度	69	64
25	県道岡崎西尾線	筒針町字元流	20 年度	69	64
26	県道南大須鴨田線	真伝町字荒戸	20 年度	65	58
27	県道東大見岡崎線	久右エ門町 1 丁目	20 年度	70	64
28		真伝町字吉祥	20 年度	68	60
29	県道桜井岡崎線	土井町字駒之舞	19 年度	68	64
30		天白町河原	19 年度	69	66

※主要幹線道路（県道 桜井岡崎線除く）の測定は、隔年で実施。

注：騒音レベルの網掛け部分は、要請限度を超過していることを示す。

（幹線道路を担う道路に近接する空間における要請限度（昼間 75dB・夜間 70dB）との比較）

(7) 国道1号・主要幹線道路振動調査結果

① 国道1号

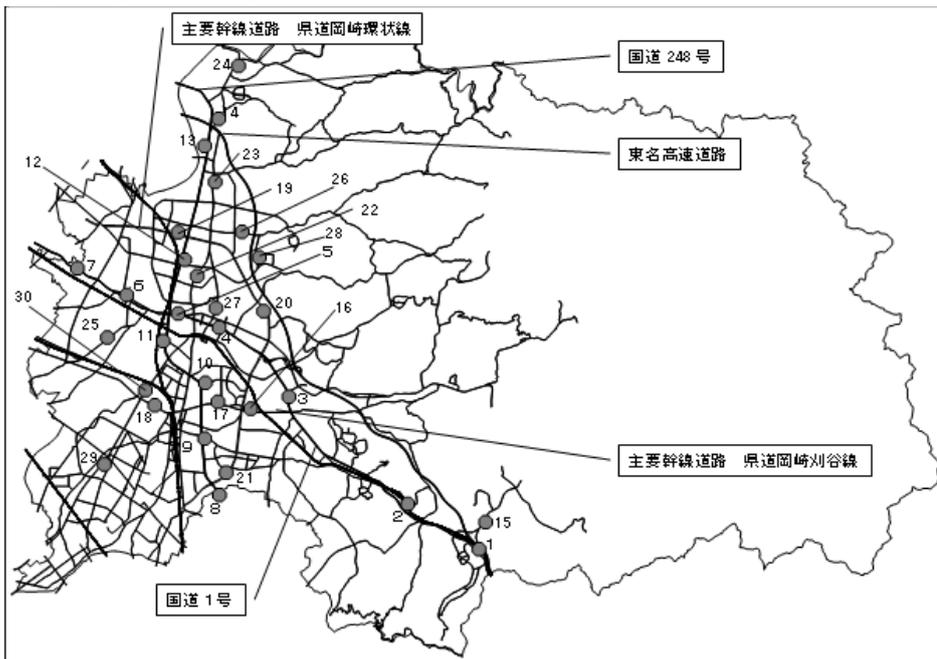
番号	測定地点の住所	用途地域	区域区分	年度 (平成)	振動レベル(L10) (dB)	
					昼間	夜間
1	本宿町字後畑	準工業地域	2	18年度	38	38
				19年度	41	41
				20年度	40	40
2	岡町 字東神馬崎南側	準工業地域	2	18年度	39	40
				19年度	40	40
				20年度	33	35
3	大平町字北市木	近隣商業地域	2	18年度	58	59
				19年度	52	52
				20年度	54	53
4	菅生町	商業地域	2	18年度	36	37
				19年度	35	36
				20年度	34	34
5	康生町	商業地域	2	18年度	47	48
				19年度	46	48
				20年度	47	48
6	矢作町字馬乗	商業地域	2	18年度	55	55
				19年度	49	49
				20年度	47	48
7	宇頭北町	準住居地域	1	18年度	46	47
				19年度	46	47
				20年度	47	47

- 注1 振動規制法に基づく要請限度  
 第1種  
 昼間 65dB・夜間 60dB  
 第2種  
 昼間 70dB・夜間 65dB
- 2 「区域区分」  
 1：第1種及び第2種低層住居専用地域・第1種及び第2種中高層住居専用地域・第1種及び第2種住居地域・準住居地域  
 2：市街化調整地域・近隣商業地域商業地域・準工業地域・工業地域

② 主要幹線道路

番号	測定地点の住所	路線名	用途地域	区域区分	年度(平成)	振動レベル(L10)(dB)	
						昼間	夜間
8	上地4丁目	国道248号	近隣商業地域	2	19年度	46	40
9	柱曙3丁目		近隣商業地域	2	19年度	26	20
10	戸崎町字原山		近隣商業地域	2	19年度	44	35
11	上六名1丁目		近隣商業地域	2	19年度	35	28
12	井田南町		近隣商業地域	2	19年度	48	41
14	仁木町字年重		市街化調整区域	2	19年度	41	38
15	上衣文町字宝辺野	国道473号	市街化調整区域	2	19年度	40	25
					20年度	40	27
16	美合町字五本松	県道岡崎刈谷線	工業地域	2	18年度	49	51
					20年度	47	50
17	明大寺町字大塚		第2種住居地域	1	18年度	49	52
				20年度	40	42	
18	上和田町字南屋敷	準工業地域	2	18年度	48	51	
				20年度	41	42	
19	大樹寺2丁目	県道岡崎環状線	準工業地域	2	18年度	52	49
					20年度	49	47
20	小呂町3丁目		準住居地域	1	18年度	36	35
					20年度	36	36
21	上地4丁目	準住居地域	1	18年度	40	31	
				20年度	40	31	
22	伊賀町愛宕下	県道岡崎足助線	近隣商業地域	2	20年度	38	27
23	東蔵前町火打山		近隣商業地域	2	20年度	41	33
24	細川町長原		市街化調整区域	2	20年度	45	33
25	筒針町元流	県道岡崎西尾線	第1種住居地域	1	20年度	40	29
26	真伝町荒戸	県道南大須鴨田線	第1種住居地域	1	20年度	38	24
27	久右エ門町1丁目	県道東大見岡崎線	商業地域	2	20年度	29	20
28	真伝町吉祥		市街化調整区域	2	20年度	23	16
29	土井町駒之舞	県道桜井岡崎線	準住居地域	1	19年度	45	38
30	天白町河原		準工業地域	2	19年度	34	28

(8) 道路交通騒音・振動調査地点図



## (9) 国道1号交通量調査結果

年度	地区	調査日	調査項目	大型 貨物車	普通 貨物車	その他	合計	大型車 混入率 (%)	貨物車 混入率 (%)
16年度	矢作	平成16年8月4日	24時間交通量	9,914	7,676	32,679	50,269	19.7	35.0
			1時間当たり交通量	413	320	1,362	2,095		
			混入率(%)	19.7	15.3	65.0	100		
	唐沢	平成17年2月17日	24時間交通量	9,256	7,226	21,487	37,969	24.4	43.4
			1時間当たり交通量	386	301	895	1,582		
			混入率(%)	24.4	19.0	56.6	100		
17年度	矢作	平成17年11月17日	24時間交通量	7,965	6,818	31,664	46,447	17.1	31.8
			1時間当たり交通量	332	284	1,319	1,935		
			混入率(%)	17.1	14.7	68.2	100		
	唐沢	平成18年2月16日	24時間交通量	8,063	6,468	24,321	38,852	20.8	37.4
			1時間当たり交通量	336	270	1,013	1,619		
			混入率(%)	20.8	16.6	62.6	100		
18年度	矢作	平成18年8月2日	24時間交通量	7,847	6,621	32,192	46,660	16.8	31.0
			1時間当たり交通量	327	276	1,341	1,944		
			混入率(%)	16.8	14.2	69.0	100		
	唐沢	平成19年2月15日	24時間交通量	8,288	7,476	24,978	40,742	20.3	38.7
			1時間当たり交通量	345	312	1,041	1,698		
			混入率(%)	20.3	18.3	61.3	100		
19年度	唐沢	平成20年2月14日	24時間交通量	7,474	8,616	24,756	40,846	18.3	39.4
			1時間当たり交通量	311	359	1,032	1,702		
			混入率(%)	18.3	21.1	60.6	100		
20年度	唐沢	平成21年2月19日	24時間交通量	6,721	6,529	25,752	39,002	17.2	34.0
			1時間当たり交通量	280	272	1,073	1,625		
			混入率(%)	17.2	16.7	66.0	100		

## (10) 東名高速道路防音対策の状況（岡崎市管内）

	防音壁設置延長状況 (m)			低騒音舗装実施状況 (m)			防音助成 家屋工事
	上り	下り	合計	上り	下り	合計	(件)
平成19年度末 施工量	7,442	13,305	20,747	18,253	18,459	36,712	10
平成20年度 施工量	0	0	0	0	0	0	0
平成20年度末 施工量	7,442	13,305	20,747	18,253	18,459	36,712	10

(11) 新幹線騒音・振動調査結果

測定地点	正名町					上三ツ木町				
東京からの距離 (km)	302.45					303.28				
上り・下り	下り					上り				
防音壁の種類	直立 吸音無し					直立 吸音有り				
防音壁の高さ (m)	2.0					2.0				
軌道の構造	高架					高架				
軌道中央からの距離 (m)	25	50	25	50	—	25	50	25	50	—
項目	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)
環境基準及び指針値	70		70		—	70		70		—
平成 16 年度	76	74	68	62	252.2	74	70	67	64	253.4
平成 17 年度	74	72	66	61	247.7	73	71	67	65	256.4
平成 18 年度	74	72	67	63	252.2	72	70	67	58	256.7
平成 19 年度	73	71	66	61	250.6	75	72	65	59	245.0
平成 20 年度	73	71	66	63	240.7	72	68	64	57	247.0
測定地点	福桶町					合歓木町				
東京からの距離 (km)	303.9					305.15				
上り・下り	下り					上り				
防音壁の種類	直立 吸音無し					直立 吸音無し				
防音壁の高さ (m)	2.0					2.0				
軌道の構造	盛土					高架				
軌道中央からの距離 (m)	25	50	25	50	—	25	50	25	50	—
項目	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)
環境基準及び指針値	70		70		—	70		70		—
平成 16 年度	73	71	56	52	248.9	75	72	68	66	250.5
平成 17 年度	76	73	58	55	254.3	74	71	67	65	244.6
平成 18 年度	76	75	54	52	257.3	76	72	69	65	248.5
平成 19 年度	73	71	55	55	248.2	75	71	68	63	247.1
平成 20 年度	73	72	57	55	238.7	73	71	71	63	246.3

※網掛け部分は、騒音環境基準値及び振動指針値を超過していることを示す。

## 5-8 公害苦情

### (1) 苦情の用途地域及び種類別受理件数（平成19年度）

用途地域	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	地盤沈下	悪臭	その他	合計
第1種低層住居専用地域	3	0	1	0	0	0	0	1	5
第1種中高層住居専用地域	9	2	7	0	0	0	2	1	21
第2種中高層住居専用地域	2	0	2	1	0	0	0	0	5
第1種住居地域	27	6	21	3	0	0	8	2	67
第2種住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準住居地域	1	2	1	0	0	0	2	0	6
近隣商業地域	6	1	2	1	0	0	2	0	12
商業地域	2	0	3	0	1	0	0	2	8
準工業地域	41	5	16	0	0	0	14	2	78
工業地域	19	4	9	1	1	0	7	0	41
工業専用地域	0	0	0	1	0	0	1	0	2
市街化調整区域	46	21	14	1	1	0	11	2	96
都市計画区域外	5	3	1	0	0	0	1	2	12
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	161	44	77	8	3	0	48	12	353

### (2) 月別苦情受理件数（平成20年度）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
件数	44	27	26	35	27	40	51	32	19	17	16	19	353

### (3) 年度別苦情処理件数

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	土壌汚染	地盤沈下	悪臭	その他	合計
平成18年度	159	47	89	5	0	0	51	24	375
平成19年度	151	51	76	6	2	0	44	11	341
平成20年度	161	44	77	8	3	0	48	12	353

## 6 環境目標3 歴史や文化を育む風格あるまちに

### 6-1 不法投棄処理件数

年度	件数	処理量(t)
平成18年度	1,912	80.923
平成19年度	1,820	64.459
平成20年度	1,911	80.467

### 6-2 放置自動車処理件数

	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	廃物認定	自主撤去	処理件数	廃物認定	自主撤去	処理件数	廃物認定	自主撤去	処理件数
市管理地	56	70	126	38	52	90	15	42	57
他機関管理地	0	0	0	0	0	0	0	4	4
民有地	15	15	30	16	17	33	17	32	49
合計	71	85	156	54	69	123	32	78	110

### 6-3 環境美化推進事業実績 (平成20年度)

月	啓発活動・行事	場所及び活動内容
4月	桜まつり(3月下旬~4月上旬)	岡崎公園内に啓発のぼり旗設置
	啓発広告塔設置(4月1日~3月31日)	JR岡崎駅前・岡崎環状線(国道248号交差点)
5月 清掃月間	啓発横断幕及び懸垂幕設置 (5月15日~6月15日)	各支所等(6か所)
	啓発横断幕設置(5月15日~6月15日)	国道1号・248号交差点(横断歩道橋) 国道1号・県道岡崎足助線交差点(横断歩道橋)
	職員キャンペーン胸章啓発(5月21日~30日)	岡崎市職員胸章啓発キャンペーン
6月 環境月間	県道岡崎環状線・国道248号ボランティア清掃 (6月22日)	環状線沿線(上地町~橋目町)※雨で中止
	環境シンポジウム(6月28日)	せきれいホール
8月	「道路ふれあい月間」清掃・広報活動(8月5日)	国土交通省主催 国道1号(協力)
	啓発プリズマビジョン画面表示 (8月上旬~9月下旬)	名鉄東岡崎駅前
10月 清掃月間	啓発横断幕及び懸垂幕設置(10月1日~31日)	各支所等(6か所)
	啓発横断幕設置(10月1日~31日)	国道1号・248号交差点(横断歩道橋) 国道1号・県道岡崎足助線交差点(横断歩道橋)
	職員キャンペーン胸章啓発(10月1日~31日)	岡崎市職員胸章啓発キャンペーン
	川と海のクリーン大作戦(10月26日)	国土交通省主催 矢作川(協力)
	県道岡崎環状線ボランティア清掃(10月26日)	環状線沿線(上地町~橋目町)
11月	環境展(11月1日・2日)	乙川河川敷(啓発活動)

#### 6-4 空き缶等のごみの散乱状況実態調査

平成17年度（平成17年11月17日（木）～11月24日（木）の間）7日間 単位（個）						
実施場所	空き缶	空き瓶	ペットボトル	その他	合計	日平均
①鴨田町地内（184m区間） 県道岡崎環状線（6車線）	17	1	5	77	100	14
②岩津町地内（205m区間） 東名高速道路側道（2車線）	6	1	2	78	87	12
③大西1・2丁目地内（196m区間） 県道岡崎環状線（4車線）	6	0	3	50	59	8
④渡町・東牧内町地内（192m区間） 県道岡崎刈谷線（2車線）	18	3	3	131	155	22
平成18年度（平成19年2月21日（水）～2月28日（水）の間）7日間 単位（個）						
実施場所	空き缶	空き瓶	ペットボトル	その他	合計	日平均
①鴨田町地内（184m区間） 県道岡崎環状線（6車線）	4	1	2	55	62	9
②岩津町地内（205m区間） 東名高速道路側道（2車線）	6	0	1	33	40	6
③大西1・2丁目地内（196m区間） 県道岡崎環状線（4車線）	5	1	2	56	64	9
④渡町・東牧内町地内（192m区間） 県道岡崎刈谷線（2車線）	11	1	2	137	151	22
平成19年度（平成19年11月8日（木）～11月15日（木）の間）7日間 単位（個）						
実施場所	空き缶	空き瓶	ペットボトル	その他	合計	日平均
①鴨田町地内（184m区間） 県道岡崎環状線（6車線）	4	0	0	35	39	6
②岩津町地内（205m区間） 東名高速道路側道（2車線）	4	4	2	29	39	6
③大西1・2丁目地内（196m区間） 県道岡崎環状線（4車線）	3	0	2	35	40	6
④渡町・東牧内町地内（192m区間） 県道岡崎刈谷線（2車線）	6	2	1	45	54	8

※調査方法：調査対象場所を一旦すべて清掃し、1週間後に同一場所での散乱個数を調査

## 7 環境目標4 地球環境に配慮するまちに

### 7-1 ごみ・資源物 収集・運搬量

#### (1) 全体量（家庭系・事業系）

(単位：ト)

区分 年度	旧岡崎市分 ※1															幸田町・旧額田町 ※2					合計		
	ごみ										資源物					ごみ	資源物	合計					
	家庭系					事業系					計	家庭系			事業系				計				
	可燃 ごみ	不燃 ごみ	有害 ごみ	粗大 ごみ	小計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	小計	計	缶 びん		3分別	小計	缶 びん	計	計	可燃 ごみ	不燃 ごみ		計	缶 びん	計	ごみ
16	65,969	7,745	177	—	73,891	37,066	2,468	39,534	113,425	3,223	5,229	8,452	99	8,551	121,976	7,078	199	7,277	98	7,375	120,702	8,649	129,351
17	67,201	7,852	172	314	75,539	37,419	2,735	40,154	115,693	3,088	5,205	8,293	108	8,401	124,094	7,157	196	7,353	73	7,426	123,046	8,474	131,520
18	70,346	7,469	173	330	78,318	38,217	2,332	40,549	118,867	3,096	5,301	8,397	105	8,502	127,369	6,569	176	6,745	9	6,754	125,612	8,511	134,123
19	71,214	8,411	175	265	80,065	39,384	1,910	41,294	121,359	2,926	5,308	8,234	130	8,364	129,723	6,698	163	6,861	10	6,871	128,220	8,374	136,594
20	71,571	9,036	175	237	81,019	39,396	2,504	41,900	122,919	2,774	5,146	7,920	114	8,034	130,953	6,839	161	7,000	7	7,007	129,919	8,041	137,960

※1 平成17年度数値には平成18年1月以降の額田地域収集・搬入分を含む。

※2 平成17年度数値には平成17年12月以前の額田町収集・搬入分を含む。

(2) 内訳

委託収集分……………合併後の額田地域の収集量

減免分……………り災に遭われたかたによる搬入量

幸田町・額田町…………幸田町及び合併以前の額田町の合計収集量

① 可燃ごみ内訳

(単位：ト)

区分 年度 (平成)	家庭系			事業系					市内分 計	幸田・額田町	合 計
	ごみ収集量			自己搬入量							
	直営 収集分	委託 収集分	粗大 ごみ	家庭系	減免分	事業系	許可 業者	その他			
16	62,746	—	147	2,832	244	5,620	27,217	4,229	103,035	7,078	110,113
17	63,511	183	—	3,215	292	5,984	26,993	4,442	104,620	7,157	111,777
18	65,356	898	—	3,935	157	6,509	27,223	4,485	108,563	6,569	115,132
19	66,099	974	—	3,866	275	6,684	28,102	4,598	110,598	6,698	117,296
20	66,290	1,007	—	3,976	298	6,975	27,898	4,523	110,967	6,839	117,806

※ その他…公所、残さ物等

② 不燃ごみ内訳

(単位：ト)

区分 年度 (平成)	家庭系			事業系					市内分 計	幸田・額田町	合 計
	ごみ収集量			自己搬入量							
	直営 収集分	委託 収集分	粗大 ごみ	家庭系	減免分	事業系	許可 業者	その他			
16	5,009	—	11	2,204	521	212	370	1,886	10,213	199	10,412
17	4,876	22	—	2,005	949	207	330	2,198	10,587	196	10,783
18	4,798	105	—	2,366	200	208	352	1,772	9,801	176	9,977
19	4,659	107	—	2,479	1,166	204	263	1,443	10,321	163	10,484
20	4,974	108	—	2,768	1,186	245	273	1,986	11,540	161	11,701

※ その他…公所、残さ物等

③ 資源物（缶）内訳

(単位：ト)

区分 年度 (平成)	家庭系			事業系				市内分 計	幸田・額田町	合 計
	直営 収集分	委託 収集分	自己搬入量							
			家庭系	減免分	事業系	許可業者	公所			
16	796	—	0	1	3	1	11	812	0	812
17	768	6	0	0	1	0	12	787	0	787
18	785	23	0	0	1	0	9	818	0	818
19	720	21	0	0	1	1	5	748	0	748
20	621	20	0	0	0	0	5	646	0	646

④ 資源物（びん）内訳

(単位：ト)

区分 年度 (平成)	家庭系			事業系				市内分 計	幸田・額田町	合 計
	直営 収集分	委託 収集分	自己搬入量							
			家庭系	減免分	事業系	許可業者	公所			
16	2,333	—	0	93	1	72	11	2,510	98	2,608
17	2,203	17	0	94	4	80	11	2,409	73	2,482
18	2,132	69	0	87	2	83	10	2,383	9	2,392
19	2,068	67	0	50	2	113	8	2,308	10	2,318
20	2,025	63	0	45	2	98	9	2,242	7	2,249

⑤ 資源物（3分別）内訳

(単位：ト)

区分 年度 (平成)	紙製容器包装			ペットボトル			プラスチック製容器包装			合 計
	市内	額田地域	計	市内	額田地域	計	市内	額田地域	計	
16	1,921	—	1,921	753	—	753	2,555	—	2,555	5,229
17	1,846	10	1,856	734	3	737	2,596	16	2,612	5,205
18	1,821	36	1,857	693	13	706	2,678	60	2,738	5,301
19	1,793	37	1,830	712	14	726	2,691	61	2,752	5,308
20	1,690	36	1,726	717	13	730	2,632	58	2,690	5,146

※ 3分別と指定袋制 モデル期間：平成13年7月9日～平成14年1月13日

本 実 施：平成14年1月14日～

※ 額田地域は合併後の平成18年1月から計量

⑥ 有害ごみ

(単位：ト)

区分 年度 (平成)	使用済蛍光管	使用済乾電池	合 計
16	71	106	177
17	69	103	172
18	72	101	173
19	74	101	175
20	69	106	175

⑦ 粗大ごみ

(単位：ト)

区分 年度 (平成)	粗大ごみ
17	314
18	330
19	265
20	237

※ 平成17年度から計量方法変更

7-2 ごみ処理量

(1) 焼却量（搬入分）

(単位：ト)

区分 年度 (平成)	八帖クリーンセンター			中央クリーンセンター			合 計
	収集搬入量	破碎残さ	計	収集搬入量	破碎残さ	計	
16	52,574	3,165	55,739	57,539	2,558	60,097	115,836
17	52,219	4,335	56,554	59,558	2,805	62,363	118,917
18	52,420	3,345	55,765	62,712	2,618	65,330	121,095
19	53,621	3,398	57,019	63,676	1,978	65,654	122,673
20	55,525	2,719	58,244	62,240	2,299	64,539	122,783

(2) 資源化量

(単位：ト)

区分 年度 (平成)	資源収集搬入分	拠点回収分	集団回収分	ミニ拠点回収分	合 計
16	10,370	6,236	13,344	150	30,100
17	10,279	6,468	13,229	161	30,137
18	10,244	6,659	13,140	189	30,232
19	10,098	6,607	12,749	176	29,630
20	10,009	5,737	12,041	186	27,973

※ 平成10年10月13日よりペットボトル拠点回収開始

※ 平成11年8月1日より古紙類の拠点回収開始

※ 平成15年10月1日よりミニ拠点回収開始

※ 平成18年4月1日よりアルミ缶のミニ拠点回収開始

(3) 埋立量

(単位：t)

区分 年度 (平成)	直接埋立分	ごみ焼却灰	し尿 焼却灰	破碎残さ	合計
16	2,358	16,932	192	2,873	22,355
17	3,117	17,641	172	2,464	23,394
18	2,025	17,598	99	1,714	21,436
19	2,706	17,610	94	2,531	22,941
20	3,218	17,870	83	2,763	23,934

【内訳】

① 資源収集搬入分内訳

(単位：t)

区分 年度 (平成)	スチール プレス	アルミ プレス	破碎 スチール	破碎 アルミ	破碎 不適物	スチール 発火性 危険ごみ	アルミ 発火性 危険ごみ	生きびん	カレット	紙製 容器包装	ペット ボトル	プラスチック製 容器包装	合計
16	518	230	1,092	15	813	48	8	179	2,394	1,738	712	2,623	10,370
17	486	223	974	17	819	48	8	150	2,296	1,807	812	2,639	10,279
18	455	198	915	10	871	55	11	153	2,220	1,738	887	2,731	10,244
19	417	175	728	14	1,009	59	12	122	2,204	1,715	904	2,739	10,098
20	389	163	807	28	1,024	68	14	114	2,134	1,679	911	2,678	10,009

※ カレットは平成16年4月より手選別に変更

※ 発火性危険ごみは平成15年4月より分別を開始

② 拠点回収・集団回収内訳

(単位：t)

区分 年度 (平成)	拠点回収 (公所・協力店による拠点回収)					集団回収 (子供会等による 集団回収)		ミニ拠点回収 (町内会等による 拠点回収)		
	ペットボトル 拠点回収		古紙類 拠点回収		合計 (単位：t)	拠点回収 資源化量 (単位：t)	団体数	回収量 (単位：t)	拠点数	回収量 (単位：t)
	店舗数	回収量 (単位：t)	拠点数	回収量 (単位：t)						
16	63	141	20	6,095	6,236	6,236	344	13,344	6	150
17	66	180	21	6,380	6,560	6,468	349	13,229	7	161
18	66	226	20	6,659	6,885	6,659	370	13,140	7	189
19	68	231	20	6,607	6,838	6,607	368	12,749	7	176
20	68	236	21	5,737	5,973	5,737	372	12,041	7	186

※ 拠点回収には、クリーンセンターでの回収を含む

③ ペットボトル内訳

(単位：t)

区分 年度 (平成)	ステーション収集		拠点回収	合計
	市内	額田地域		
17	734	3	180	917
18	693	13	226	932
19	712	14	231	957
20	717	13	236	966

区分 年度 (平成)	指定法人ルート		独自ルート		合計
	ライン 稼働前	ライン 稼働後	ライン 稼働前	ライン 稼働後	
17	440	222	89	150	901
18	—	303	—	584	887
19	—	222	—	682	904
20	—	143	—	768	911

※ 平成17年10月から、ペットボトルの処理ラインが稼働

### 7-3 ごみ減量・リサイクル啓発活動

#### (1) 集団回収（集団回収方式）実績及び報償金交付状況

区分 年度 (平成)	回収量（単位：ト）			合計 (単位：ト)	報償金単価（円/ト）			報償金額 (単位：円) ※均等割合含む
	ダンボール 牛乳パック	新聞 雑誌	アルミ缶 古着		ダンボール	新聞 雑誌	アルミ缶 古着	
16	1,722	11,002	620	13,344	5,000	5,000	4,000	66,723,815
17	1,680	10,914	635	13,229	5,000			66,842,340
18	1,691	10,891	558	13,140	5,000			66,438,610
19	1,645	10,561	543	12,749	5,000			64,481,090
20	1,618	9,958	465	12,041	5,000			60,948,720

#### (2) 資源回収（ミニ拠点回収方式）実績及び報償金交付状況

区分 年度 (平成)	回収量（単位：kg）			回収量 合計 (単位：kg)	報償金単価		報償金額 計 (単位：円)
	ダンボール 牛乳パック	新聞 雑誌	アルミ缶 古着		従量割 (円/kg)	均等割 (単位：円)	
16	21,405	120,391	8,289	150,085	2.0	6,400	709,770
17	26,039	126,770	8,481	161,290	2.0	6,400	853,780
18	30,018	149,210	9,416	188,644	2.0	6,400	921,288
19	27,036	141,200	7,993	176,229	2.0	6,400	896,458
20	29,731	148,366	7,901	185,998	2.0	6,400	915,996

※平成18年4月1日よりアルミ缶の回収開始

#### (3) 生ごみ堆肥化装置設置補助実績

区分 年度 (平成)	申請件数 (件)	種別（基）			合計設置基数 (基)	補助金額 (円)
		底の無いもの	密閉容器	電動式		
16	475	62	56	371	489	7,502,268
17	478	53	45	393	491	7,886,477
18	412	50	71	316	437	6,422,390
19	328	75	70	352	497	7,213,340
20	359	97	109	206	412	4,445,372

### 7-4 ごみ質分析及び測定データ

#### (1) ごみステーション（家庭系）ごみ質分析

##### ① 可燃ごみ

種類	重量比率 (%)	
可燃物 82.1%	木・草・ワラ類	9.5
	厨雑芥類	45.3
	軟質プラスチック類	0.2
	その他	29.9
資源物 14.7%	紙製容器包装	2.1
	古紙類	6.4
	布・繊維類	1.9
	プラスチック製容器包装	4.0
	ペットボトル	0.2
	空き缶	0.1
不燃物 0.4%	ガラス・陶器・土砂類	0.1
	硬質プラスチック類	0.2
	その他金属類	0.1

##### ② 不燃ごみ

種類	重量比率 (%)	
不燃物 80.5%	金属類	15.3
	硬質プラスチック類	20.6
	その他	44.6
資源物 10.2%	紙製容器包装	0.1
	布・繊維類	0.1
	プラスチック製容器包装	3.5
	ペットボトル	0.5
	空き缶	2.7
	空きびん	3.3
可燃物 9.3%	軟質プラスチック類	1.8
	その他可燃物	7.5

※平成19年ステーション分析結果（年4回実施の平均）

(2) ごみ処理施設ごみ質分析(可燃ごみ:平成20年度)

① 平成20年八帖クリーンセンター  
ピット内分析結果平均

種類	重量比率(%)
紙類	24.2
布・繊維類	11.5
ビニール・合成樹脂類	14.2
ゴム・皮革類	7.2
木・草木・ワラ類	15.0
厨雑芥類	15.6
金属類	0.6
ガラス・陶器・土砂類	0.2
その他(5mmフルイ通過分)	11.5

② 平成20年中央クリーンセンター  
ピット内分析結果平均

種類	重量比率(%)
紙類	20.4
布・繊維類	13.2
ビニール・合成樹脂類	16.6
ゴム・皮革類	5.1
木・草木・ワラ類	14.6
厨雑芥類	14.2
金属類	0.8
ガラス・陶器・土砂類	0.7
その他(5mmフルイ通過分)	14.4

(3) ごみ処理施設・最終処分場・し尿処理施設に関する測定データ

	単位	大気汚染防止法 による規制値	市条例による 規制値	測定値			
				八帖クリーンセンター		中央クリーンセンター	
				1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
ばいじん濃度 (12%酸素換算値)	g/Nm <sup>3</sup>	0.08	—	0.004	0.003	0.027	0.020
硫黄酸化物 (K値)		17.5	7.59	0.09	0.03	0.033	0.034
窒素酸化物濃度 (12%酸素換算値)	ppm	250	—	63	112	143	140
塩化水素濃度 (12%酸素換算値)	mg/Nm <sup>3</sup>	700	—	70	29	23	25
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	1	—	0.018	0.000099	0.48	0.13

※K値とは、拡散された硫黄酸化物が地上に到達した時の濃度を定量化したものであり、硫黄酸化物の排出量を定めるための係数で、数値が小さいほど厳しい規制になる。

※平成14年12月1日よりダイオキシン類の規制値が80から1に変更になった。

	単位	市条例による 規制事項	測定値		
			一般廃棄物 最終処分場 浸出水処理場	北部一般廃棄物 最終処分場 浸出水処理場	八帖クリーンセンター し尿処理施設
水素イオン濃度 (PH)		5.8~8.6	7.3	7.2	7.2
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	25 (20)	0.5	0.9	1.0
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	25 (20)	1.7	5.0	3.5
浮遊物質 (SS)	mg/l	30 (20)	<5	<5	<1
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	500	<30	<30	<30

※市条例の( )内は日間平均による規制事項

※一般廃棄物最終処分場におけるカドミウム、シアン、有機燐、鉛、クロム、六価クロム、砒素、水銀等の測定値は定量限界未満のため省略した。

※平成18年10月1日より水素イオン濃度(PH)の規制基準が6.5~8.5から5.8~8.6に変更になった。

7-5 し尿・浄化槽汚泥・清掃汚泥処理量

(単位: kℓ)

区分 年度 (平成)	市直営分	許可業者		額田町		公共委託	合計
		し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥	清掃汚泥	
16	1,030	6,341	83,514	588	4,870	—	96,343
17	964	5,840	80,185	426	3,622	—	91,037
18	902	5,315	80,925	—	—	34	87,176
19	990	4,896	78,948	—	—	235	85,069
20	23	5,365	68,922	—	—	244	74,544

## 8 環境基準など

### 8-1 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)  
(改正 昭和48環告35・昭和53環告38・昭和56環告47・平成8環告73・平成8環告74)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、ベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法又は電量法、紫外線吸収法、エチレンを用いる化学発光法
評価方法	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価すること。

### 8-2 有害大気汚染に係る環境基準

(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)  
(改正 平成13年4月20日 環境省告示第30号)

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
評価方法	年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

### 8-3 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示 第59号)

(改正 昭49環告63・昭50環告3・昭57環告41・環告140・昭60環告29・昭61環告1・平3環告78・平5環告16・環告65・平7環告17・平10環告15・平11環告14・平12環告22・平15環告123)

#### (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 A類型以下	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級 水産1級・水浴 B類型以下	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級 水産2級 C類型以下	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/100ml以下
C	水道3級 工業用水1級 D類型以下	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 E類型以下	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/l 以上	—
備考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼・海域もこれに準ずる) 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素 5mg/l 以上とする。(湖沼もこれに準ずる)						

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない程度

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる)		

(2) 市内の環境基準の類型指定状況（河川）

水域	該当類型	備考
矢作川下流（明治用水頭首工から下流）	B	昭和45年9月1日閣議決定
乙川上流（岡崎市取水口より上流）	A	
乙川下流（岡崎市取水口より下流）	B (C)	平成12年3月31日愛知県告示 (昭和45年9月1日閣議決定)
巴川（全域）	A	昭和45年9月1日閣議決定
鹿乗川（全域）	C	昭和50年3月31日愛知県告示
男川（全域）	A	平成8年3月29日愛知県告示
雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川）	A	

水域	該当類型	備考
矢作川（ア）（矢作ダムより上流）	生物A	平成21年3月27日愛知県告示
矢作川（イ）（矢作ダムより下流）	生物B	
巴川（全域）	生物B	
乙川（ア）（乙川天神橋より上流）	生物A	
乙川（イ）（乙川天神橋より下流）	生物B	
鹿乗川（全域）	生物B	
男川（全域）	生物B	
雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川）	生物B	

(3) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値 (mg/l)
カドミウム	0.01
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.05
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1

- 備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
  - 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

## 8-4 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

### (1) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（公共用水域）

(平成5年4月28日環水規第121号 環境庁水質保全局長通知)  
(改正 平成16年3月31日付け環境省環境管理局水環境部長通知)

項目	指針値 (mg/l)
クロロホルム	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.2
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	0.005
フェニトロチオン (MEP)	0.003
イソプロチオラン	0.04
オキシ銅 (有機銅)	0.04
クロロタロニル (TPN)	0.05
プロピザミド	0.008
EPN	0.006
ジクロルボス (DDVP)	0.008
フェノブカルブ (BPMC)	0.03
イプロベンホス (IBP)	0.008
クロロニトロフェン	—
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ニッケル	—
モリブデン	0.07
アンチモン	0.02
塩化ビニルモノマー	0.002
エピクロロヒドリン	0.0004
1,4-ジオキサン	0.05
全マンガン	0.2
ウラン	0.002

### (2) 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値（河川）

(平成15年環境省告示第123号)

項目	類型	指針値 (mg/l)
クロロホルム	生物A	0.7
	生物特A	0.006
	生物B	3
	生物特B	3
フェノール	生物A	0.05
	生物特A	0.01
	生物B	0.08
	生物特B	0.01
ホルムアルデヒド	生物A	1
	生物特A	1
	生物B	1
	生物特B	1

## 8-5 特定事業場の排水基準 (※排水基準を定める総理府令による)

(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

(改正 昭46 総令41・昭49 総令65.70・昭50 総令3・昭51 総令37・昭52 総令38・昭56 総令39・昭60 総令30・昭61 総令38・平元 総令19)  
(平2 総令1.36・平3 総令29・平5 総令40.54・平7 総令36・平9 総令3・平10 総令56・平12 総令6.94・平13 環令21・平18 環令33)

### (1) 有害物質

項目	基準値 (mg/l)	備考
カドミウム及びその化合物	0.1	1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
シアン化合物	1	
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る)	1	2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際限にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
鉛及びその化合物	0.1	
六価クロム化合物	0.5	
砒素及びその化合物	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	
ジクロロメタン	0.2	
四塩化炭素	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	0.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	
トリクロロエチレン	0.3	
テトラクロロエチレン	0.1	
1,3-ジクロロプロペン	0.02	
チウラム	0.06	
シマジン	0.03	
チオベンカルブ	0.2	
ベンゼン	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(注) 100	
ほう素及びその化合物	(海域以外)	10
	(海域)	230
ふっ素及びその化合物	(海域以外)	8
	(海域)	15

(注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(2) 一般項目

項目	許容限度 (mg/l)	備考
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上~8.6 以下	1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)	
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)	2 この表に掲げる排水基準は、1日当たり平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5	3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30	
フェノール類含有量	5	
銅含有量	3	
亜鉛含有量	2	
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	
窒素含有量	120 (日間平均 60)	5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
燐含有量	16 (日間平均 8)	
		6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
		7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

## 8-6 岡崎市生活環境保全条例に基づく規制事項

(平成18年6月19日 規則第56号)

有害物質の種類	許容限度 (mg/l)	
カドミウム及びその化合物	0.05	
シアン化合物	0.5	
有機リン化合物	0.5	
鉛及びその化合物	0.05	
六価クロム化合物	0.2	
砒素及びその化合物	0.05	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	
ポリ塩化ビフェニル	0.0015	
ジクロロメタン	0.1	
四塩化炭素	0.01	
1,2-ジクロロエタン	0.02	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.2	
1,1,1-トリクロロエタン	1.5	
1,1,2-トリクロロエタン	0.03	
トリクロロエチレン	0.15	
テトラクロロエチレン	0.05	
1,3-ジクロロプロペン	0.01	
チウラム	0.03	
シマジン	0.015	
チオベンカルブ	0.1	
ベンゼン	0.05	
セレン及びその化合物	0.05	
ふっ素及びその化合物	1	
生活環境項目	許容限度 (mg/l)	
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	
生物学的酸素要求量 (BOD)	25 (日間平均 20)	
化学的酸素要求量 (COD)	25 (日間平均 20)	
浮遊物質 (SS)	30 (日間平均 20)	
ノルマルヘキササン抽出物質	鉱油類含有量	2
	動植物油脂類含有量	10
フェノール類含有量	0.5	
銅含有量	1	
亜鉛含有量	3	
溶解性鉄含有量	5	
溶解性マンガン含有量	3	
クロム含有量	1	
大腸菌群数	500 個/cm <sup>3</sup>	
透視度	20 度	

※生活環境項目については、排水量 20m<sup>3</sup>/日 未満の特定事業場除く

## 8-7 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指針 (45 項目)

(環境庁水質保全局長通知 H2.5環水土77)  
(改正 H3.7環水土109・H4.12環水土187・H9.4環水土100・H13.12環水土234)

農薬名		暫定指導指針値 (mg/l)
殺虫剤	アセフェート	0.8
	イソキサチオン	0.08
	イソフェンホス	0.01
	エトフェンブロックス	0.8
	クロルピリホス	0.04
	ダイアジノン	0.05
	チオジカルブ	0.8
	トリクロルホン (DEP)	0.3
	ピリダフェンチオン	0.02
	フェニトロチオン (MEP)	0.03
殺菌剤	アゾキシストロビン	5
	イソプロチオラン	0.4
	イプロジオン	3
	イミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
	オキシ銅 (有機銅)	0.4
	キャプタン	3
	クロロタロニル (TPN)	0.4
	クロロネブ	0.5
	チウラム	0.06
	トルクロホスメチル	0.8
	フルトラニル	2
	プロピコナゾール	0.5
	ベンシクロン	0.4
	ホセチル	23
	ポリカーバメート	0.3
	メタラキシル	0.5
メプロニル	1	
除草剤	アシュラム	2
	ジチオビル	0.08
	シデュロン	3
	シマジン (CAT)	0.03
	テルブカルブ (MBPMC)	0.2
	トリクロピル	0.06
	ナプロバミド	0.3
	ハロスルフロンメチル	0.3
	ピリブチカルブ	0.2
	ブタミホス	0.04
	フラザスルフロン	0.3
	プロピザミド	0.08
	ベンスリド (SAP)	1
	ベンディメタリン	0.5
	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8
メコプロップ (MCPP)	0.05	
メチルダイムロン	0.3	

## 8-8 土壤汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

(改正 平成5環告19・平成6環告5 環告25・平成7環告19・平成10環告21・平成13環告16)

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
		1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
有機リン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、米1kgにつき15mg未満であること。	テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
		1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
		セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。

- 備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、定量限界を下回することをいう。
- 3 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## 8-9 ダイオキシン類に係る基準

### (1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)  
(最終改正 平成14年7月22日 環境省告示第46号)

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

- 備考 ①基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 ②大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。  
 ③土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

### (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

番号	施設名	新設施設 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	既設施設 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	
1	焼結鈹製造用焼結炉	0.1	1	
2	製鋼用電気炉	0.5	5	
3	亜鉛回収施設	1	10	
4	アルミニウム合金製造施設	1	5	
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4 t/h 以上	0.1	1
		“ 2 t/h 以上 4 t/h 未満	1	5
		“ 200kg/h 以上 2 t/h 未満	5	10
		“ 200kg/h 未満		

注1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設について、平成13年1月15日からは新設の排出基準が適用される。

注2 既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置された又は工事に着手されていた施設をいう。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）

番号	施設名	基準 (pg-TEQ/l)
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造用の廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）用焼成炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設（塩化ニトロシルを使用するものに限る）用の硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又は合金製造用の溶解炉又は乾燥炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄装置、湿式洗浄装置	
13	垂鉛回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機で集められたものからの垂鉛の回収に限る）用の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る）からの金属回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る）によるものに限る）用のろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって污水等を排出するもの	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令方法で定める方法に限る）用のプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	第1号から第17号及び第19号に掲げる施設からの污水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同処理施設	

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん・燃え殻）

廃棄物の種類	新設施設の処理基準(ng-TEQ/g)	既設施設の処理基準(ng-TEQ/g)
ばいじん・燃え殻	3	3（注5）

注1 ばいじんとは、焼却炉の集じん装置により集められたダストをいう。

注2 燃え殻とは、焼却物中の灰分など、焼却炉の炉底等から排出される残さをいう。

注3 処理基準とは、埋立処分等を行う際に適用される基準をいう。（含有量）ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準以下となるように処理しなければならない。

注4 新設施設とは、平成12年1月15日以降に新たに設置（着工）された施設をいう。

既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

注5 既設施設のばいじん、燃え殻については、平成14年12月1日以降においても、次のいずれかの方法で処分した場合、処理基準は適用されない。

- ① 重金属が溶出しないようセメント固化した場合
- ② 重金属が溶出しないよう薬剤処理した場合
- ③ 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理した等の場合

(5) ダイオキシン類に関する最終処分場の維持管理基準

- ① 最終処分場の周縁の地下水の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果、水質の悪化が認められた場合には必要な措置を講ずること。
- ② 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10 pg-TEQ/lに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。

### 8-10 騒音に係る環境基準

(昭和50年4月 愛知県告示第334号)

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下	2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
	第2種低層住居専用地域					
	第1種中高層住居専用地域					
	第2種中高層住居専用地域					
B	第1種住居地域	60 dB 以下	50 dB 以下	2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
	第2種住居地域					
	準住居地域					
	都市計画区域で用途地域の 定められていない地域					
C	近隣商業地域	60 dB 以下	50 dB 以下	車線を有する道路に 面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
	商業地域					
	準工業地域					
	工業地域					
AA	—	昼間 50 dB 以下		夜間 40 dB 以下		
備考	1 本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 2 AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 3 Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4 Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5 Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される地域とする。 6 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 7 基準値の欄における時間の区分については、本県の場合、昼間が「午前6時から午後10時まで」、夜間が「午後10時から午前6時まで」と定められている。					

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず、次の表による。

区分	昼間	夜間
	70 dB 以下	65 dB 以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間45dB以下、夜間40dB以下)によることができる。	

### 8-11 騒音規制法に基づく要請限度

(平成15年3月 岡崎市告示 第75号)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
備考 a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。 1 a区域：専ら住居の用に供される区域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 2 b区域：主として住居の用に供される区域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域 3 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域			

「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、上表にかかわらず、次の表による。

昼間	夜間
75 dB	70 dB

## 8-12 振動規制法に基づく要請限度

(平成15年3月 岡崎市告示 第76号)

区域の区分		昼間	夜間
		午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌午前7時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65 dB	60 dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70 dB	65 dB

## 8-13 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和52年4月 愛知県告示 484号)

地域の類型	I	II
基準値	70dB 以下	75dB 以下
当該地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域・第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
備考	① 本環境基準は午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。 ② Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。	

## 8-14 新幹線鉄道振動指針値

(昭和51.3.12 環大特32)

全区域	70 dB
-----	-------

## 8-15 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準

(騒音：平成15年3月 岡崎市告示 第75号)

(振動：平成15年3月 岡崎市告示 第76号)

(平成18年 岡崎市規則 第56号)

区分	騒音 (dB)			振動 (dB)	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	午前8時30分 ～ 午後5時	午前7時～午前8時30分 午後5時～午後8時	午後8時 ～ 翌午前7時	午前8時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 翌午前8時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層専用住居地域	45	40	40	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60
都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	60	55	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70

(注) 1 特定施設とは、騒音規制法又は振動規制法に基づく特定施設をいい、発生施設とは、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく発生施設をいう。

2 規制基準は、敷地境界での値である。

3 騒音規制法は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域を第1種区域、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域を第2種区域、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画用途地域の定められていない地域を第3種区域、工業地域を第4種区域としている。

4 振動規制法は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域を第1種区域、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画用途地域の定められていない地域・工業地域を第2種区域としている。

5 騒音関係では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画用途地域の定められていない地域内、振動関係では、工業地域・工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は、表の値から5dB減じた値とする。

6 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域に接する工場地域及び工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は、表の値から5dB減じた値とする。

6 騒音特定・発生施設又は振動特定・発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。（ただし飲食店営業等については夜間のみ適用される）

## 8-16 特定建設作業に係る規制基準

(騒音：平成15年3月 岡崎市告示 第75号)  
(振動：平成15年3月 岡崎市告示 第76号)

	騒音関係	騒音 規制法	条例	振動関係	振動 規制法	条例
		種類の番号			種類の番号	
特定建設作業	くい打機等を使用する作業	①	①	くい打機等を使用する作業	①	①
	びょう打機を使用する作業	②	②	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	②	②
	さく岩機を使用する作業	③	③	舗装版破碎機を使用する作業	③	③
	空気圧縮機を使用する作業	④	④	ブレーカーを使用する作業	④	④
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	⑤	⑤			
	バックホウ(原動機の定格出力80kw以上)を使用する作業	⑥				
	トラクターショベル(原動機の定格出力70kw以上)を使用する作業	⑦				
	ブルドーザー(原動機の定格出力40kw以上)を使用する作業	⑧				
	鉄筋コンクリート造り等の建造物を解体・破壊する作業		⑥			
	コンクリートミキサーを用いる作業		⑦			
	コンクリートカッターを使用する作業		⑧			
	ブルドーザー等を用いる作業		⑨			
	ローダーローラー等を用いる作業		⑩			

- (注) 1 騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。
- 2 くい打機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。
- 3 びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は、対象外である。
- 4 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストッパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

規制の種類別	地域の区分	騒音	振動
基準値	①②③	85 dB	75 dB
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと	
*1日当たりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
- 2 基準値を超えている場合、騒音及び敷地の防止の改善のみならず、1日の作業時間を\*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
- 3 ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域  
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育園・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域
- ②地域：工業地域(①地域のイの区域を除く)
- ③地域：工業専用地域(①地域のイの区域を除く)

## 8-17 拡声機騒音の規制

### (1) 拡声機騒音（航空機からのものを除く）の規制（県民の生活環境の保全等に関する条例第48条第1・3項）

学校等の施設の敷地周囲 50mでは、商業宣伝を目的としての拡声機の使用は禁止。ただし、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く)であって周辺の生活環境をそこなうおそれのないときは除く。

商業宣伝及びその他の目的で拡声機を使用する場合は、音量の基準使用方法を遵守しなければならない。ただし、次の①から③の場合は除く

- ① 災害時の広報、その他公共のための使用
- ② 選挙運動のための使用
- ③ 祭礼、盆踊り、運動会等の行事に伴う使用、政治団体による政見発表、労働争議、集団威嚇運動等のための使用及び集団の誘導のための使用等の商業宣伝以外の目的のための一時使用

時間の区分	9時～19時 (日・祭日は9時30分)	左記以外	使用方法
第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50 dB	使用禁止	①1回の使用は10分以内、次の使用まで10分以上休む ②2回以上の拡声機使用時は50m以上離す
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55 dB		
近隣商業地域 商業地域・準工業地域	70 dB		
工業地域	75 dB		
市街化調整区域	65 dB		

(注) 1 学校とは、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームをいう。

2 商業宣伝には、営業内容の放送に限らず音楽等により営業の場所を明らかにする等結果的に客を誘引する放送等も含まれる。

### (2) 航空機からの拡声機騒音の規制（県民の生活環境の保全等に関する条例第48条第2項）

何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的としての拡声機の使用をしてはならない。ただし、航空機の使用時間、音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合はこの限りでない。

規制対象	商業宣伝を目的とするものに限る
使用禁止時間	17時～翌日の9時（日・祭日は9時30分）
音量基準	原則として地上で1旋回平均65dB
飛行高度	約400m
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一地域の上空では2旋回まで</li> <li>・他地域への移行時は20秒以上停止</li> <li>・1回使用ごとに5秒以上休止</li> <li>・下記の施設の上空では使用禁止（地上で60dB以下の場合は除く）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     学校、保育所、病院・診療所                      （患者の入院施設を有するもの）                      図書館、特別養護老人ホーム                 </div>

## 8-18 深夜営業騒音の規制

### (1) 騒音の規制基準の遵守（県民の生活環境の保全等に関する条例第49条）

午後10時から翌日の午前6時までの間、営業所の敷地境界において次に掲げる規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

対象業種	○飲食店 ○喫茶店 ○ガソリンスタンド ○液化石油ガススタンド ○ボーリング場 ○バッティングセンター ○ゴルフ練習場 ○遊泳場 ○アイススケート場 ○テニス場 ○カラオケボックス
規制基準	8-15 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準参照（夜間のみ適用）

(2) **音響機器の使用制限** (県民の生活環境の保全等に関する条例第50条)

深夜における騒音の防止を図る必要がある区域において、午後11時から翌日の午前6時までの間、次に掲げるとおり音響機器を使用してはならない。

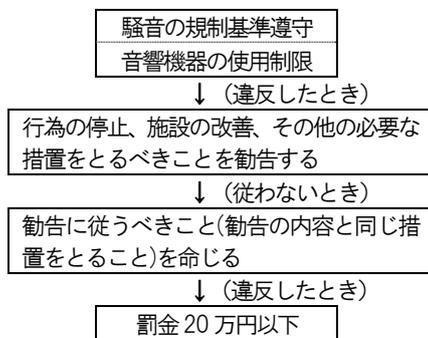
対象業種	飲食店・喫茶店
区域区分	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域
音響機器	・カラオケ装置(伴奏音楽等を収録した磁気テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置) ・音響再生装置(録音テープ、録音盤等の再生に係る機器等) ・楽器 ・拡声装置・有線ラジオ放送受信装置
使用禁止時間	午後11時～翌日午前6時

なお、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合、この制限を受けない。

(3) **利用者の義務** (県民の生活環境の保全等に関する条例第51条)

飲食店営業等の利用者は、その利用に伴い、発生する騒音により、周辺的生活環境を損なうような行為をしてはならない。

(4) **罰則など** (県民の生活環境の保全等に関する条例第100条第1項 第2項、第112条第3項)



## 8-19 作業に伴う騒音・振動の規制

○ **騒音の規制** (県民の生活環境の保全等に関する条例第52条)

対象作業	○板金、製かん ○鉄骨・橋梁の組立(建設の現場作業を除く) ○金属材料の引抜き ○鍛造 ○電気・ガス溶接、金属切断 ○電動・空気動力工具を使用する金属研磨、切削、びょう打ち ○音響発生機器(楽器を含む)の組立て、試験、調整 ○内燃機関の試験、調整 ○工業用ミシンの使用 ○木材切削等の加工 ○重量物(原木、原紙、鉄材等)の積み込み、積み出し ○貨物の搬入、搬出 ○建設用重機械の使用(建設の現場作業を除く)
規制基準	8-15 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準参照

## 8-20 悪臭防止法に基づく規制基準

(平成17年11月 岡崎市告示第357号)

規制地域の区分	第1種地域(赤)	第2種地域(黄)	第3種地域(緑)
工場・事業場の敷地境界(1号基準)	12	15	18
気体排出口(2号基準)	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出 ※ 2		
排水(3号基準)	28	31	34

※ 敷地境界外の着地点において1号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値。

### 用途地域との関係

第1種地域(赤)	第2種地域(黄)	第3種地域(緑)
第1種低層住居専用地域	工業地域	工業専用地域
第2種低層住居専用地域		市街化調整区域
第1種中高層住居専用地域		都市計画区域外
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		

※ 平成20年4月1日現在の用途地域です。

## 9 用語解説

(総合)

### アメニティ (Amenity)

通常、「快適さ」あるいは「感じのよさ」と訳され、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいいます。

### ISO14001

ISO(International Organization for Standardization)は、スイスのジュネーブに本部を置く国際標準化機構のことを言い、1947年(昭和22年)に設立されました。電気関係を除く標準化のための非政府組織で、世界135か国が加盟しています。

ISO14000シリーズは、ISOが作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格です。このうち、ISO14001は、組織が環境マネジメントシステムを構築していることを表明する場合に用いられる規格で、審査登録機関の審査により規格に適合していると判断された場合に認証取得できます。

### 上乘せ基準

大気汚染防止法又は水質汚濁防止法で定める排出基準(排水基準)にかえて適用される排出基準(排水基準)のことで、都道府県が条例で定めることとされており、同基準は、法の定める基準によっては当該都道府県の自然的社会的条件から判断して、人の健康を保護し、または生活環境を保全する上で十分でない認められる場合に、法の基準で定める許容限度よりも厳しい許容限度を定めるものです。

### 外来生物

もともとその地域にいなかったのに人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指します。

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)では、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されています。

### 環境アセスメント(環境影響評価)

開発事業に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境アセスメントあるいは、環境影響評価といいます。

### 環境基準

環境基本法で、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定める」としており、この基準が環境基準と呼ばれています。

ダイオキシン類対策特別措置法において、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定める」としています。

### 環境教育・環境学習

環境汚染や自然保護を始め、食料・石油・鉱物などの資源、電気・熱などのエネルギーのほか、ごみ・廃棄物(処理)、リサイクル、人口、動植物、空気、水、土、光、音、公害、美化、開発、健康、歴史、文化など多岐にわたり持続可能な社会実現のための認識を深め、体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、行動することまでの幅広い知識、経験を教育・学習することをいいます。

「環境教育」という用語は、1948年の国際自然保護連合(IUCN)の設立総会で最初に用いられたと言われている。また、環境ケアに向けての行動は、上から押し付けられるものではなく、学習者自らのアクション・リサーチにより達成されるとの考えから、「環境教育」ではなく「環境学習」という用語も近年多用されています。

### 環境ホルモン

環境省は「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を「外因性内分泌攪乱化学物質(いわゆる「環境ホルモン」)」と定義しています。

環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えて深刻な影響をもたらす恐れがあることから、環境保全上の重要課題となっています。

現在、ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル、ビスフェノールA、フタル酸エステル、トリブチルスズなど約70種類が内分泌攪乱作用を有するものとして疑われています。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮したうえで、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することをいいます。

## 公害

環境基本法で公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にあたる、大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。

この7公害は通常「典型7公害」と呼ばれ、公害行政として取り組むべき公害の範囲とされています。

## こどもエコクラブ

子どもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年6月から募集し、発足したクラブです。各クラブは、幼児から高校生までの2人以上のメンバーで構成され、大人（保護者等）が、サポーターとして助言、連絡に当たっています。

## 総量規制

一定の地域内で排出される汚染物質の総量を、当該地域の環境の自浄能力又は環境基準に照らして算出される環境容量内に抑えようとする規制方式をいいます。

従来の濃度規制は、汚染物質の排出量に関係なく、その濃度だけを規制していたため、排水（ガス）の希釈や工場等の増設によって汚染物質の排出量が増加し、環境基準の達成、維持が困難となっているものがあります。

このため、環境基準の達成、維持を目的として、汚染物質の排出量を地域の総量で規制する総量規制方式の導入が必要となり、現在、大気汚染防止法では硫酸酸化物について、水質汚濁防止法ではCOD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量について、それぞれ特定の地域において総量規制を実施しています。

## ダイオキシン類

ダイオキシン類特別措置法において、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をダイオキシン類と定義しており、物の燃焼等の過程で非意図的に生成します。

塩素原子の位置により、PCDDには75種類、PCDFには135種類、Co-PCBには10数種類の異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数(TEF)で示し、これを用いてダイオキシン類としての有害性を2,3,7,8-TCDDの当量(TEQ)で表現することが通例です。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

## 地球環境問題

被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題及び先進国を含めた国際的な取組が必要とされる開発途上国における環境問題をいい、具体的には地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、野生生物の種の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の環境問題などがあります。

## 地球温暖化

大気中に存在する二酸化炭素などの気体は、太陽からの日射をほぼ完全に透過させる一方、地表から放射される熱(赤外線)を吸収し、地表を暖める働きを持っています。この働きは、ちょうど温室のガラスに似ていることから「温室効果」と呼ばれています。また、温室効果を持つ気体は「温室効果ガス」と呼ばれ、二酸化炭素のほかにメタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、水蒸気、フロンなどがあります。

地球の平均気温は、人間や動植物の生存に適した約15℃に保たれており、もし温室効果がなければ、地球の平均気温は約-18℃になると推測されています。

地球の温暖化とは、人間活動の拡大により大気中に温室効果ガスの濃度が増加し、温室効果が強化され、地球の気温が気候の自然な変動に加えて上昇することをいいます。

このまま温室効果ガスの濃度が増え続けると、2100年には地球の平均気温が1.1~6.4℃上昇し、海面が18~59cm上昇すると予測されています。また、異常気象の増加、砂漠化の拡大、農業生産や生態系への影響など、生活環境や自然環境への広範で深刻な影響が懸念されています。

## ナノグラム (ng)・ピコグラム (pg)

ナノグラム：10 億分の 1 g      ピコグラム：1 兆分の 1 g（ナノグラムの 1 千分の 1 g）

## ビオトープ (biotope)

生物を意味する Bio と場所を意味する Top を合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生育空間単位」。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような、特定の条件を備えた均質なある地域」と定義されています。

## ppm (parts per million)

100 万分中のいくつであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われます。大気汚染では  $1\text{ m}^3$  の大気中  $1\text{ cm}^3$  の物質が含まれる状態を、また、土壌汚染では 1 Kg の土壌または米の中に 1 mg の汚染物質が存在する状態を 1 ppm で表します。水質汚濁では、ppm とほぼ等しい単位として  $1\text{ mg}/\ell$  を用い、 $1\ell$  中に 1 mg の物質が存在する状態を  $1\text{ mg}/\ell$  で表します。また 10 億分中のいくつであるかを示す分率を ppb で表します。

## P R T R 制度

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境（大気、水、土壌等）への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握して国に届け出るとともに、国や県は届出データや推計に基づいて排出量や移動量を集計し、公表する仕組みです。

## (大気関係)

### アスベスト (石綿)

アスベストは、天然に産出される繊維状の鉱物であり、蛇紋岩系のもの、角閃石系のものなどがあります。

アスベストは、耐熱性、耐磨耗性などにすぐれた特性を有しており、かつ、安価であるため、建築物の内外装材、自動車の摩擦材など広い分野で使用されています。アスベスト粉じんの暴露による人体影響としては、中皮種、アスベスト肺、肺がんなど、主として肺から胸膜への影響があげられます。

現在、労働安全衛生法施行令の規定により、代替が困難な一部の製品等を除き、アスベスト等の製造等は全面禁止されています。

### 硫黄酸化物 (sulfer oxides S O x)

硫黄の酸化物全体のことで、主として二酸化硫黄  $\text{SO}_2$ （亜硫酸ガス）と三酸化硫黄  $\text{SO}_3$ （無水硫黄）です。重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼することにより発生します。

二酸化硫黄は不燃性・無色・強い刺激臭を持つ気体で、植物に傷害を与えたり、鼻、のど、目などを刺激します。

### 一酸化炭素 (carbon monoxide CO)

酸素が不足している状態で、燃料が燃焼したとき発生する無色、無臭の空気より少し軽い有害ガスのことで、体内に吸収されると、血液中のヘモグロビン（血色素のこと、体のすみずみまで酸素を運ぶ役目をする）と結合し、酸素の運搬力を弱め、ひどいときには、窒息にまで至ります。

## 98%値

年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値です。

## K 値規制

K 値は、一つのばい煙発生施設から排出された硫黄酸化物が拡散され、地上に到達した時の最大着地濃度地点の濃度を定数化したもので、工場、事業場が多く立地し、硫黄酸化物の高濃度汚染が生じるおそれがある地域ほど厳しく（数値を小さく）設定する必要があるため、このため区域ごとに異なる K 値が決められています。

K 値規制は、この K 値に基づき硫黄酸化物の排出量を制限するもので、具体的には次の計算式により求められた許容量を超える硫黄酸化物の排出を制限するものです。

$$q = \frac{K \times \text{He}^2}{1000}$$

q：硫黄酸化物の量  $\text{m}^3\text{N}/\text{時}$   
K：地域ごとに決められた定数（K 値）（岡崎市 7.59）  
He：補正された排出口の高さ (m)  
（煙突の高さに煙が上昇する有効な高さを加えたもの）

## 光化学オキシダント (photochemical oxidants)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線により、光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート) 等の刺激性を有する物質の総称です。

## 光化学スモッグ (photochemical smog)

光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかった状態になることを光化学スモッグといいます。

4月から10月にかけて、気温が高く、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、目やのどに刺激を与えます。

## 酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもPHは5.6程度となっています。このため、一般的にはPHが5.6より低い雨を酸性雨といいます。

酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものですが、火山の噴煙のように自然現象によるものもあります。

諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生しています。

## ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。無色の液体でエタノールのような臭いがあります。高濃度吸収の場合、目・のどを刺激するほか精巢毒性の可能性があります。また麻酔作用があり、頭痛・めまい・吐き気を起こします。

## 窒素酸化物 (nitrogen oxides NOx)

窒素 (N<sub>2</sub>) と酸素 (O<sub>2</sub>) の化合物全体のことをいい、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) がその主なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が結合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。

赤褐色の刺激性の気体で、高濃度のときは、目、鼻等を刺激するとともに健康に影響を及ぼすといわれています。

## テトラクロロエチレン

パークレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されています。

高濃度の場合、目・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こします。また、ガンの原因になるといわれています。

## トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。

蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。また、ガンの原因になるといわれています。

## 2%除外値

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値に高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値です。

## m<sup>3</sup>N (m<sup>3</sup> Normal)

気体は、圧力と温度により体積が変化します。このため気体の量の比較を行う場合には、圧力と温度を同じ条件にしておかなければなりません。

m<sup>3</sup>Nは、圧力1気圧、温度0℃の状態（これを標準状態という。）における気体の体積をm<sup>3</sup>で表した単位で、これにより気体の量の比較が可能となります。

温度J℃、圧力P気圧の状態における気体の体積をV<sub>1</sub>m<sup>3</sup>とすれば、標準状態における体積V<sub>2</sub>m<sup>3</sup>Nは、右の式によって得られます。

$$V_2 = \frac{273 \times P \times V_1}{J + 273}$$

## 浮遊粒子状物質 (suspended particulate matter SPM)

大気中に浮遊している「ばいじん」や「粉じん」のうち、粒径が10ミクロン（1mmの100分の1）以下のものをいいます。

## ばい煙

大気汚染防止法でばい煙とは、「燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうち人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある有害物質として、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物」と定義されています。

## 粉じん

大気汚染防止法で粉じんとは、「物の破壊、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」のことをいい、法律では、特定粉じんと一般粉じんに分けています。

特定粉じんとは、「粉じんのうち、石綿（アスベスト）その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるもの」とされており、現在石綿が特定粉じんに指定されています。

一般粉じんとは、粉じんのうち特定粉じん以外のものをいいます。

## ベンゼン

合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されています。ガソリン中にも1%含まれています。

高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よるめき、平衡感覚減少、昏睡など主に中枢神経に影響を受けます。また、ガンの原因にもなるといわれています。

## 粒子状物質（particulate matter PM）

固体又は液体の粒子からなる物質をいいます。大気汚染防止法に基づき、自動車排ガスの規制が行われてきましたが、平成13年6月、自動車NOx法が自動車NOx・PM法に改正され、同法で規制されることとなりました。

## （水質・土壌関係）

### SS（suspended solids 浮遊物質）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。

これらは、魚類のえらに付着してへい死させたり、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える一方、河川の汚泥床を形成したりします。

### 四塩化炭素

フルオロカーボン類の原料、溶剤、機械洗浄剤、防虫剤などに使用されています。特有臭を持つ不燃性の無色透明の液体で、水に溶けにくく揮発性があります。吸入により、中枢神経衰弱を起したり、肝臓や腎臓に影響を及ぼします。

### COD（chemical oxygen demand 化学的酸素要求量）

水中の汚れ度合を示す指標で、水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で一定時間酸化させたときに消費する酸素量をいいます。

### シス-1,2-ジクロロエチレン

溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー、熱可塑性樹脂の製造、有機合成原料などに使用されています。無色の液体で、芳香臭、刺激性があります。高濃度のジクロロエチレン類は、麻酔作用を有し、中枢神経の抑制作用もあります。

### 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素酸化物のうち、硝酸性塩及び亜硝酸性塩のことをいい、水中の窒素酸化物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。硝酸塩や亜硝酸塩は肥料、火薬製造、ガラス製造の原材料などに使用されています。乳幼児では高濃度の水の飲用によりメトヘモグロビン血症（血液中の酸欠による呼吸困難）を引き起こす可能性があり、又多量の飲用により胃、食道等の臓器に腫瘍が発生します。

### 大腸菌群数

人及び動物の腸内に寄生する細菌に属するグループの総称で、一種類のものではありません。大腸菌が多数存在する場合には、人畜のし尿などで汚染されている可能性があり、腸管に由来する病原性ウイルス群、細菌群、寄生虫群も存在する疑いがもたれます。

## DO (dissolved oxygen 溶存酸素量)

水の汚染状態を示す一つの項目で、水に溶けている酸素量のことをいいます。汚濁度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになります。

## 75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75×n 番目 (n は、日間平均値のデータ数) のデータ値をもって 75%水質値とします。(0.75×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとります。)

河川のBODや海域のCODについて、環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合に 75%水質値を使います。

## 鉛

方鉛鉱、白鉛鉱、硫酸鉛鉱等の鉛石の形で産出される重金属です。水道管、ガス管、酸工業用パイプ、蓄電池、電線ケーブル、合金、放射線遮蔽剤等の用途に幅広く使用されています。鉛及びその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の緑を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

## pH (水素イオン指数)

液体中の水素イオン濃度 [H<sup>+</sup>] を表す尺度であり、1ℓ中の水素のグラムイオン数の逆数の常用対数をとった数値で、次の式で表されます。

$$pH = -\text{Log} [H^+]$$

pH 7 を中性とし、7 より小さいものは酸性、7 より大きいものはアルカリ性です。

## BOD (biochemical oxygen demand 生物化学的酸素要求量)

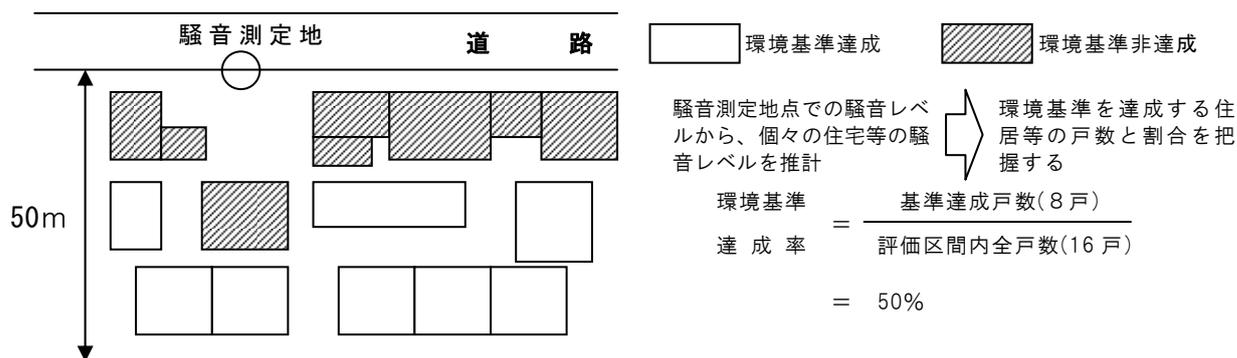
水中の汚れ度合を示す指標で、水中の有機物が一定時間、一定温度で、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量のことです。

この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味します。

## (騒音・振動関係)

### 環境基準の面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。



## 近隣騒音

近隣騒音とは、人声、家庭のピアノ、クーラーからの音などの生活騒音などをいいます。

## 等価騒音レベル (LAeq, T)

変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的な指標であるため、異なる音源からの騒音を合成したり、逆に特定の音源の寄与割合を求めたりといった演算の合理性に富みます。このことにより音響的な計算が簡便であり、予測計算方法も単純化されます。また、睡眠影響やアノイアンス(人に感じられる感覚的なうるささ)との対応にも優れているとされています。

## デシベル（dB(A)）騒音

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも周波数の高低により、異なった大きさに聞こえる性質があります。そこで人間の耳に感じる大きさに近似させた量を測定できる騒音計が定められていて、この騒音計を用いて測定した数値（レベル）を騒音レベルといい、単位としてdB(A)が使われています。

### 騒音のめやす

20 dB	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音(前方1 m)
30 dB	郊外の深夜、ささやき声
40 dB	市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
50 dB	静かな事務所の中
60 dB	静かな乗用車、普通の会話
70 dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
80 dB	電車の車内
90 dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
100 dB	電車が通るときのガード下
110 dB	自動車のクラクション(前方2 m)、リベット打ち
120 dB	飛行機のエンジン近く

## デシベル（dB）振動

振動の大きさは、その振幅や速度などで決まります。人体への感じ方は複雑なので、人体に合うように補正した振動計が定められており、この単位としてデシベル(dB)が使われています。

### 振動のめやす

55 dB以下	人体には無感
55～65 dB	静止している人に感ずる程度
65～75 dB	大勢の人に感ずる程度であり、戸、障子がわずかに動く程度
75～85 dB	家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと鳴動し、器内の水面の動きがわかる程度

## 要請限度

騒音規制法または振動規制法の指定地域において、自動車騒音または道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。この限度のことを要請限度といいます。

## （悪臭関係）

### 臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの。

### 規制基準の設定

規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、規制基準を定めます。規制基準は[1]敷地境界線、[2]気体排出口、[3]排水水について定めます。



## (廃棄物関係)

### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

なお一般に廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して定めるべきであるとされています。

### 一般廃棄物処理計画

「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない（廃棄物処理法第6条）。また、一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならない（廃棄物処理法第6条の2）」とされているように、一般廃棄物について市町村は自治事務として処理し、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集の種類、区分、一般廃棄物の処理施設の整備等を含めた処理計画を作成することとなっています。

### 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指しています。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

浄化槽法（1983年）の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになっています。

### 最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

### 再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

### 再生利用（マテリアルリサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）といいます。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

### 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制及び回収した製品からの部品等の再使用を推進し、資源循環型経済システムの構築を目指すことを目的として施行された法律です。平成3年より施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正する形で、平成12年6月7日に公布（平成13年4月1日施行）されました。

工場で副産物の発生抑制のための設計・製造を行う製品、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を行う製品等が定められています。

## 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっています。

## 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

## 3R（スリーアール）

リデュース(Reduce)：廃棄物等の発生抑制、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用の3つの頭文字をとったものです。

## ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すものです。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいます。

## 中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再び資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

## 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

特定家電製品(当面政令で指定されたテレビ、冷凍庫・冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4種類)について小売業者、製造業者等による収集、運搬及び再商品化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、適正処理、資源の有効利用の確保を図ることを目的とし、平成13年4月1日から完全施行された法律です。

## 特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものをいいます。他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の処理による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されています。

## 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とします。

## 排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方です。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にあります。

## 発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先されます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

## ポリ塩化ビフェニル（PCB）

PCBはその安定性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきましたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB廃棄物については、処理施設の設備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成13年にPCB特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で平成28年7月までに処理を終えることとしています。

## 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

容器包装廃棄物の減量、リサイクルを目的として平成9年4月1日から施行されました。

- ・消費者は容器包装の合理的な選択により廃棄物の排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物を分別して排出する。
- ・対象となる容器を製造、または利用する事業者、対象となる包装を利用する異業者は再商品化を行う義務を負う。
- ・市町村は分別収集計画を定め、区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講じなければならない。

等を定めています。

平成9年4月1日よりガラスびん、ペットボトル等7品目を対象としていましたが、平成12年4月1日から対象が段ボール、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装等が追加され、10品目に拡大されました。

## リサイクル

廃棄物等を再利用することです。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。